

長野市監査委員告示第2号

地方自治法第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人野本博之氏から、別紙のとおり平成28年度包括外部監査契約に基づく監査の結果に関する報告の提出がありましたので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表します。

平成29年2月21日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	小澤輝彦
同	岡田荘史
同	塩入学

平成28年度  
長野市包括外部監査の結果に関する報告書

監査テーマ：長野市における補助金等の事務の執行について

平成28年度長野市包括外部監査人

野本 博之

# 目 次

第1 包括外部監査の概要 .....	1
第2 監査の結果 .....	3
第1章 序章 .....	3
1.1 補助金制度 .....	3
1.1.1 補助金の意義、根拠、制限 .....	3
1.1.2 長野市補助金等交付規則 .....	3
1.1.3 負担金、補助及び交付金 .....	4
1.2 長野市の財政と補助金等 .....	4
1.2.1 長野市の財政（一般会計） .....	4
1.2.2 補助金等の執行状況（一般会計） .....	5
1.2.3 第四次長野市総合計画（後期基本計画）と補助金等 .....	6
1.3 長野市の補助金等の事務フロー .....	8
1.4 長野市の補助金等の見直しに関する取組み .....	9
1.5 補助金に関する過去の包括外部監査における指摘事項、意見の措置の状況 .....	9
1.6 監査の具体的内容 .....	35
1.6.1 監査の対象とした補助金等 .....	35
1.6.2 監査の視点 .....	37
第2章 総括的意見 .....	39
2.1 補助金等の見直しに関するガイドラインの策定 .....	39
2.2 社会情勢の変化への対応 .....	41
2.3 市が本来負担すべきか検討を要するもの .....	41
2.4 繰越金が過大等 .....	42
2.5 交付先の補助金等の対象支出経費の明瞭化 .....	42
2.6 補助対象事業・経費が広範囲 .....	43
2.7 補助金等の上限額設定 .....	43
2.8 補助金等の統合 .....	44
2.9 公平性の確保 .....	44
2.10 「補助金等の在り方」以外の指摘事項、意見 .....	45
第3章 個別補助金等 .....	46
3.0 行政経営の方針【行政経営分野】 .....	46
3.0.1 支所発地域力向上支援金 .....	47
3.0.2 ながのまちづくり活動支援事業補助金 .....	50
3.0.3 Uターン促進多世代住宅建設補助金 .....	53
3.1 健やかに暮らし認め合い支え合うまち【保健・福祉分野】 .....	55
3.1.1 長野市在宅介護者リフレッシュ事業補助金 .....	56
3.1.2 老人クラブ補助金 .....	58
3.1.3 敬老祝事業補助金 .....	62

3.1.4	短期入所行動障害児等援護事業補助金	64
3.1.5	社会福祉協議会補助金ほか（ながのコロニー移転改築事業等元利償還金補助金）	67
3.1.6	社会福祉協議会補助金ほか（社会福祉法人長野市社会事業協会）	70
3.1.7	社会福祉協議会補助金ほか（社会福祉法人長野市社会福祉協議会）	73
3.1.8	飲料水供給施設等改修事業補助金	77
3.2	豊かな自然環境と調和した潤いあるまち【環境分野】	79
3.2.1	太陽光発電システム普及促進事業補助金	80
3.2.2	太陽熱利用システム普及促進事業補助金	83
3.2.3	産業廃棄物技術研修及び親子教室開催負担金	86
3.2.4	生活雑排水簡易浄化槽清掃事業補助金	88
3.2.5	ながの緑育協会補助金	91
3.2.6	保存樹木樹林診断・剪定補助金	94
3.3	より安全で安心して暮らせるまち【防災・安全分野】	96
3.3.1	各種団体負担金・補助金（長野市道路・河川期成同盟会等補助金）	97
3.3.2	交通安全推進団体補助金	100
3.4	心豊かな人と多彩な文化が輝くまち【教育・文化分野】	102
3.4.1	私立幼稚園補助金（長野市幼稚園連盟補助金）	103
3.4.2	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付契約に係る共済掛金	107
3.4.3	長野市PTA安全互助会補助金	110
3.4.4	学校医委員会補助金	112
3.4.5	社会教育関係事業補助金	115
3.4.6	体育協会負担金	118
3.5	いきいきと産業が育ち賑わいと活力あふれるまち【産業・経済分野】	121
3.5.1	観光まつり補助金	122
3.5.2	松代観光戦略補助金	125
3.5.3	松代歴史文化の発信・誘客	128
3.5.4	長野市善光寺表参道ガイド協会負担金	131
3.5.5	広域観光協議会負担金	134
3.5.6	観光コンベンションビューロー運営補助金	136
3.5.7	観光・コンベンション事業助成金	138
3.5.8	土地改良事業団体補助金	141
3.5.9	農業者育成（新規就農者支援事業）	144
3.5.10	緩衝帯維持管理支援事業補助金	147
3.5.11	長野市商業振興事業補助金	150
3.5.12	大規模集客イベント事業補助金	153
3.5.13	商店街イベント事業補助金	156
3.5.14	商工団体育成補助金	158
3.5.15	雇用対策補助金	161
3.6	多様な都市活動を支える快適なまち【都市整備分野】	164
3.6.1	長野駅東口地域街づくり対策連絡協議会補助金	165
3.6.2	長野市北陸新幹線地区対策委員会補助金	168
3.6.3	国・県道整備期成同盟会補助金	171

## 第1 包括外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第1項、第2項及び長野市包括外部監査契約に基づく監査に関する条例(平成11年長野市条例第4号)の規定に基づく監査

### 2. 選定した特定の事件

長野市における補助金等の事務の執行について

### 3. 事件を選定した理由

長野市一般会計(借換債を除く。)の平成26年度の歳入決算は、170,584,272千円と前年度よりも1,274,183千円増加した。市税は58,693,312千円と前年度よりも2.1%増加したものの、自主財源の割合は低く、市債や国庫補助金などの依存財源によって賅っている状況であり、不断の歳出削減努力が求められる。

第6次長野市行財政改革大綱(実施期間は、平成25年度から29年度まで)においても財政の健全運営のために、歳出削減への取組が挙げられている。

長野市においては、監査委員による定期監査、財政援助団体監査において、補助金交付の事務をも対象として監査をしており、また、平成15年度の包括外部監査で取り上げている。一方、昨年度、長野県では、大北森林組合が補助金を不正に受給していたことが判明し、大きな話題となった。

厳しい財政状態が予想されるなか、税金を財源とする補助金の執行については、公益性、有効性、合規性等が今まで以上に求められる。

以上の理由から、補助金の執行状況について監査を実施し、指摘や意見を表明することが、長野市が推し進める行財政改革の推進のためには有用であると考え、特定の事件として選定した。

### 4. 外部監査の対象

市の歳出科目の節の区分で補助金、負担金及び交付金として支出される事業のうち長野市の裁量の余地が少ない義務的な負担金及び補助金等を除いたものを監査の対象とした。

詳細は「第2 監査の結果」「第1章 序章」「1.6 監査の具体的内容」「1.6.1 監査の対象とした補助金等」に記載している。

### 5. 外部監査対象期間

原則として平成27年度とし、必要に応じ他の事業年度についても監査の対象とした。

## 6. 監査実施期間

平成 28 年 7 月 1 日から平成 29 年 2 月 9 日まで

## 7. 監査の着眼点

公益性、合規性、効率性、有効性、必要性、公平性の各観点から検討した。  
詳細は「第 2 監査の結果」「第 1 章 序章」「1.2.2 監査の視点」に記載している。

## 8. 監査対象の選定と主な監査手続

### 8.1 監査対象補助金等の選定

補助金、負担金、交付金を対象とし、法令等に基づき義務的に支出しているものを除き全件。

### 8.2 主な監査手続

条例、諸規則及び市作成各種資料の閲覧

補助金等の申請者が作成した申請書、計画書、報告書、帳簿類、証拠資料等の閲覧

関係者(市担当職員)への質問

管理資料の閲覧と内容検討

その他必要と認める手続

## 9. 外部監査人及び補助者

### 外部監査人

公認会計士 野本 博之

### 補助者

公認会計士 塚本 大作

公認会計士 湯浅 嘉之

公認会計士 井上 光昭

公認会計士 武田 和弥

公認会計士 三枝 和臣

その他(注) 柄澤 千恵子

(注)公認会計士法(昭和 23 年法律第 103 号)第 3 条に規定する「公認会計士となる資格を有する」者

## 10. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、市と包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2 監査の結果

### 第1章 序章

#### 1.1 補助金制度

##### 1.1.1 補助金の意義、根拠、制限

補助金は、特定の事業、研究等を奨励または育成するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するものである。地方自治法では、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる(第232条の2)と定められている。すなわち、地方公共団体は特に法令、条例等の根拠を要することなく、予算措置により補助金を支出することができる。そして、公益上必要がある場合については客観的な公益性の認定によって議会と長が判断を行うことになる。

しかし、補助金の支出には、相手方にとって規制や関与となる場合があること、地方公共団体にとって財政運営の負担になる場合があることなどによって、憲法及び法律により一定の制限が設けられている。

##### ➤ 憲法による制限

公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない(憲法第89条)。

ただし、学校法人、社会福祉法人等に対する補助金の支出は法律上認められている。

##### ➤ 国等に対する寄附等の制限

財政秩序を確立するために、地方財政再建促進特別措置法に基づいて、国等に対し、原則として寄附金等を支出してはならない。

##### ➤ 債務保証の制限

「法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律」の規定により、会社その他の法人の債務については、原則として、保証契約をすることを禁止されている。ただし、行政実例において損失補償はこの法律の適用を受けないとされている。

##### 1.1.2 長野市補助金等交付規則

長野市では、補助金等の支出にあたって、長野市補助金等交付規則を定めて、補助金等の交付に関し必要な事項を明確にしている。同規則には、補助金等の交付申請、交付決定、実績報告、補助金の額の確定、補助金等の交付等を定めている(詳細は 1.3 長野市の補助金の事務フローにある。)

そして、補助金等交付事業の中には、交付要綱や交付要領によって、趣旨・定義・補助金の交付の対象となる事業、対象経費及び補助率等を詳細に定めたり、補助金等の交付申請・実績報告・補助金の交付請求等で提出する書類の様式を明らかにしたりして、交付規則の内容をより具体化させているものもある。

### 1.1.3 負担金、補助及び交付金

長野市では、長野市財務規則第7条第2項の歳入歳出予算科目の区分において、歳出予算に係る節の区分は、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)別記に規定する歳出予算に係る節の区分のとおりとすると規定しており、補助金等は、節の支出科目である負担金、補助及び交付金(以下「補助金等」という。)に属している。

補助金等は、支出の内容によって、以下のように分類される。

負担金:法令又は契約等によって地方公共団体が負担することになるもの

補助金:特定の事業、研究等を奨励または育成するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するもの

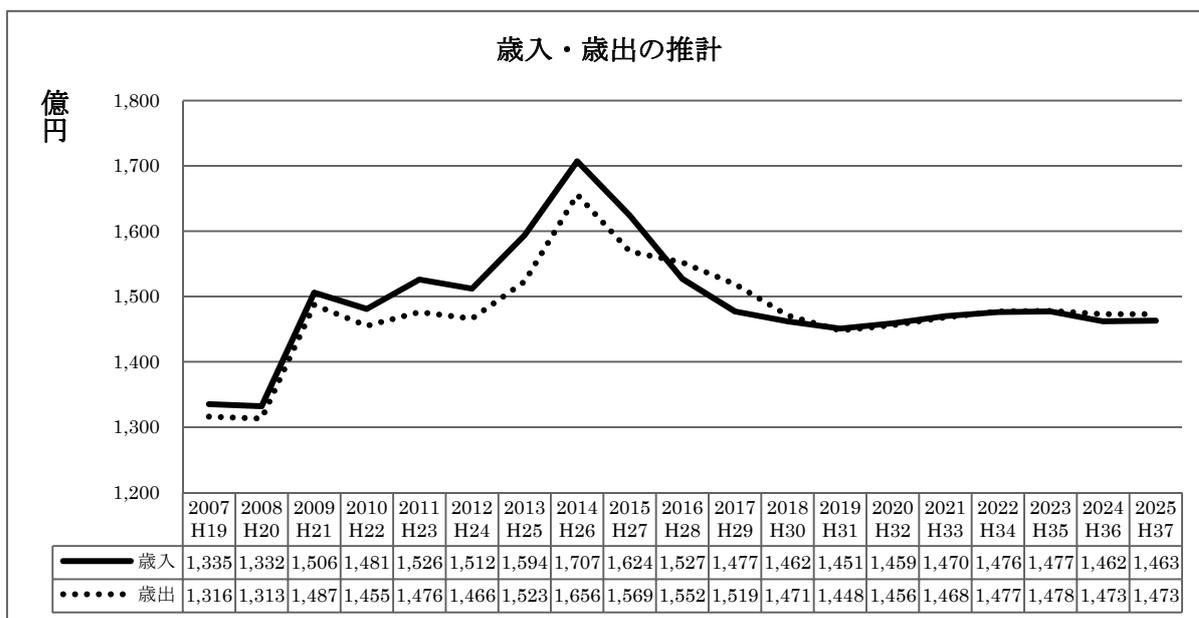
交付金:法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において当該事務処理の報償として支出するもの

## 1.2 長野市の財政と補助金等

### 1.2.1 長野市の財政(一般会計)

平成20年度まで1,300億円強であった財政規模は、平成21年度は合併により約1,500億円まで拡大した。その後、平成25年度は経済対策等により財政規模を拡大し、平成26年度には約1,700億円まで拡大している。平成27年度以後は財政規模を縮小し、平成30年度以降は約1,400億円台で推移する見込みである。

人口減少や地方交付税の改革などによって、市の財政規模が縮小することが見込まれる中、これまでと同じように補助金等を継続するならば、今後、補助金に関する予算をどのように確保し、配分していくかが長野市の課題となると考えられる。



長野市 財政推計(平成 22 年 3 月公表、平成 28 年 10 月公表)から作成

### 1.2.2 補助金等の執行状況(一般会計)

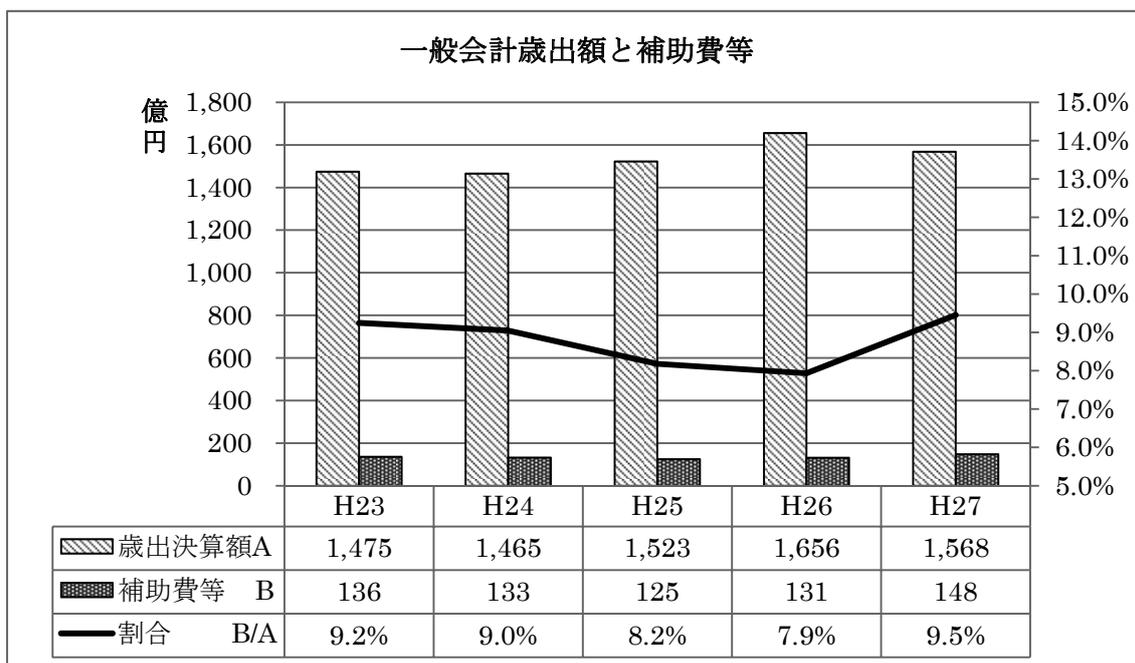
長野市の一般会計の性質別歳出に占める補助費等の年度別執行状況は次表のとおりとなっている。

性質別歳出の補助費等とは、市から他の地方公共団体(県、市町村、一部事務組合など)や民間に対して、行政上の目的により交付される経費で、主なものとして、報償費、役務費、負担金・補助金及び交付金(今回の監査対象としている補助金等)などが該当する。

一般会計の歳出額は平成26年度をピークに減少傾向となったが、補助費等は平成26年度までは130億円前後と横ばいであったものの、平成27年度は、前年度になかった子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼稚園・認定こども園施設型給付金(7.7億円)や、プレミアム商品券事業費(4.7億円)により増加し、歳出全体に占める補助金等の存在が増してきている。

(単位:億円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
歳出決算額(A)	1,475	1,465	1,523	1,656	1,568
補助費等(B)	136	133	125	131	148
(B)／(A)	9.2%	9.0%	8.2%	7.9%	9.5%



長野市 平成 23 年度から平成 27 年度までの「決算の概要」から作成

### 1.2.3 第四次長野市総合計画(後期基本計画)と補助金等

長野市は、平成 28 年度を目標年次とする第四次長野市総合計画基本構想(以下、「基本構想」という。)に掲げる都市像「～善光寺平に結ばれる～人と地域がきらめくまち“ながの”」の実現に向け、平成 19 年度から第四次長野市総合計画前期基本計画に取り組んできた。

前期基本計画の策定から4年を経過する中で、リーマンショック以降の世界的な景気の悪化、平成 22 年1月の旧上水内郡信州新町及び中条村との合併、平成 23 年3月の東日本大震災や長野県栄村を中心とする地震による未曾有の大災害の発生など、長野市を取り巻く社会情勢は変化している。

第四次長野市総合計画後期基本計画は、このような社会情勢の変化を踏まえ、基本構想や政策の実現に向け、次の点に留意し、策定したものである。

- (1) 前期基本計画の現況と課題を検証し、施策の継続性と新たな視点に着目する。
- (2) 協働によるまちづくりの視点に立脚し、地方分権にふさわしい自立性の高い地域社会を構築する。
- (3) 選択と集中を基調とした戦略性を踏まえる。
- (4) 数値目標を取り入れるなど、わかりやすい計画とする。
- (5) 分野別個別計画との整合を図る。

後期基本計画では、基本構想の「政策の7本柱」を施策レベルまで分かりやすく体系化した前期基本計画の考え方を継承しながら、基本構想を実現する視点から、基本施策及び施策の一部を再編整理している。

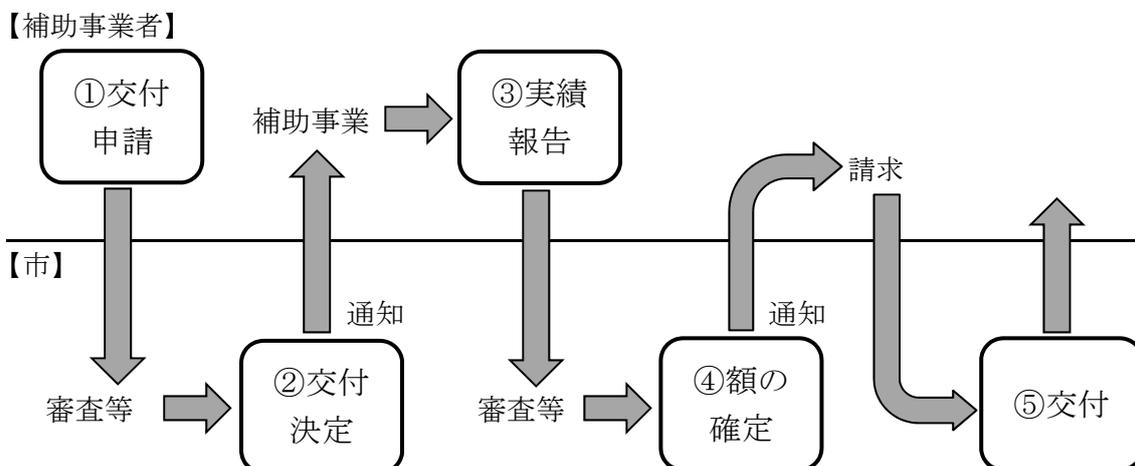
政策番号	政策の7本柱	分野
0	行政経営の方針	行政経営
1	健やかに暮らし認め合い支え合うまち	保健・福祉
2	豊かな自然環境と調和した潤いあるまち	環境
3	より安全で安心して暮らせるまち	防災・安全
4	心豊かな人と多彩な文化が輝くまち	教育・文化
5	いきいきと産業が育ち賑わいと活力あふれるまち	産業・経済
6	多様な都市活動を支える快適なまち	都市整備

以上の記述は「第四次長野市総合計画 後期基本計画」の冒頭部分を抜粋、要約したものである。「政策の7本柱」のそれぞれの趣旨及び基本政策は「第3章 個別補助金等」に記載している。

長野市は上記「政策の7本柱」に従って補助金等を分類し、次表のとおり予算配分することで政策の実現を図っている。

### 1.3 長野市の補助金等の事務フロー

長野市では、補助金等の交付に関して必要な事項を「長野市補助金等交付規則」に定めている。当該規則によると、補助金等の事務手続きの主な流れは以下のとおりである。



#### (1) 交付申請(第3条)

補助事業者は、補助金等の交付を受けようとするときは、申請書(住所及び氏名、補助事業の目的及び内容、補助事業に要する経費及び補助事業の完了の予定期日、交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎、その他市長が必要と認める事項を記載)に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

#### (2) 交付決定(第4条)

市長は、交付申請書の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、補助金等の交付の可否を決定し、その旨を補助事業者に通ずるものとする。

市長は、交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

#### (3) 実績報告(第9条)

補助事業者は、補助事業が完了したときは、実績報告書(住所及び氏名、補助事業の成果、その他市長が必要と認める事項を記載)に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

#### (4) 額の確定(第10条)

市長は、実績報告書の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、交付すべき補助金等の額を決定し、その旨を補助事業者に通ずるものとする。

#### (5) 交付(第12条)

市長は、補助金等の額を決定した後において、補助金等を補助事業者に交付するものとする。

補助事業の遂行上必要と認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。

補助事業者は、補助金等の交付を受けようとするときは、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

#### 1.4 長野市の補助金等の見直しに関する取組み

長野市は、平成 14 年度から事務事業評価を本格導入し、平成 23 年度から平成 24 年度に行政評価を抜本的に見直すこととして、より効果的な評価手法の導入などを試行し、平成 25 年度から、試行結果等を踏まえ、第四次長野市総合計画後期基本計画の施策及び主要な事務事業に係る評価を実施している。現行の行政評価において、主要な事務事業に位置づけられる補助金等については、当該行政評価において各事業の評価に合わせて見直しが行われている。

#### 1.5 補助金に関する過去の包括外部監査における指摘事項、意見の措置の状況

長野市では、平成 15 年度に「補助金について」というテーマのもと包括外部監査が実施されている。当該監査の結果を受けて、「措置の状況1:平成 16 年 10 月 14 日」、「措置の状況2:平成 16 年 11 月 22 日」、「措置の状況3:平成 16 年 12 月 1 日」、「措置の状況4:平成 16 年 12 月 10 日」、「措置の状況5:平成 18 年 9 月 12 日」、「措置の状況6:平成 19 年 1 月 30 日」と6回にわたり措置状況を公表している。

平成 15 年度の包括外部監査の結果を受けた措置状況についてその後の状況を確認することは、今回の包括外部監査を実施するにあたり有意義であると考え、現在の状況について確認を行った。なお、前回包括外部監査で補助金をテーマとしてから 10 年以上が経過していることから、当時監査対象として選定された補助金等の中には、社会経済環境の変化に伴う補助金の見直しや措置の結果として廃止されているものも多く含まれており、それらの補助金等については対象外としている。

なお、担当課の名称は、平成 28 年度の名称に置き換えてある。

補助金名称	01 防犯灯設置等補助金
担当課	地域活動支援課
平成 15 年度報告書 該当ページ	報告書 21 ページ
指摘事項	(1) 補助金交付手続きの簡素化を図るべきもの (2) 定額補助とするなど補助金の算定方法について検討すべきもの
措置状況	(1) 補助金交付手続きの簡素化を図るべきもの 補助金の交付手続きの簡素化については、年度当初に支所・連絡

	<p>所等地區毎に防犯灯の設置数や設置方法などの執行、管理できることが確定できたことから、長野市防犯灯設置事業等補助金交付要綱を改正(平成16年8月19日)し、領収書の写しを添えて申請する方式に改め、申請者の負担軽減及び迅速な補助金交付を行えるよう改善を図った。</p> <p>(2) 定額補助とするなど補助金の算定方法について検討すべきもの 設置経費について概ね限度額を上回っているが、一部には限度額を下回っているものもあることから、補助金の趣旨からも定額とすることは難しい。このことから実績額等を見極めつつ限度額の引き上げについて検討を図りたい。</p>
現在の状況	<p>平成24年度から平成29年度までをLED化の推進期間とし、設置補助限度額の増額を行った。現在の金額設定においては、それまでにLED化が行われたものの金額を参考としているため、実際の工事費と補助金額の乖離は小さいものとなっている。ただし、設置場所(連担・不連担地域の別)や設置形態(電柱への併設や柱を含めた新設等の別)により工事費に差が生じるため、補助金額は定額としていない。</p>

補助金名称	02 長野市職員互助会交付金
担当課	職員課
平成15年度報告書 該当ページ	報告書22ページ
指摘事項	<p>(1) 補助対象から除外すべきもの</p> <p>(2) 職員互助会事業の見直しを実施すべきもの</p>
措置状況	<p>(1) 補助対象から除外すべきもの 市は、包括外部監査の結果を受けて、互助会に対し、給付事業等の見直しを働き掛けた。互助会では、今後、監査で指摘を受けている元気回復奨励金、図書券の給付及び眼鏡補助に対して市の補助がなくなった場合、これらの事業を継続していくことは困難であると判断し、理事会(平成16年6月4日開催)及び評議員会(同年6月11日開催)において、これらの給付事業を平成16年度から廃止することとした。以上により、市が補助することが適切でないと指摘を受けた互助会の事業がすべて廃止となったため、今年度からそれらの事業に対し市が補助することはなくなった。</p> <p>(2) 職員互助会事業の見直しを実施すべきもの また、指摘を受けている退会記念品料についても、同理事会及び</p>

	評議員会において、互助会給付規程の一部が改正され、互助会として今後5年間かけて給付額を現行の 1/2 に減額することになり、既に対策が講じられている。今後も、地方公務員法第 42 条の規定に基づき、職員の福利厚生及び元気回復に係る事業が職員互助会を通じて有効に実施できるよう、社会経済情勢を鑑みながら適切な補助金の交付に努めていきたい。
現在の状況	市からの補助金は平成 17 年度から徐々に減額しており(掛金率 H15: (10/1000)-200 円 → H28:1.8/1000)、現在は市からの補助対象事業は、県内体育大会などのクラブ活動や、インフルエンザ予防接種補助事業等に限定され、類似市と比較して特段高額な給付はない状況となっている。また、互助会では、財政健全化と自立的運営を図るため、平成 27 年度から 28 年度にかけて、勤続祝金、入学祝金の減額、銀婚祝金の廃止、出産祝金の増額、弔慰金、見舞金の減額等給付事業の大幅な見直しを行うとともに、今後平成 32 年度を目途に更なる見直しを予定している状況にある。

補助金名称	05 路線バス維持活性化補助金
担当課	交通政策課
平成 15 年度報告書 該当ページ	報告書 26 ページ
指摘事項	(1) 補助金交付要綱に沿った補助対象路線を決定すべきもの 補助金交付要綱において平均乗車密度(年間運送収入/平均賃率*年間実車走行キロ)が5人以上となる運賃支出を確保する見通しがあることとされているが、平均乗車密度を要綱で定められている要件を満たしていないものが多数見受けられる。
措置状況	—
現在の状況	現在、『路線バス維持活性化補助金』により対応を行っている。要綱については、当時より特段の変更はなく、現在補助している路線・平均乗車密度は以下のとおりとなっており、補助金交付要綱第2(オ)『平均乗車密度が、5人以上となる運賃支出を確保する見通しがあること』が満たされていない路線が多いが、沿線地域には学生や高齢者など他に移動手段を持たず、路線が廃止になると生活に多大な影響があるため、補助金を交付することで路線の維持を図っている。

平成 27 年度の状況

路線名	申請番号	運行系統		系統キロ	輸送人員	平均乗車密度	年間運行日数
		起点	終点				
新町	第1号	篠ノ井駅	新町	往 16.5 km 復 16.5 km	11,862 人	3.2 人	291 日
	第2号	篠ノ井病院前	原市場	往 10.5 km 復 10.5 km	3,198 人	2.0 人	240 日
	第3号	篠ノ井病院前	新町	往 17.5 km 復 17.5 km	15,165 人	2.4 人	291 日
	第4号	篠ノ井病院前	犀峽高校	往 20.7 km 復 20.7 km	1,877 人	4.9 人	51 日
	第5号	篠ノ井駅	犀峽高校	往 19.7 km 復 19.7 km	12,388 人	4.2 人	240 日
川後	第6号	長野バスターミナル	滝屋	往 15.8 km 復 15.8 km	29,972 人	2.2 人	291 日
市場	第7号	長野バスターミナル	中尾	往 24.3 km 復 24.3 km	5,718 人	2.4 人	144 日
	第8号	潮脇	中尾	往 13.8 km 復 13.8 km	753 人	4.4 人	51 日
	第9号	長野バスターミナル	坪根	往 17.0 km 復 17.0 km	569 人	1.2 人	119 日
	第10号	潮脇	坪根	往 6.5 km 復 6.5 km	1,071 人	1.5 人	119 日
	第11号	長野バスターミナル	中尾	往 19.3 km 復 19.3 km	894 人	1.5 人	119 日
	第12号	潮脇	中尾	往 8.8 km 復 8.8 km	162 人	1.0 人	51 日
原市場	第13号	大安寺橋	原市場	往 9.6 km 復 9.6 km	7,488 人	4.9 人	240 日
赤榮	第15号	松代	赤榮上	往 7.7 km 復 7.7 km	22,089 人	4.8 人	240 日
金井山	第15号	松代高校	長野バスターミナル	往 17.2 km 復 17.4 km	31,072 人	3.6 人	240 日
	第16号	松代高校	長野バスターミナル	往 18.6 km 復 18.8 km	21,251 人	6.4 人	240 日
松代篠ノ井	第17号	松代高校	篠ノ井駅	往 8.1 km 復 8.1 km	8,400 人	2.7 人	240 日
保科温泉線	第1号	長野駅	保科温泉	往 17.8 km 復 17.6 km	24,051 人	3.8 人	183 日
	第2号	長野駅	保科温泉	往 16.3 km 復 16.3 km	2,126 人	4.9 人	183 日
	第3号	長野駅	保科温泉	往 15.9 km 復 15.9 km	7,544 人	2.7 人	183 日

引続き、補助金額の縮減に向けて、地域と運行方法の見直しや利用促進などについて協議を進めるとともに、要綱の改正についても検討をしている状況にある。

補助金名称	06 病院事業補助金
担当課	医療事業課
平成 15 年度報告書 該当ページ	報告書 31 ページ
指摘事項	(1) 負担金として経理すべきもの (2) 市民病院の独立採算制を高め補助金の廃止を検討すべきもの
措置状況	(1) 負担金として経理すべきもの 病院事業の開始時より財務会計システム上の予算を事務事業管理している都合上、本来「負担金」として経理のすべきものについても、細

	<p>節名及び事業名としては「公営企業会計建設補助金」「公営企業会計その他補助金」という運用をしていた。今後は、同システムが更新運用される平成 17 年度の予算編成時点より、細節名及び事業名について、本来「負担金」として経理のすべきものについては、名称変更し適切な処理を行っていく。</p> <p>(2) 市民病院の独立採算制を高め補助金の廃止を検討すべきもの</p> <p>病院開設準備段階から当初計画規模の経営が整うまでの職員給与費については、当然として市一般会計で負担してきた経過に加え、現在も開院当初に発生した累積欠損金を依然抱えていること、また施設の拡張途上であることなどから、市の姿勢として、地方公営企業法繰出基準の上乗分(起債利息 1/3)及び繰出基準外分(市職員経費)について補助金として一般会計からの繰出を継続して来た。しかしながら指摘のとおり、独立採算性の確保・発揮は公営企業会計の本旨であるので、再度「一般会計が本来負担すべき額」の的確または妥当な算定を行った上、基準外繰出金の廃止を検討していく。なお現在、長野市民病院の管理運営を委託する財団法人長野市保健医療公社において、新医療情報システム(平成 16 年3月第一次稼動開始)による原価計算システムを構築中(平成 16 年9月本格稼動目標)であり、今後は従来困難であった「一般会計が本当に負担すべき額(公的病院なるがため行なう高度医療、小児医療、救急医療等に係る不採算額)」の算定を実施していく予定である。</p>
現在の状況	<p>措置状況にあるとおり、細節名及び事業名については、本来「負担金」として経理のすべきものについては、負担金として処理されるように変更されている。なお、長野市民病院は、平成 28 年4月1日から地方独立行政法人へ移行しており、一般会計からの繰出も地方独立行政法人法第 85 条に基づく運営費負担金として支出している。</p> <p>システム導入により「一般会計が本当に負担すべき額(公的病院なるがため行なう高度医療、小児医療、救急医療等に係る不採算額)」の算定を行っており、負担額については、地方独立行政法人法第 85 条の本旨を踏まえ、客観的な基準である地方財政計画単価を用いて算定している。なお、上乗せ分(起債利息 1/3)は平成 25 年度から、基準外繰出(市職員経費)は平成 24 年度から、それぞれ解消している。</p>

補助金名称	08 長野市社会事業協会運営費補助金
担当課	福祉政策課
平成 15 年度報告書 該当ページ	報告書 34 ページ

指摘事項	(1) 補助対象経費等を明確にしておくべきもの (2) 実績報告を徴し額の確定を行うべきもの (3) 補助対象経費とすべきでないもの (4) 社会福祉法人の助成の手続に関する条例を遵守すべきもの
措置状況	(1) 補助対象経費等を明確にしておくべきもの 補助対象経費及び補助額算出根拠を明確にするため、要綱の作成等を行うことを指摘されているが、当該補助の人件費、事務費等の補助額算出に当っては、予算編成段階で提出される見積書により査定を行う等、積み上げにより算出しているため、要綱の制定により算出根拠を明確にすることはできない。このことから、平成 16 年度の補助金の交付に当っては、内容、金額、算出の根拠となった書類を決裁文書に添付し明確にした。 (2) 実績報告を徴し額の確定を行うべきもの 平成 15 年度補助から実績報告を徴収し、補助額の確定を行った。 (3) 補助対象経費とすべきでないもの 平成 16 年度から是正済。 (4) 社会福祉法人の助成の手続に関する条例を遵守すべきもの 平成 16 年度から補助申請にあたり、理由書を徴した。
現在の状況	「(1) 補助対象経費等を明確にしておくべきもの」、「(2) 実績報告を徴し額の確定を行うべきもの」及び「(3) 補助対象経費とすべきでないもの」については、措置状況のとおりである。 「(4) 社会福祉法人の助成の手続に関する条例を遵守すべきもの」については、平成 16 年度から補助申請にあたり、理由書を徴しているが、今回の監査結果において、社会福祉法人の助成の手続に関する条例への遵守に関する指摘事項を記載している。

補助金名称	09 民生・児童委員協議会補助金
担当課	福祉政策課
平成 15 年度報告書 該当ページ	報告書 38 ページ
指摘事項	(1) 補助金経理責任を文書により明確にすべきもの (2) 補助金等交付規則を遵守すべきもの (3) 民生・児童委員協議会補助金を統合すべきもの
措置状況	(1) 補助金経理責任を文書により明確にすべきもの 市は民生委員法に基づく経費負担を補助金として長野市民生児童委員協議会へ交付している。同協議会は独自の事務局を有しない

	<p>め、事務処理を(社福)長野市社会福祉協議会へ委託し、社協では事務受託事業として、他の団体等との受託業務(有料)同様に正式な業務として上げているものである。文書の取り交わしを社協、民児協の双方に伝える。</p> <p>(2) 補助金等交付規則を遵守すべきもの</p> <p>実績報告については長野市民生児童委員協議会の総会後に事業報告、決算報告を受けているが、額の確定をするための精算などの処理は実施していない。繰越金は新年度の補助金が交付されるまでの繋ぎとしているが、多額な繰越金は不要と考えられるので平成 16 年度分から毎年度末に繰越金について返戻等の協議をし、額の確定を行う。</p> <p>(3) 民生・児童委員協議会補助金を統合すべきもの</p> <p>補助金を中核市移行に伴う影響額調査分と市単独分とに分けて起案し決裁を受けていたが、統合し、交付月と金額を明確にした分割交付することにより対応する。民生委員活動費や研修費、協議会運営費等は、中核市は市が負担すると民生委員法で定められている。市の施策を反映した活動が推進されるよう、厚生労働省が通知する基準金額等を基にし、積み上げにより負担金額を算出しているが、一層の費用対効果が得られるよう内容を精査する。</p>
現在の状況	<p>現在、民生・児童委員協議会補助金から(社福)長野市社会福祉協議会への事務費の支出は行われていないことから、文書の取り交わしはしていない。また、実績報告については、長野市民生児童委員協議会の総会後に事業報告、決算報告を受けるとともに、実績報告に基づく額の確定、精算が行われている。また、補助対象経費は、民生委員法に中核市であるために市が負担すると定められた民生委員活動費、研修費、協議会運営費等の全てであること、また、補助金額については、前年実績、次年度の事業費積算により予算措置していることから、交付要綱は策定していない。</p>

補助金名称	10 地域福祉サービス事業補助金
担当課	福祉政策課
平成 15 年度報告書 該当ページ	報告書 40 ページ
指摘事項	<p>(1) 補助目的及び補助対象経費等を明確にすべきもの</p> <p>(2) 実績報告を提出させ額の確定を行うべきもの</p>
措置状況	<p>(1) 補助目的及び補助対象経費等を明確にすべきもの</p> <p>補助金交付要綱が制定されておらず、支出負担行為等の決裁文書</p>

	<p>においても補助目的、補助対象経費等について必要事項が明確になっていないことが原因であったため、補助目的、補助対象経費、補助金算出根拠等を記載した算出基準を作成し、改善を図る。</p> <p>なお、交付要綱作成については、要綱は元来、不特定多数の申請に対し、交付の公平性を保つためのものである。しかしながら、本補助金は長野市社会福祉協議会のみを交付の対象としているものであり、算出基準を作成することで補助目的、補助対象経費、補助金算出根拠を明確にできるため、制定の必要はないと判断している。</p> <p>(2) 実績報告を提出させ額の確定を行うべきもの</p> <p>実績報告書を提出させ額の確定を行うべきものについては、補助事業完了後において実績報告書等必要書類を提出させていないことが原因であったため、平成 16 年度事業から実績報告書等を提出させ、額の確定を行い改善を図る。</p>
現在の状況	<p>現在補助対象経費は以下のとおり明確化されているが要綱は策定していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費：必要人員分の事務局職員人件費（他事業で補填されているものは除く。） <ul style="list-style-type: none"> <li>正規職員：総務課6人、地域福祉課 11 人</li> <li>嘱託臨時職員：総務課6人（常勤役員1人、非常勤役員1人含む）、地域福祉課 12 人</li> <li>市派遣職員：総務課2人、地域福祉課2人</li> </ul> </li> <li>・事務費（管理経費） <ul style="list-style-type: none"> <li>法人運営管理経費（他事業と重複するものは按分。）</li> </ul> </li> <li>・事業費 <ul style="list-style-type: none"> <li>自主財源のない社協独自事業に要する経費</li> </ul> </li> </ul> <p>なお、実績報告に基づく額の確定は行われている。</p>

補助金名称	11 友愛活動補助金
担当課	高齢者福祉課
平成 15 年度報告書 該当ページ	報告書 41 ページ
指摘事項	(1) ひとり暮らし高齢者友愛活動事業の拡充について検討すべきもの
措置状況	ひとり暮らし高齢者友愛活動事業については、地域福祉の推進を目的とした事業であり、市内全地区にふれあい会食か自宅訪問のいずれかを実施するボランティア組織がある。一方、健康寿命の延伸や個人主義が進む中、ふれあい会食への参加を必要としない例などもあり、受

	<p>益を受けている高齢者の割合が伸びていないと考えられる。</p> <p>また、ひとり暮らし高齢者の名簿をボランティア団体に提供し、参加を呼びかけることは個人情報の保護上困難である。都市内分権の研究を進める中で、友愛活動に限らず、住民自治協議会が実施する地域福祉事業を支援する方法を検討していきたい。</p>
現在の状況	<p>住民自治協議会が実施する地域福祉事業は、統一されたものではなく、措置において想定していた支援は実施できていない。そのため、友愛活動については、市が地域のボランティア団体に直接補助を行うのが適当であると判断し、従来の形での事業を継続している。</p> <p>より多くの高齢者が受益できるよう、各地区民生児童委員協議会定例会での事業説明や広報等で周知を行っている。ふれあい会食、自宅訪問活動共にボランティア団体数・会員数は、ふれあい会食の補助金の支給要件が変わった平成 20 年度以降多少の増減はあるが、ほぼ横ばいの状況にある。引き続き、ボランティアの育成や老人会等の協力を得るなど広くボランティアを募り市内の高齢者全員が受益できるよう努めていくことが求められる。</p>

補助金名称	15 老人クラブ活動補助金
担当課	高齢者福祉課
平成 15 年度報告書 該当ページ	報告書 47 ページ
指摘事項	<p>(1) 単位老人クラブの補助金支出について検討すべきもの 老人クラブ補助金単位老人クラブ(社会活動割)</p> <p>(2) 連合会の決算内容を是正させるべきもの 老人クラブ補助金 連合会運営補助金(国庫補助分)</p> <p>(3) 補助金を返還させるべきもの 老人クラブ補助金 健康づくり事業補助金</p>
措置状況	<p>(1) 単位老人クラブの補助金支出について検討すべきもの 単位老人クラブへの補助金で、社会活動割のうち、④の長野市老人クラブ連合会の実施する社会活動については、長野市老人クラブ連合会の主催する事業等に参加することは、要綱に定める社会活動のうちの「社会参加促進活動」として位置付けている。</p> <p>また、長野市は市老人クラブ連合会に対して補助金を交付する等、活動について支援していることから、現在深刻な問題である市老連加入離れを食い止めようと、④によって市老人クラブ連合会未加入の単位老人クラブへの補助額との差を設けている。実際に長野市老人ク</p>

	<p>ブ連合会は他市町村連合会より、活動事業も非常に多く、また長野市独自の活動も多いため、年間の実績報告書を見ても、未加入クラブと比較すると単位老人クラブの活動の他に市老連事業への参加が非常に多い。</p> <p>しかし、市老連加入単位老人クラブには事業の多さが負担となり、それが老連離れの一因にもなっている。</p> <p>こうした中で、社会活動割額では社会活動について細分化し、①～③の活動実績を詳細な実績報告書として提出を求めており、提出書類の作成・提出も老人クラブの大きな負担となっていること、及び市老連離れを考慮して④については、活動実績を求めず、会員数に応じた額としている。しかし、定額補助ではなく、市老連事業への参加人員等の実績に応じた算定根拠としていくよう、要綱の改正を含め検討していきたい。</p> <p>(2) 連合会の決算内容を是正させるべきもの</p> <p>健康づくり事業補助金の会計については、厚生労働省からの指導で一般会計とは切り離し、別会計としている。平成 15 年度に実施した健康づくり事業(「2003 長野市高齢者健康づくりフェスティバル」を含む)の会計については、監事による監査を実施するとともに、理事会の席上で事業報告、決算を行うよう、長野市老人クラブ連合会へ是正を求め、平成 16 年4月 28 日の長野市老人クラブ連合会理事会において、監事による監査を実施し、一般会計及び健康づくり事業の会計について事業報告及び決算を行い承認を得たことにより改善を図った。</p> <p>(3) 補助金を返還させるべきもの</p> <p>平成 14 年度の健康づくり事業補助金の会計処理で生じた収支差額について、平成 16 年3月 31 日付けで長野市老人クラブ連合会に補助金の返還を求め、平成 16 年4月に返還され、今後の会計処理についても適正に行うよう指導し、改善を図った。</p>
現在の状況	(1)について長野市老人クラブ連合会と調整・協議を行ったものの、連合会の事務負担が過大となることから折り合いがつかず、改正には至っていない状況にある。

補助金名称	21 幼児教育補助金
担当課	保育・幼稚園課
平成 15 年度報告書 該当ページ	報告書 53 ページ

指摘事項	(1) 補助方式を変更すべきもの (2) 補助金を廃止すべきもの
措置状況	(1) 補助方式を変更すべきもの 長野市私立幼稚園連盟補助金交付要領に長野市幼稚園連盟(以下連盟という。)に対して補助する旨が規定されているため、これを長野市私立幼稚園補助金交付要領に改正(平成 18 年6月1日)し、連盟ではなく各幼稚園を補助対象とする旨を規定することにより、直接補助方式に改めた。ただし、宗教法人が設置する幼稚園に対して直接補助することについては、長野県が、私立幼稚園教育活動事業補助金を、憲法上疑義が生じる恐れがあるという理由で、(社)長野県私立幼稚園協会を通して間接的に補助していることから、市内宗教法人立幼稚園2園は、連盟を通じた間接補助のままとした。 (2) 補助金を廃止すべきもの 連盟が塵芥処理費に充てている 160 万円については、長野市私立幼稚園連盟補助金交付要領を改正(平成 18 年6月1日)し、加算額 160 万円を削除することにより、補助金を廃止することとした。
現在の状況	平成 15 年度当時の幼児教育補助金の主要な部分は、現在の「私立幼稚園補助金」に移行している。宗教法人が設置する幼稚園に対して直接補助することについては、長野県が、私立幼稚園教育活動事業補助金を、憲法上疑義が生じる恐れがあるという理由で、(社)長野県私立幼稚園協会を通して間接的に補助していることから、市内宗教法人立幼稚園2園は、連盟を通じた間接補助のままとした。現在、長野市私立幼稚園連盟補助金として私立幼稚園連盟に補助しており、長野市私立幼稚園補助金交付要領と同様の算定方法により補助をしていたが、宗教法人が設置する幼稚園は、子ども・子育て支援新制度に移行しているため、平成 28 年度以降は当該補助金の交付対象外となっている。 また、塵芥処理費としての補助は廃止されているが、幼稚園連盟が主催する研修・視察、幼児教育の調査研究・広報活動等の経費に対する補助は「長野市私立幼稚園連盟補助金」にて実施している。

補助金名称	30 水道事業補助金
担当課	財政課
平成 15 年度報告書 該当ページ	報告書 63 ページ
指摘事項	(1) 負担金と補助金とを区別すべきもの

措置状況	従前、地方公営企業法第17条の2、同条の3の規定に従い、補助金としてきた水源開発経費(起債利子分)、京田地区配水管敷設(起債利子分)、地方公営企業職員にかかる児童手当に要する経費の内、児童手当経費について、負担金に変更することにより改善を図る。なお、本改善は平成16年度から実施する。
現在の状況	地方公営企業職員にかかる児童手当経費については、負担金として一般会計から水道事業会計に支出している。

補助金名称	33 生活雑排水簡易浄化槽清掃事業補助金
担当課	生活環境課
平成15年度報告書 該当ページ	報告書66ページ
指摘事項	(1) 市が負担すべき費用の積算を適時行うべきもの
措置状況	生活雑排水清掃事業を行う業者は、し尿収集業者と同じであり、作業内容が似ていることから、市が負担すべき費用については、し尿手数料に合わせて定期的に見直しを行っている。平成7年度以降平成11年度の見直しに際しては、前回の改定と汚泥収集量がほぼ同じであったため、汚泥収集・運搬車の必要台数については、省略したものである。今後の見直しについては、指摘事項のとおり汚泥収集・運搬車1台当たりの費用及び必要台数の積算を精査し、適切な積算を行うよう図っていく。
現在の状況	措置状況にあるとおり、その後の見直しについては汚泥収集・運搬車1台当たりの費用及び必要台数の積算が行われている。

補助金名称	36 農業協同組合事業活動補助金について
担当課	農業政策課
平成15年度報告書 該当ページ	報告書68ページ
指摘事項	(1) 年度ごとに要綱を策定し、補助金の算定基礎等を明確にすべきもの (2) 補助金対象経費を明確にし、補助条件を付すべきもの
措置状況	(1)及び(2)について 次年度から、各農業協同組合が行う営農指導事業のうち補助対象経費を明確に定めて、新しい要綱を制定し補助金を交付する。
現在の状況	現在は、農業振興団体補助金(農業協同組合)により交付している。要綱で当該補助金の交付要件を営農指導員が実施する営農活動事

	<p>業等とし、申請時及び実績報告時の営農指導等事業費内訳書(予算・決算)等を基に交付している。補助金算定基礎は農林業センサスの農家戸数ではなく、各農協から算出・報告される営農指導事業費、農協の組合農家戸数及び賦課金額等から営農活動費の不足額を算出した額の1/2(補助率)としている。</p> <p>各農業協同組合が行う営農指導事業の補助対象経費は、営農指導員の営農指導活動費(図書印刷費、営農指導車、携帯電話費、研修費、残留農薬検査費等)及び営農指導部会の活動費(部会活動費、組織活動費等)としている。</p>
--	--

補助金名称	44 イベント事業補助金
担当課	産業政策課
平成15年度報告書 該当ページ	報告書79ページ
指摘事項	(1) 補助金交付が適切でないもの (2) イベント補助金について終期を設けるべきもの
措置状況	<p>平成16年度より「長野市商業振興事業補助金交付要綱」を制定し、「大規模集客イベント事業(補助率:100分の30、限度額:300万円)を適用する。(但し、イベント内容により補助金額は設定する。)</p> <p>平成16年度より「長野市商業振興事業補助金交付要綱」を整備し、継続して5回を超える同一内容を実施するものについては、交付を受けることができないと定めており、すべての商店街イベント事業について、終期設定がされている。</p>
現在の状況	平成20年度「長野市商業振興事業補助金交付要綱」改正により、継続して5回を超える同一内容を実施するものについては、交付を受けることが出来ないという定めを撤廃したため、現在は対象事業の終期設定はない。

補助金名称	45 商工団体育成補助金
担当課	産業政策課
平成15年度報告書 該当ページ	報告書87ページ
指摘事項	(1) 補助金の廃止を検討すべきもの ① 長野市連合商工会運営費補助金 ③ 商店街事務局職員雇用事業助成金 ④ 販路拡張及び技術向上事業助成金

	<p>(2) 補助金の減額を検討すべきもの</p> <p>① 長野工業振興会運営費補助金</p> <p>(3) 補助金の公平性を欠くもの</p> <p>① 長野市商店会連合会運営費補助金</p> <p>(4) 補助金の算定根拠を明確にすべきもの</p> <p>① 商工会議所・商工会運営費補助金</p> <p>② 長野市中央通り活性化連絡協議会補助金</p> <p>③ 指導育成強化事業補助金</p>
措置状況	<p>(1) 補助金の廃止を検討すべきもの</p> <p>① 長野市連合商工会運営費補助金</p> <p>合併先1町3村の商工会が新たに加入することや、商工会の統合を平成 18 年4月に控えているため、今年度は現状継続し、平成 17 年度をもって廃止とする。</p> <p>③ 商店街事務局職員雇用事業助成金</p> <p>—</p> <p>④ 販路拡張及び技術向上事業助成金</p> <p>—</p> <p>(2) 補助金の減額を検討すべきもの</p> <p>① 長野工業振興会運営費補助金</p> <p>—</p> <p>(3) 補助金の公平性を欠くもの</p> <p>① 長野市商店会連合会運営費補助金</p> <p>市内の商店会連合会を交付対象としており、現在、旧長野市地区以外においては篠ノ井と松代に連合会が存在しているが、両連合会から補助金交付要望が出てきていないため、交付していない状況である。また、長野市商店会連合会の事業については、商店会への情報提供や外部への商店会活動の発信等により、商店会活動を活発化や、中心市街地のにぎわいを創出することで、地域の活性化につながると考えられるが、個別に市が補助金を交付している商店会が行うイベント事業等に対して、連合会からも補助・負担金の交付がある事業が存在するため、補助内容の見直しを行っている。</p> <p>(4) 補助金の算定根拠を明確にすべきもの</p> <p>① 商工会議所・商工会運営費補助金</p> <p>商工会議所・商工会運営費補助金については、商工団体の統合を平成 18 年4月(予定)に控えているため、今年度は従来 of 補助額を交付することとし、来年度から新基準により交付すべく現在要綱を策定中である。</p>

	<p>② 長野市中央通り活性化連絡協議会補助金 判断基準が不明確であるため、平成 16 年度に内規の整備を行い、平成 17 年度より実施する。</p> <p>③ 指導育成強化事業補助金 指導育成強化事業については、平成 16 年度をもって廃止する。</p>												
現在の状況	<p>(1) 補助金の廃止を検討すべきもの</p> <p>① 長野市連合商工会運営費補助金 廃止済み</p> <p>③ 商店街事務局職員雇用事業助成金 該当する商店街が結果として国税や県税を収める状況は、現在も変わらないが、担当課としては商店街の活性化につながる事業を担う、商店街団体の事務局職員に対する支援として今後も必要との考えから継続している。</p> <p>④ 販路拡張及び技術向上事業助成金 研修会等の開催は中小企業者の資質を向上し、状況にあった事業展開を進めていくために必要との考えから継続している。ただし、視察研修については平成 16 年度より補助金の対象外としている。</p> <p>(2) 補助金の減額を検討すべきもの</p> <p>① 長野工業振興会運営費補助金 「長野市商工業振興事業補助金」として現在も補助を継続している。補助金の交付額の推移は以下のとおりであり補助金の減額が行われている。</p> <table border="1" data-bbox="512 1312 1048 1608"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 15 年度～平成 22 年度</td> <td>300 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度</td> <td>270 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>250 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度・平成 26 年度</td> <td>200 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度・平成 28 年度</td> <td>194 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 補助金の公平性を欠くもの</p> <p>① 長野市商店会連合会運営費補助金 補助内容の見直しの結果、市費が投じられる大規模イベントをはじめ、商店街が行うイベントには商店街連合会からの補助はしてない状況にある。なお、「善光寺表参道秋まつり」に関しては、実行委員会の構成員となっていることから協賛金(共催金)を支出している。</p>	年度	金額	平成 15 年度～平成 22 年度	300 千円	平成 23 年度	270 千円	平成 24 年度	250 千円	平成 25 年度・平成 26 年度	200 千円	平成 27 年度・平成 28 年度	194 千円
年度	金額												
平成 15 年度～平成 22 年度	300 千円												
平成 23 年度	270 千円												
平成 24 年度	250 千円												
平成 25 年度・平成 26 年度	200 千円												
平成 27 年度・平成 28 年度	194 千円												

	<p>(4) 補助金の算定根拠を明確にすべきもの</p> <p>① 商工会議所・商工会運営費補助金  担当課では、市から商工団体への補助については、観光を含む地域振興の要素も多く含まれることから、目的を運営費の補助として考えている。現在、算定根拠の策定に向け商工団体と県補助金を規準に割合等の協議を行なっている。</p> <p>② 長野市中央通り活性化連絡協議会補助金  運営補助金は、補助金算定用の計算シートを用いて算定している。なお、ながの大道芸フェスティバル等、同協議会に別補助金を交付しているものについては対象経費から除いている。</p> <p>③ 指導育成強化事業補助金  廃止済み</p>
--	--

補助金名称	47 工業等立地対策補助金
担当課	産業政策課
平成 15 年度報告書 該当ページ	報告書 95 ページ
指摘事項	<p>(1) 着手前の事業認定が要件であるが、着手後事業認定されたものがあった。</p> <p>(2) 次年度以降確定分の分割交付額は債務負担行為とすべきである。</p> <p>(3) 効果測定の観点から雇用状況等を報告させるべきである。</p>
措置状況	<p>着手後の事業認定については、補助金対象者に対して事業着手前の事業認定が助成要件であることの認識不足が原因であったため、パンフレットの頒布等を通して制度の内容を周知することで改善を図った。</p> <p>額が確定できる工場用地等取得事業については改善が可能。(平成 17 年度から実施予定)</p> <p>認定時に決算書、雇用台帳等を提出させ、助成期間中についても同様の書類を毎年度提出するよう指導する。(平成 17 年度から実施予定)</p>
現在の状況	<p>平成 27 年度の補助事業において、着手後の事業認定はおこなっていない。また、工場用地等取得事業について、現在は債務負担行為を行っている。また、工場等立地対策補助金(事業所等設置事業、工場用地取得事業、指定地域振興事業)について、認定時の決算書、雇用台帳等の提出及び助成期間中の同様の書類の提出により確認作業を行っている。</p>

補助金名称	48 長野市空き店舗等活用事業補助金
担当課	産業政策課
平成 15 年度報告書 該当ページ	報告書 99 ページ
指摘事項	(1) 審査の現地調査調書が作成されていないので作成すべきである。 (2) 補助金交付後の定期的なフォローアップを行っていくべきである。
措置状況	補助事業(店舗改修)の終了時に竣工検査を実施し、調書を作成する。また、面接の際に、リサイクル品の活用も含め初期投資の軽減についての指導を徹底する。 補助対象者には、毎年度末にアンケート調査を実施する。また、ネットワークづくりのためのシンポジウム等を定期的で開催する。
現在の状況	現在のまちなかパワーアップ空き店舗等活用事業補助金では、補助事業の終了時に申請者から提出される実績報告書等の書類(店舗の改修後の写真を含む。)による審査を実施するとともに、必要に応じて現地調査を実施しているとのことである。また、補助金交付後の定期的なフォローアップとして、補助対象者は、開業1年後の決算状況等について商工会議所・商工会の経営指導員と面談を実施し、事業に関するアドバイス等を受けることとしている。

補助金名称	49 中心市街地活性化事業補助金
担当課	産業政策課
平成 15 年度報告書 該当ページ	報告書 101 ページ
指摘事項	(1) パティオDAIMON整備事業はTMO認定を受ければ国庫補助を受けられた。今後TMO計画の早急な推進に努めるべきである。 (2) 事業実績報告書の審査及び交付決定に際して、実績報告書に添付される助成事業決算書について適正な科目を表示させ、その現実の状況を確認すべきである。
措置状況	(1)について 経済産業大臣の事業認定(TMO計画)及び国庫補助は、原則1回となっており、事業規模が一番大きい平成16年度に実施するため、第1期工事は、市補助により事業を実施した。 (2)について 長野市商工業振興条例施行規則に基づき、事務処理を行っている。
現在の状況	申請者は事業の着手前に事業認定申請書を提出し、事業の認定を

	受け、認定を受けた事業の完了後、事業完了報告書を添えて助成金交付申請書を市長に提出し、市長は交付申請書受理後、内容を審査し、助成金の決定手続きを行っている。
--	--

補助金名称	52 観光まつり補助金
担当課	観光振興課
平成 15 年度報告書 該当ページ	報告書 103 ページ
指摘事項	<p>(1) 予算編成にあたり対象事業の确实性を検証すべきもの 屋台巡業まつり、飯綱高原ウインターフェスティバル</p> <p>(2) まつりの実施主体を地区祭実行委員会へ移行すべきもの 長野市民祭実行委員会補助金</p> <p>(3) 補助金を精算し確定すべきもの 長野市民祭実行委員会補助金、真田まつり事業補助金</p> <p>(4) 補助金の削減について検討すべきもの 長野市民祭実行委員会補助金、真田まつり事業補助金</p>
措置状況	—
現在の状況	<p>現在、各まつりは「長野市観光まつり事業補助金交付要領」により、補助金の対象となるまつりを指定している。なお、屋台巡行まつりは「長野市祭礼屋台事業補助金交付要領」により運用している。</p> <p>(1) 予算編成にあたり対象事業の确实性を検証すべきもの 指摘を受け、毎年の開催が確実なまつりについて予算措置を行っている。</p> <p>(2) まつりの実施主体を地区祭実行委員会へ移行すべきもの 平成 18 年度の事業完了をもって「長野市民祭実行委員会」を解散し、各まつりの実行委員会に実施主体及び補助金の交付先を移行している。</p> <p>(3) 補助金を精算し確定すべきもの 各まつりの完了後は実行委員会から実績報告書及び決算書を提出させて、額の確定と精算を行っている。</p> <p>(4) 補助金の削減について検討すべきもの 平成 26 年度から「長野市観光まつり事業補助金交付要領」を運用しており、当該要綱では、補助金の額を「対象となる経費の2分の1以内の額で、かつ予算の範囲内の額。」と定めた。その結果として、補助金額を自主的に減額して申請した案件や、祭りの決算において補助率が2分の1を超えたため補助金が返納された案件がある。また、余剰</p>

	<p>金(繰越金)が多いまつりについて、次年度の予算を減額した案件がある。</p> <p>なお、同要領に「まつり事業の収支決算において、補助金の額に比して著しく多額の余剰金が発生したとき」には補助金の返還を命ずることができる旨の条項を設けている。</p>
--	---

補助金名称	53 勤労者共済会補助金
担当課	産業政策課
平成 15 年度報告書 該当ページ	報告書 108 ページ
指摘事項	(1) 補助金交付要綱等の制定について (2) 市単独補助分の算定方法について
措置状況	長野市勤労者共済会補助金交付基準を制定し、平成 17 年度の補助金交付から実施することで改善を図った(平成 15 年度から国庫補助はなく市単独補助のみ)。
現在の状況	<p>現在は、勤労者生活向上補助金で市単独補助を行っている。</p> <p>本補助金は、中小企業に働く勤労者の福利厚生として福利厚生事業を持たない中小企業を支援することを目的としている。平成 15 年度の監査で補助金の算定方法について指摘があったため、長野市勤労者共済会補助金交付基準を制定し、管理運営に要する経費全額とし、当期支出額合計の 25%を超えない額を予算の範囲内で補助することとしている。</p> <p>平成 27 年度においては、継続事業 35,845 千円、その他事業費 63,200 千円、法人会計 33,570 千円の合計 132,615 千円が管理運営に要する経費となり、その 25%は 33,153 千円となる。補助額は予算の範囲である 20,000 千円であるため長野市勤労者共済会補助金交付基準に基づいて補助金が算定されている。</p>

補助金名称	54 下水道事業補助金
担当課	河川課・上下水道局総務課
平成 15 年度報告書 該当ページ	報告書 110 ページ
指摘事項	(1) 負担金と補助金とを区分すべきもの (2) 補助金の実績に基づき補助金の適正な執行に努めるべきもの (3) 受益者負担と租税負担との不均衡を改善すべきもの
措置状況	—

現在の状況	<p>(1) 負担金と補助金とを区分すべきもの  一般会計繰出金は、性質的に負担金と補助金に区分されるものが混在しており、負担金として区分されるものについても、予算額と決算額との差額については、(2)の回答のとおり補助金として区分される項目に充当するため、事務の簡素化を目的に補助金として一括交付している。</p> <p>(2) 補助金の実績に基づき補助金の適正な執行に努めるべきもの  下水道事業は、企業債元金償還金の増加に伴い補填財源が年々減少していく厳しい経営状況を勘案し、財政部と上下水道局の協議により、交付決定における積算額との差額については、実績報告をもって企業債の償還に充当することとしている。</p> <p>(3) 受益者負担と租税負担との不均衡を改善すべきもの  平成 27 年度決算における基準外繰出額は 132,050 千円、使用料は 7,198,987 千円(税抜き)、人口普及率は 97.3%となっている。下水道建設整備も最終段階を迎え、平成 29 年度には本管整備が完了する見込みであり、一般会計からの補助による下水道受益者と租税負担の不均衡は解消されてきている。</p>
-------	--

補助金名称	60 長野市立学校図書館運営費補助金
担当課	学校教育課
平成 15 年度報告書 該当ページ	報告書 122 ページ
指摘事項	(1) 義務教育費として教育委員会が直接執行すべきもの
措置状況	<p>長野市立学校図書館運営費補助金については、図書館経理事務が、通常の学校予算執行から独立したものとしてとらえており、学校によっては、児童・生徒徴収金、PTA補助金などを含めて図書館運営を行っていることから、補助金として交付されているものである。また、財務会計システム上、学校独自の購入のためには、補助金としての交付が必要であった。平成 17 年度には、新財務会計システムが導入され、各学校でも操作ができるようになるため、今回指摘された補助金のうち、図書購入費分については平成 17 年度予算からは需用費として要求し、学校へ配当することにより、改善することとした。しかし、司書手当相当額に関しては、現段階では市の直接雇用が難しいため、3年程度は補助金での対応とし、その間に改善を図りたい。</p>

現在の状況	<p>図書については備品費として、逐次刊行物及び消耗品は需用費として予算要求し、学校へ配当している。</p> <p>現在、兼務も含め78校全ての小中学校に学校司書が配置されているが、いずれも学校長との契約であり、各校に交付する長野市立学校図書館運営費補助を手当てに充てている。しかし、平成29年度からは、学校設置者である教育委員会が、学校司書を非常勤職員として直接任用する予定である。</p> <p>これは、学校長との契約という形態が長年にわたっており、短期間での改善は学校現場に混乱を招く恐れもあったため、数年前より各校の契約内容調査やヒアリングを実施しながら準備をすすめてきたことと、平成27年4月1日に学校図書館法が改正され、学校図書館に従事する職員を「学校司書」と位置づけ、学校設置者が任用し資質向上のための研修実施に努めること、とされたために変更するものである。</p>
-------	--

補助金名称	61 地域公民館新築事業補助金
担当課	家庭・地域学びの課
平成15年度報告書 該当ページ	報告書125ページ
指摘事項	(1) 補助額の決定が適正でないもの
措置状況	補助金の交付決定については、交付申請時の内容の調査・確認を十分に行うことを徹底することで改善を図った。
現在の状況	平成27年度の地域公民館新築事業に関する補助金において、当初申請時に別途工事とするとして補助外として申請されたものについて、事業変更申請により補助対象とした状況は発生していない。

補助金名称	少額補助金 道路建設促進の期成同盟会に対する補助金
担当課	道路課
平成15年度報告書 該当ページ	報告書127ページ
指摘事項	(1) 補助金交付先の繰越金額と補助金額との比較の観点から (2) 補助金交付先の収入に占める補助金額の割合の観点から (3) 補助金額が4年間同額の観点から
措置状況	道路建設促進の期成同盟会に対する補助金については、産業・観光等さまざまな分野で都市間の交流の促進を図るとともに、魅力ある地域づくりの実現のため、地域一体となって事業促進に取り組んでいる。しかし、補助金交付先の繰越金額が市補助金を超えているもの、

	補助団体収入の中で収入に占める割合が極めて多いもの及び補助団体の支出に対する繰越金の割合が極めて多いもの等については、補助金額の見直しを順次検討し、各総会によって承認されたところについては、減額見直しを行うことで改善を図った。
現在の状況	道路建設促進の期成同盟会に対する補助金は、金額と必要性について継続的に見直しを行っており、平成 15 年度と平成 28 年度の予算ベースで比較すると団体数で3団体減、金額で 789 千円縮減している。

補助金名称	少額補助金 更北地区千曲川犀川堤防改修促進期成同盟会補助金 浅川ダム建設対策委員会補助金										
担当課	河川課										
平成 15 年度報告書 該当ページ	報告書 127 ページ										
指摘事項	(1) 補助金交付先の繰越金額と補助金額との比較の観点から										
措置状況	更北地区千曲川犀川堤防改修促進期成同盟会については、平成 16 年度から補助金を 20 千円減額した。 浅川ダム建設対策委員会(現浅川地区浅川治水対策委員会)については、平成 16 年度から補助金を 100 千円減額した。										
現在の状況	更北地区千曲川犀川堤防改修促進規制同盟会(以下、更北地区)及び浅川ダム建設対策委員会(以下、浅川地区)の繰越額及び補助金額は次のとおりとなっている。 <table border="1" data-bbox="534 1377 1104 1572"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 26 年度の 次期繰越額</th> <th>平成 27 年度 補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>更北地区</td> <td>136 千円</td> <td>49 千円</td> </tr> <tr> <td>浅川地区</td> <td>116 千円</td> <td>270 千円</td> </tr> </tbody> </table> 更北地区は、繰越額が補助金額を超えているが、平成 21 年度、平成 27 年度の2回において補助金を減額している。また、繰越額について、平成 27 年度の次期繰越額は 82 千円と減額している。指摘された8件の補助金のうち、6件について支給を休止しており、上記2件についても指摘事項の解決に向けて改善が図られている。			平成 26 年度の 次期繰越額	平成 27 年度 補助金額	更北地区	136 千円	49 千円	浅川地区	116 千円	270 千円
	平成 26 年度の 次期繰越額	平成 27 年度 補助金額									
更北地区	136 千円	49 千円									
浅川地区	116 千円	270 千円									

補助金名称	少額補助金 長野市女性団体連絡会補助金
担当課	人権・男女共同参画課

平成 15 年度報告書 該当ページ	報告書 129 ページ
指摘事項	(2) 補助金交付先の収入に占める補助金額の割合の観点から (3) 補助金額が4年間同額の観点から
措置状況	長野市女性団体連絡会の収入に占める補助金額の割合の観点からについては、収入に占める補助金の割合は、平成 14 年度 85.0%、平成 15 年度 75.9%、平成 16 年度 78.7%と、高い状況にある。 補助金額が4年連続同額の観点からについては、平成 16 年度事務事業評価シート(補助金)の評価において、長野市女性団体連絡会への補助金の使途は、しなのきフォーラムが主たる事業であるが、現在交付されている毎年度同額(500 千円)の補助金は、団体運営に対する性格の補助金である。よって、平成 17 年度予算からは、補助金交付要綱を策定し、従来の団体運営に対する補助金から、しなのきフォーラム等の事業活動に対し補助金を交付するよう改善を図りたい。
現在の状況	措置状況にあるとおり、団体運営に対する性格の補助金であったため、補助金交付要綱(「長野市男女共同参画促進サポート事業実施要領」)を策定し事業活動に対し補助金を交付するべく「男女共同参画サポート事業補助金」により対応がされている。補助金の交付に対しては、選考基準を定めて審査・決定を行っている。また、補助制度の内容はウェブサイト等で公表し、補助金の実績、効果等についても長野市男女共同参画審議会において審議後ウェブサイトで公表している。

補助金名称	少額補助金 教職員夏季大学補助金
担当課	学校教育課
平成 15 年度報告書 該当ページ	報告書 131 ページ
指摘事項	(3) 補助金額が4年間同額の観点から
措置状況	社団法人長野市教育会が毎年継続して開催している、長野市内の教職員を対象とした研修会の開催経費に対して補助をしているものである。毎年テーマ別に外部からも講師を招聘しての研修会であり、3日間の参加者数は毎年 800 人前後であり、市立学校の教職員のおよそ 2/5 が参加していることになり、教職員の資質向上に寄与しているものである。毎年教育次長、指導主事も出席しており、有意義な事業内容であることを確認している。こうした点から、この事業に対しての助成

	を継続することは、妥当であると判断する。
現在の状況	教職員夏季大学補助金は、平成 15 年の時点において継続が妥当と判断し、現在も交付を行っている。現在は、名称を長野上水内教育会夏季大学補助金として長野市内の公立学校の教職員を対象に要領に基づき補助金を交付している。

補助金名称	少額補助金 新入社員激励大会開催補助金
担当課	産業政策課
平成 15 年度報告書 該当ページ	報告書 134 ページ
指摘事項	(5)単年度補助金の精算を行うべきもの
措置状況	当該補助金は、長野市補助金交付規則に基づき、補助金を支出しており、目的外等に使用したものでなく、補助金の返還は必要ない。また、余剰金(繰越金)額を考慮し、補助金額を算出する。
現在の状況	4 月上旬に補助金申請を受け、予算書等で事業費の内容を確認の のち、補助対象事業費としている、大会開催費、広報費、事務費、そ の他必要経費の事業費総額の 2 分の 1 以内として予算の範囲内(予 算措置額)を限度として補助金の交付決定を行い、請求書に基づき交 付を行っている。事業終了後、実績報告書が提出され、内容精査後、 補助金の確定を行う。補助金の使途に不相当と認める内容が確認さ れた場合には、補助金の返還を命ずることが出来る状況にある。

補助金名称	少額補助金 JR篠ノ井駅周辺駐輪場対策委員会補助金
担当課	交通政策課
平成 15 年度報告書 該当ページ	報告書 134 ページ
指摘事項	(6) 補助金の一部を返還させるべきもの
措置状況	翌年度(平成 15 年度)については補助金を交付せず、前年度繰越 金で事業を実施させることとし、補助金返還と同一の措置を執った。 また、各団体の事業計画、予算に応じて必要金額を交付することに 改めた。本補助金については、自転車駐車を管理運営していく上 で必要な事業であることから今後も継続する。

現在の状況	<p>現在は、駐輪場対策委員会補助金として、川中島地区住民自治協議会(40千円)及び末広町安全駐輪協議会(25千円)に交付しており、年度末に提出される実績報告書(決算書、領収書等)により、内容精査した上で、支出額が補助金収入を下回る場合には、補助金の返還を受けている。</p> <p>なお、直近3年間の団体の支出額と補助金収入額は以下のとおりである。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="border: 1px solid black;">実績</th> <th></th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川中島</td> <td>支出</td> <td>61千円</td> <td>100千円</td> <td>98千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>補助</td> <td>40千円</td> <td>40千円</td> <td>40千円</td> </tr> <tr> <td>末広町</td> <td>支出</td> <td>60千円</td> <td>65千円</td> <td>60千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>補助</td> <td>30千円</td> <td>30千円</td> <td>25千円</td> </tr> </tbody> </table>				実績		H25	H26	H27	川中島	支出	61千円	100千円	98千円		補助	40千円	40千円	40千円	末広町	支出	60千円	65千円	60千円		補助	30千円	30千円	25千円
実績		H25	H26	H27																									
川中島	支出	61千円	100千円	98千円																									
	補助	40千円	40千円	40千円																									
末広町	支出	60千円	65千円	60千円																									
	補助	30千円	30千円	25千円																									

以下の補助金については、すでに廃止されている、補助金等から切り替えた、もしくは過去数年において執行がされていないことから検証の対象外としている。

補助金名	担当課	平成15年度報告書 該当ページ	補足説明
17 心身障害者共同作業所運営費補助金	障害福祉課	報告書 50 ページ	平成18年施行の障害者自立支援法により、就労継続支援サービスが創設され、現行の障害者総合支援法の法定サービスとなっている。
18 身体障害者福祉工場設置運営費補助金	障害福祉課	報告書 51 ページ	同上
23 民間施設経営調整費補助金	保育・幼稚園課	報告書 55 ページ	保育所特別運営費補助金は、今年度から実施しておらず廃止となる。
25 部落解放運動団体補助金	人権・男女共同参画課	報告書 58 ページ～	廃止済
29 精神障害者グループホーム運営事業補助金	健康課	報告書 62 ページ	廃止済
38 経営構造対策事業補助金	農業政策課	報告書 71 ページ	農業経営構造対策事業及び該当する補助金は平成21年度までで終了している。

40 農林漁業資金 借入補給金	農業土木課	報告書 74 ページ	農林漁業資金借入補給金については平成 25 年度までに償還しているため現在は廃止されている。
41 国営造成施設 管理体制整備促進 事業補助金	農業土木課	報告書 76 ページ～	廃止済
45 商工団体育成 補助金 ②長野市たばこ税 協議会運営費補助 金	市民税課	報告書 87 ページ	補助金を 200 千円ずつ減額し、平成 27 年 8 月 20 日に最後の補助金 200 千円を交付し、平成 27 年度をもって終了した。
57 優良建築物等 整備事業補助金	市街地整備課	報告書 115 ページ	補助金制度は現在も継続しているが、平成 13 年に、セキュアデータセンター(電算ビル)、グランドハイツ岡田、東峯プレイスを採択して以降利用実績はない。
58 私学振興補助 金 長野市私立高等学 校等振興補助金	教育委員会総務 課	報告書 120 ページ	平成 17 年度に廃止済。
一級河川蛭川改修 工事促進期成同盟 会補助金 (少額補助金)	河川課	報告書 127 ページ	平成 16 年度に同盟会が解散したため補助金の支出を中止した。
聖川改修促進期成 同盟会補助金 (少額補助金)	河川課	報告書 127 ページ	平成 16 年度から補助金の交付を休止した。
茶臼山地すべり対 策委員会補助金 (少額補助金)	河川課	報告書 127 ページ	平成 16 年度から補助金の交付を休止した。
八竜沢地すべり対 策委員会補助金 (少額補助金)	河川課	報告書 127 ページ	平成 16 年度から補助金の交付を休止した。
矢沢地すべり対策 委員会補助金 (少額補助金)	河川課	報告書 127 ページ	平成 17 年度から補助金の交付を休止した。

篠ノ井下石川すべり対策委員会補助金 (少額補助金)	河川課	報告書 127 ページ	平成17年度から補助金の交付を休止した。
人権同和問題女性研修会実行委員会補助金 (少額補助金)	人権・男女共同参画課	報告書 129 ページ	廃止済
長野市土地区画整理事業推進協議会補助金 (少額補助金)	まちづくり推進課	報告書 131 ページ	廃止済
市中体育大会アイスホッケー競技会施設使用料補助金 (少額補助金)	学校教育課	報告書 131 ページ	廃止済
河川愛護会補助金 (少額補助金)	維持課	報告書 131 ページ	補助金に替えて、報奨金で支出している。
献血事業補助金 (少額補助金)	食品生活衛生課	報告書 135 ページ	廃止済
中学校進路指導補助金 (少額補助金)	学校教育課	報告書 135 ページ	当該補助金は平成 16 年度に廃止され、中学校の歳出予算内で執行している。

## 1.6 監査の具体的内容

### 1.6.1 監査の対象とした補助金等

長野市においては平成 28 年度に負担金及び補助金等の事務事業評価を行っている。負担金、補助金及び交付金については以下のとおりに区分し、義務的な負担金・補助金等については、長野市の裁量の余地が少ないため、市の事務事業評価においては対象外としている。

	区分	考え方	備考
負担金	義務的	法令等の定めにより、国や地方自治体が行う特定の事業や活動に対し義務的に負担するもの ※法令等の定めとは、「…しなければならない。」または「…するものとする。」などと規定されているものを指す。	対象外

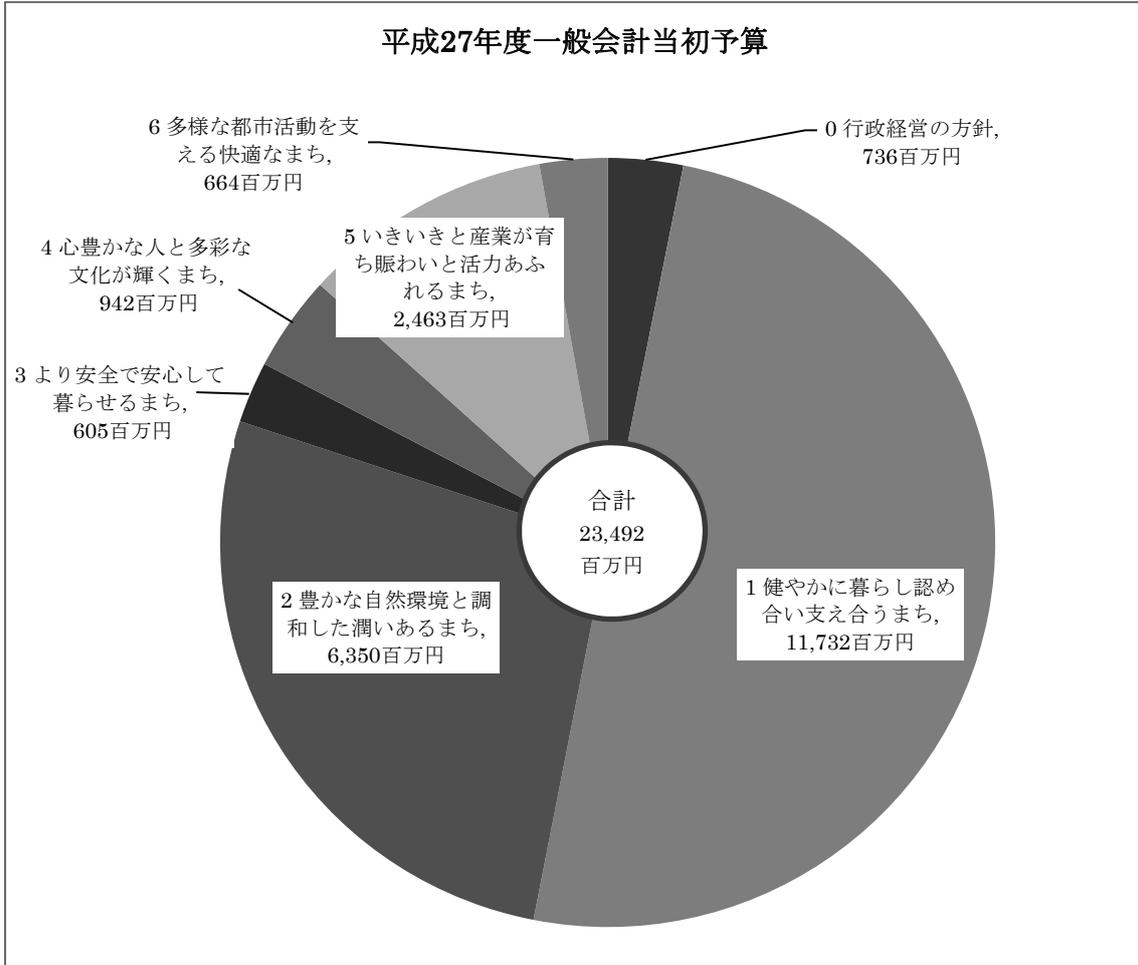
	任意的	国や地方自治体、地方自治体が構成する団体、民間団体等の行う特定の事業や活動により、市が特別の利益を享受できる場合、当該団体の会費・実費相当額を継続性の有無に関わらず、任意的に負担するもの	対象
補助金	義務的	法令や条例等の定めにより、公益性の高い特定の事業や活動を奨励または育成するため、行政からの支援として義務的に補助するもの	対象外
	任意的	法令等の定めはないものの、国や他の地方公共団体との協調事業や市が担う政策上必要性が高いとされる特定の事業や活動を奨励または育成することが、公益上必要性が高いと判断できる場合、行政からの支援として任意的に補助するもの	対象
交付金	任意的	法令や条例等の定めにより、地方公共団体の事務を委託する場合、当該事務処理に対する報償として受託団体等に対し交付するもの	対象

義務的な負担金・補助金以外の負担金・補助金・交付金については、長野市の作成した事務事業評価書をレビューし、必要に応じて質問をした。その結果、指摘事項や意見が認められた負担金・補助金・交付金は「第3章 個別補助金等」にその内容を記載している。

長野市が交付した負担金・補助金・交付金の全体件数及び金額、義務的な負担金・補助金・交付金の件数、監査対象件数、指摘・意見件数は以下のとおりである。なお、全体件数については事業数にて表示している。

平成 27 年度一般会計当初予算ベース

補助金等を予算計上した事業数	625
上記のうち義務的な補助金等のみを含む事業数	292
差引 任意的な補助金等を含む事業数(A)	333
A の補助金等の総数(補助金等の名称数)(B)	477
B のうち支出内容から判断して義務的なものと同等と考えられる補助金等	175
差引 監査対象の補助金等	302
指摘事項や意見が認められた補助金等	43



### 1.6.2 監査の視点

公益性、合規性、効率性、有効性、必要性及び公平性の観点から、以下の検証ポイントに留意して監査を実施した。なお、「第3章 個別補助金等」の【3. 検証】への記載は、当該視点において最も重視した点について記載した。

検証ポイント	視 点					
	公益性	合規性	効率性	有効性	必要性	公平性
<b>&lt;募集、執行&gt;</b>						
補助対象事業の内容を検討しているか	○	○	○	○	○	
根拠となる規則、交付要領等が整備されているか		○				

検証ポイント	視 点	公 益 性	合 規 性	効 率 性	有 効 性	必 要 性	公 平 性
事務執行は法令、条例、規則等に準拠しているか			○				
適切な目標が設定されているか		○			○		
交付先の選定が公平であり、特定の個人、事業者には偏っていないか							○
公募制とすべきものはないか							○
<b>&lt;効果検討&gt;</b>							
補助対象事業に公益性があるか		○					
整理、見直しをすべきものはないか				○		○	
補助対象事業の推進に効果的であるか					○		
補助金等の当初の目的が現在でも有効か					○	○	
補助金等を交付しなければ補助対象事業が実施できないのか						○	
市を取り巻く環境を踏まえ、補助金等の内容が市民等のニーズに合致しているか		○				○	
市の政策に適合したものか		○				○	
<b>&lt;報告、評価&gt;</b>							
実績報告が適切に行われているか			○				
目標に対する成果が把握されているか					○		
補助金等制度の内容、実績、効果等について市外部へ適切に公表されているか		○			○		

## 第2章 総括的意見

市は補助金等の効果的な活用により施策の実現を目指す一方、一部には既得権益的な使われ方もあり、交付対象事業、交付金額が硬直化している現象がみられる。このような背景を受け、監査では公益性、合規性、効率性、有効性、必要性、公平性の6つの観点から検討を行った。

その結果、補助金等の在り方について共通の課題を有する補助金等が見受けられた。それらを以下に示したので、補助金等の在り方について検討されたい。

また、補助金等の在り方以外の個別の課題については、「第3章 個別補助金等」に指摘事項、又は意見として記載したので合わせて検討されたい。

### 2.1 補助金等の見直しに関するガイドラインの策定

#### <総括的意見>

長野市は、第四次長野市総合計画後期基本計画の施策及び主要な事務事業に係る行政評価の一環として補助金等についても合わせて見直しを行っている。しかし、全ての補助金等が定期的な周期に基づいて一律に見直されているわけではないため、補助金等の見直しに関するガイドライン等を策定して、定期的な補助金の見直し体制をより効果的なものとするのが望まれる。なお、補助金等の見直しに関するガイドラインを設定する際には、以下の点に留意する必要がある。

#### (1) 基本的な視点

補助金等の見直しにあたっては、以下のような基本的な視点から見直しが行われる必要がある。

- ・ 交付の対象となる事業、団体等の活動は、市や社会の公共の利益となるか
- ・ 交付の対象となる事業、団体等の活動は、より広い地域、多くの市民に還元する内容か
- ・ 補助金等の事業の目的や内容は社会情勢に合致しているか
- ・ 交付の対象事業の目的や内容から判断し、市が関与すべきか
- ・ 補助金等がなければ事業を実施できないか
- ・ 交付に対し適切な目標が設定され、具体的な成果が把握されているか
- ・ 補助金等の制度の内容、実績、効果等が市外部へ適切に公表されているか
- ・ 効果の観点から、整理、見直しをすべきものはないか
- ・ 補助金等の算定や対象経費が明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、妥当であるか
- ・ 補助金等の交付先の選定が他団体や市民との間で公平であるか
- ・ 補助金等の交付先が特定の個人や事業者に偏っていないか

#### (2) 運営費補助から事業費補助への移行

補助金等の交付にあたっては、事業費を対象にし、事業計画に基づいて、事業目的の達成に政策的な必要性が認められる場合に補助金等が交付されることが望まれる。事業費補助にする

ことで、補助の効果、必要性の検証が可能となる。そのため、運営費補助事業については事業費に対する補助への切り替えを進めていくことが必要である。

### (3) 終期設定(サンセット方式)を行う

補助等が長期間にわたる場合、当初の交付目的が希薄化している場合や既得権化等の様々な課題が発生することが想定される。そのため適切な見直しを適時実施し、弊害を防ぐために終期を設定する必要がある。ガイドラインにおいては、原則としてすべての補助金等に終期設定を行うことで所管課において自己検証を行う体制を構築することが望まれる。また、国等の補助事業が終了した場合の取り扱いも明確化する必要がある。

### (4) 利用者の視点に立った補助金等の整理・統合の推進

目的や内容が重複・類似する補助金や関連する補助金は、交付先となる市民・団体の申請・実施結果報告等の手続きの簡素化・省力化の観点から整理・統合を行い、利用者の視点に立った補助金制度とすることが望まれる。また、行政の事務の効率化・迅速化の観点からも、関連する補助金等の整理・統合が望まれる。

### (5) 補助金等の交付先の財政状況の検討

補助金等の見直しにあたっては、交付先の団体等の財務状況について、補助金等が交付先の収入の多くを占め、補助金等に依存する構造になっていないか、交付した金額以上の繰越金や内部留保など余剰資金を有し自主財源での継続的な事業実施が可能ではないか、団体等が自立性を高めるための取り組みを行っているか等を把握し、補助等の必要性について検討することが望まれる。財政状況の検討においては、特に、単年度の収支のみではなく、内部留保にも留意する必要がある。

### (6) 事業効果の検証

補助金等の見直しにあたっては、補助事業の評価に適切なアウトカム指標を設定した上で、指標に基づいた効果測定及び達成状況の把握を実施することが望まれる。事業の有効性・効率性等を検証し、PDCA サイクルを回すことが必要であるため、成果指標は、アウトカム指標によって設定されるべきであり、特に、アウトプットとアウトカムは明確に区別する必要がある。また、少額の補助金等については、費用対効果の観点からその意義が乏しいことも想定されるため、積極的に見直しを行うことが必要である。

### (7) 補助金等の見直しの仕組み

補助金等の見直しにあたっては、所管課において補助金等事業評価シートの作成を行いながらガイドラインに示された各種基準に照らして補助等の在り方や見直しの方向性を検討するとともに、評価担当部局及び外部委員による評価を行うとともに、次年度予算に反映させるといった仕組みが構築されることが望まれる。

## (8) 検証機会の確保

補助金等について、社会情勢などの外部環境の変化に適応した制度としていくために検証機会が確保される必要がある。原則としてすべての補助金等に対して終期の設定(サンセット方式の確立)をすることにより、必然的に検証機会が確保されることになる。終期設定がされていない補助金等がある場合は、当該補助金等に対しても検証機会を確保することが望まれる。

## 2.2 社会情勢の変化への対応

太陽光発電の普及、北陸新幹線開通、下水道整備等の社会資本の整備の進展により、役目を終えつつある、または、平均寿命の高齢化が進み、「高齢者」が社会通念上の「長寿」ではなくなってきたといった社会情勢により、課題が変化している事業に対して、当初の目的のままで、補助金等を交付している例がある。

### <例>

- 3.1.3 敬老祝事業補助金
- 3.2.1 太陽光発電システム普及促進事業補助金
- 3.2.2 太陽熱利用システム普及促進事業補助金
- 3.2.4 生活雑排水簡易浄化槽清掃事業補助金
- 3.6.2 長野市北陸新幹線地区対策委員会補助金

### <総括的意見>

社会情勢の変化に対応し、終期を検討するか、交付条件を見直す必要がある。

## 2.3 市が本来負担すべきか検討を要するもの

市の事業を専門家に依頼する場合において、その専門家に対して報酬を支払っているにもかかわらず、専門家団体の事務経費に補助金を交付している例がある。このような経費は専門家への報酬を財源とする会費で賄うべきである。

保険料等で本人負担分と市負担分が制度として区分されているにもかかわらず、本人負担までも市が負担している例がある。

### <例>

- 3.4.1 私立幼稚園補助金(長野市幼稚園連盟補助金)
- 3.4.2 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付契約に係る共済掛金
- 3.4.4 学校医委員会補助金

<総括的意見>

市が補助する意義を確認し、補助金等を交付する必要性を検討することが望まれる。

2.4 繰越金が過大等

補助金等を上回る繰越金を有している団体、又は、経営が安定化している団体へ補助金等を交付している例がある。

<例>

- 3.1.5 社会福祉協議会補助金ほか(ながのコロニー移転改築事業等元利償還金補助金)
- 3.1.6 社会福祉協議会補助金ほか(社会福祉法人長野市社会事業協会)
- 3.1.7 社会福祉協議会補助金ほか(社会福祉法人長野市社会福祉協議会補助金)
- 3.3.2 交通安全推進団体補助金
- 3.4.3 長野市 PTA 安全互助会補助金
- 3.5.2 松代観光戦略補助金
- 3.5.8 土地改良事業団体補助金
- 3.6.3 国・県道整備期成同盟会補助金

<総括的意見>

補助金等がなくともあるいは減額しても事業の遂行は可能であること、また、公益団体であっても補助金等の交付額は事業年度ごとに必要最小限であるべきであり、設備更新等の必要な場合はその都度査定して補助金額を決定することで対応可能であることから、補助金等の交付金額を精査することが望まれる。

2.5 交付先の補助金等の対象支出経費の明瞭化

交付先の支出内容の一部に一括渡し切りのものがあり、支出内容が不明瞭な例がある。また、対象経費が目的適合性に疑問のある例がある。

<例>

- 3.3.1 各種団体負担金・補助金(長野市道路・河川期成同盟会等補助金)
- 3.4.1 私立幼稚園補助金(長野市幼稚園連盟補助金)
- 3.4.5 社会教育関係事業補助金
- 3.5.3 松代歴史文化の発信・誘客
- 3.6.1 長野駅東口地域街づくり対策連絡協議会補助金
- 3.6.2 長野市北陸新幹線地区対策委員会補助金

### 3.6.3 国・県道整備期成同盟会補助金

#### <総括的意見>

明確な支出内容の報告を求め、適切な事業に補助金が使われているか検証すべきである。

## 2.6 補助対象事業・経費が広範囲

補助対象事業、補助対象経費が広範囲となっており、審査での裁量の幅が大きく予算消的に使用される可能性がある。

#### <例>

3.0.1 支所発地域力向上支援金

3.0.2 ながのまちづくり活動支援事業補助金

3.3.1 各種団体負担金・補助金(長野市道路・河川期成同盟会等補助金)

3.5.2 松代観光戦略補助金

3.5.7 観光・コンベンション事業助成金

#### <総括的意見>

交付対象事業・経費が広範囲に及ぶものについては、制度導入当初は一定の効果が認められるが、長期に及ぶと予算消的に使われる可能性がある。このような補助金は終期について検討し、補助金制度開始から一定期間経過後に補助の効果が認められる事業は、個別の補助金で対応することが望まれる。また、支出内容が類似の補助金とのすみわけが必要である。

## 2.7 補助金等の上限額設定

事業計画及び長野市補助金等交付規則に基づき交付しているのみで、具体的な交付要綱がないため、または交付要綱は制定されているものの内容が不足しているため、予算編成や執行の過程で交付金額を設定しており裁量の幅が広い。

#### <例>

3.2.5 ながの緑育協会補助金

3.4.5 社会教育関係事業補助金

3.5.2 松代観光戦略補助金

3.5.7 観光・コンベンション事業助成金

3.5.14 商工団体育成補助金

3.5.15 雇用対策補助金(職業訓練事業運営費補助金)

<総括的意見>

交付要綱を制定し、目的、交付対象事業費の範囲、補助金額の算定方法及び上限額を設定すべきである。

## 2.8 補助金等の統合

限定された特定の事業者に対して複数の補助金を交付しているもの、あるいは同様の目的に対して類似の補助金等が並列しているものがある。

<例>

- 3.1.1 長野市在宅介護者リフレッシュ事業補助金／3.1.7 社会福祉協議会補助金ほか(社会福祉法人長野市社会福祉協議会)
- 3.5.2 松代観光戦略補助金／3.5.3 松代歴史文化の発信・誘客
- 3.5.6 観光コンベンションビューロー運営補助金／3.5.7 観光・コンベンション事業助成金

<総括的意見>

事務の効率化の観点から、同じ目的を持つものについては一元的に交付要綱を制定し、これに基づいて交付がなされるよう検討すべきである。

## 2.9 公平性の確保

人口の大小にかかわらず、地区ごとに一律補助金上限額が設定されているもの、平成の合併地区(中山間地域)に経過措置として補助金等が交付されているが、昭和時代の合併地区(中山間地域)には交付されていないものがある。

<例>

- 3.0.1 支所発地域力向上支援金
- 3.1.8 飲料水供給施設等改修事業補助金
- 3.5.1 観光まつり補助金

<総括的意見>

一律に均等額を交付している補助金等については均等割と人口割の併用、合併の経過措置として存続している補助金等についてはその効果を測定し存続又は廃止の検討を行うことが望まれる。

## 2.10 「補助金等の在り方」以外の指摘事項、意見

- 3.0.3 Uターン促進多世代住宅建設補助金(意見:制度の周知)
- 3.1.2 老人クラブ補助金(意見:精算払いの採用、国庫補助金の対象化)
- 3.1.4 短期入所行動障害児等援護事業補助金(意見:要綱の交付条件見直し)
- 3.1.5 社会福祉協議会補助金ほか(ながのコロニー移転改築事業等元利償還金補助金)(指摘事項:必要書類の整備)
- 3.1.6 社会福祉協議会補助金ほか(社会福祉法人長野市社会事業協会)(指摘事項:必要書類の整備)
- 3.1.7 社会福祉協議会補助金ほか(社会福祉法人長野市社会福祉協議会)(指摘事項:必要書類の整備、意見:法人運営事業費の多事業費への配賦)
- 3.2.3 産業廃棄物技術研修及び親子教室開催負担金(意見:市による事業結果の公表)
- 3.2.5 ながの緑育協会補助金(意見:適切な目標設定、緑育の推進拠点)
- 3.2.6 保存樹木樹林診断・剪定補助金(意見:実績と効果の公表)
- 3.4.5 社会教育関係事業補助金(意見:長野市PTA連合会事業の効率的運用)
- 3.4.6 体育協会負担金(意見:補助対象(交付先の支出内容)の明示)
- 3.5.2 松代観光戦略補助金(意見:補助金への依存からの脱却)
- 3.5.3 松代歴史文化の発信・誘客(意見:補助対象事業費の実績把握)
- 3.5.4 長野市善光寺表参道ガイド協会負担金(意見:適切な文書管理、交付額査定の根拠の信頼性)
- 3.5.5 広域観光協議会負担金(意見:参画対象協議会の選定)
- 3.5.9 農業者育成(新規就農者支援事業)(意見:事業内容の見直し)
- 3.5.10 緩衝帯維持管理支援事業補助金(意見:事業内容の見直し)
- 3.5.11 長野市商業振興事業補助金(意見:制度の周知)
- 3.5.12 大規模集客イベント事業補助金(意見:他の補助金との相乗効果(複数担当課での連携))
- 3.5.13 商店街イベント事業補助金(意見:複数担当課での連携と見直し)

### 第3章 個別補助金等

補助金等を長野市第四次総合計画後期基本計画に従って分類した。

項目の枝番は同計画の政策番号に従い「0」から開始している。事業のコストの金額は、H28年度は予算額、それ以外の年度は決算額を記してある。また、担当課の欄は、平成27年度の名称としたが、平成28年度に名称または担当課が変更になった場合はカッコ書きで記してある。

#### 3.0 行政経営の方針【行政経営分野】

長野市を取り巻く社会経済情勢や行財政の変化の中において、多様化・高度化する市民ニーズに対応するため、限られた「行政の経営資源」をより効率的かつ市民本位に活用し、これからのまちづくりを進めるための方針である。(第四次長野市総合計画の基本構想「まちづくりの基本方針編」から抜粋)

第四次長野市総合計画の後期基本計画によれば、行政経営分野における基本施策は以下の7つである。

- 1 市民とともにつくる市政の実現
- 2 住民自治の推進
- 3 中山間地域の振興
- 4 自立した地方行政の推進
- 5 都市間連携・交流の推進
- 6 効率的な行財政運営の推進
- 7 市民の満足が得られる市役所の実現

行政経営分野における補助金等の全体件数、義務的補助金等の件数、監査対象件数、指摘・意見件数は以下のとおりである。

#### 平成27年度一般会計当初予算ベース

補助金等を予算計上した事業数	102
上記のうち義務的な補助金等のみを含む事業数	54
差引 任意的な補助金等を含む事業数(A)	48
Aの補助金等の総数(補助金等の名称数)(B)	71
Bのうち支出内容から判断して義務的なものと同等と考えられる補助金等	45
差引 監査対象の補助金等	26
指摘事項や意見が認められた補助金等	3

### 3.0.1 支所発地域力向上支援金

#### 【1. 事業の概要】

負担金・補助金等の名称	支所発地域力向上支援金		担当部局	市民生活部
			担当課	地域活動支援課
開始年度	平成 26 年度	終了年度	定めなし	
根拠法令等	長野市支所発地域力向上支援金交付要綱			
目的	事業の必要性、ニーズ	<p>少子高齢化及び過疎化が進む現況において、地域の活性化及び課題の解決に向けた地域住民の総合力(以下「地域力」という。)の向上が不可欠である。</p> <p>地区で抱える多種多様な課題は、市が行う画一的な手法では打開できないため、地域住民が主体となる団体が企画・立案した事業に対し、即効性のある支援を行うことが求められている。</p>		
	交付対象	地区内で地域の活性化及び課題の解決に向けた活動をしている団体又は当該活動をしようとする団体		
	手段	地域の団体が行う地域力の向上に資する事業に要する経費に対し、地区の状況に応じて、支所長等の裁量により支援金を交付する。		
	事業の目的	地域住民によって、地域の活性化及び課題の解決に向けた取り組みが行われる。		
算定根拠	<p>全地区平等に支援する事業であるため、1地区 50 万円を限度とし、市内 32 地区へ交付する。</p> <p>また、支所長等が住自協役員などからなる選考委員会などを設けるなどし、「事業の必要性(地域にとっての必要性)」、「事業の受益者(受益者の人数、範囲等)」、「事業の効果(事業により解決できる課題等)」、「事業の費用対効果(費用負担の適正化と積算方法等)」、「過去の活動実績や将来性」などの視点により、選考、決定する。また、地域の実情に合わせ、50 万円の限度額の範囲で各団体への交付額などを割り当て、決定している。</p>			
同一事業に対する他の公的補助金等の有無	なし			

#### 【2. 事業のコスト等】

(単位:千円)

年度		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
年間経費の推移	①負担金・補助金等執行額		15,815	15,067	16,000
	②特定財源		0	0	0
	国・県支出金				
	その他				

年間経費の推移	③市負担額(①-②)		15,815	15,067	16,000
	従事職員数(人)		1.0	1.0	1.0
	特記事項	なし			
交付件数(件)			123	112	
過去3年間の見直し状況		なし			

### 【3. 検証】

監査の視点	評価
公益性	地域に根ざした様々な団体が、創意工夫を凝らし取り組む事業であり、地域力の向上に貢献している。
合規性	長野市支所発地域力向上支援金交付要綱に則り交付している。
効率性	緊急性又は適時性があるものの、他の制度では採択の順番が何年間も回ってこない場合や、条件のわずかな違いで補助対象外となる場合について、迅速な課題解決に貢献している。短期的には効率性の高い補助金と認められる。
有効性	対象となる事業の目的は非常に広範囲である。対象事業には「地域活性化型」と「課題解決型」があり、課題解決型で緊急性があり、優先度の高い対象事業はいずれ終息するものであり、時の経過とともに有効性は低下するものと推測される。また、従来から継続しているイベントに補助金が使われている事例もある。
必要性	地域の活性化や課題の解決につながる活動を行う団体に対して支援する事業であり、その必要性は高いが、一部の支援対象事業において他の補助金制度で対応可能である。
公平性	支所長が選考委員会を設けるなどして採択事業を選定するため、公平公正な選考が行われている。ただし、予算配分が各地区一律 50 万円であり、均等割と人口割を併用するなど人口に応じた予算設定の検討の余地がある。

### 【4. 指摘事項】

なし。

## 【5. 意見】

### 終期の設定

本補助金の対象となる事業の目的は「保健及び福祉の充実」、「教育及び文化の振興」、「安全及び安心の実現」、「環境の保全及び景観の形成」及び「その他地域の活性化及び課題の解決」と非常に広範囲である。実施事業には「地域活性化型」と「課題解決型」がある。

「地域活性化型」は新規イベントの立ち上げ等があり、「課題解決型」については除雪機、AED等の物品購入、イベント用品等の補修等がある。

本補助金は地域の抱える多種多様な課題の解決に貢献するものであり、制度を開始してから平成28年度でまだ3年目であることから本補助金の必要性は高く、今まで補助の対象とならなかったり、資金がなくて実施できなかった団体が事業を実施できるようになってきている面では一定の効果が認められる。

しかし、課題解決型については時の経過とともに緊急性のある優先度の高い課題は減少し、優先度の低い課題や従来から継続しているイベントに補助金が向けられ、予算消化的に補助金が使われる可能性がある。

市の優先政策を効果的に実行するためには、運営による裁量をできるだけ排除し、目的及び補助対象事業を明確にした個別の補助金をもって対応すべきである。よって、本補助金の開始から一定期間経過した段階で、地域活性化に有効な事業は個別の補助金をもって対応・継続し、目的が広範囲な本補助金制度の終息時期を検討することが望まれる。

### 予算配分の公平性

予算配分が人口に関係なく各地区一律50万円であり、均等割と人口割を併用するなど人口に応じた予算設定の検討の余地がある。

### 3.0.2 ながのまちづくり活動支援事業補助金

#### 【1. 事業の概要】

負担金・補助金等の名称	ながのまちづくり活動支援事業補助金		担当部局	市民生活部
			担当課	地域活動支援課
開始年度	平成 15 年度	終了年度	定めなし	
根拠法令等	ながのまちづくり活動支援事業補助金交付要綱			
目的	事業の必要性、ニーズ	市民の常に変化するニーズに合った活動や、行政の手の届きにくい分野に自主的かつ自立的に取り組むために、「資金面への支援」を求める声が多い。		
	交付対象	市内で活動する市民公益活動団体		
	手段	市民公益活動団体が自主的に実施するまちづくり活動に対する補助金交付。交付対象となる活動は公開審査により選考。		
	事業の目的	市民公益活動団体の自立促進を図り、さまざまな人や組織が意欲的にまちづくりに参画し、協働することにより、市民が望む住みよいまちづくりを進める。		
算定根拠	<p><b>【対象経費】</b></p> <p>(1) 市民自らが実施するまちづくり事業に関する、企画・研究・計画策定を主たる目的とする活動経費</p> <p>(2) まちづくりに熱意やアイデアを持つ市民が自主的に実施する活動の経費</p> <p><b>【算定方法】</b></p> <p>(1) 企画・研究部門(第3第2項第1号関係)は補助率 10/10 以内・補助限度額 10 万円</p> <p>(2) 実践活動部門(第3第2項第2号関係)は補助金の受給回数に応じ、1回目は補助率 8/10 以内・補助限度額 100 万円、2回目は補助率 6/10 以内・補助限度額 60 万円、3回目は補助率 4/10 以内・補助限度額 40 万円</p>			
同一事業に対する他の公的補助金等の有無	なし			

#### 【2. 事業のコスト等】

(単位:千円)

年度		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
年間経費の推移	①負担金・補助金等執行額	5,425	7,572	5,323	4,700
	②特定財源	0	0	0	0
	国・県支出金				
	その他				

年間経費の推移	③市負担額(①-②)	5,425	7,572	5,323	4,700
	従事職員数(人)	0.5	0.5	0.5	0.5
	特記事項	なし			
交付件数(件)		20	19	14	11
過去3年間の見直し状況		なし			

### 【3. 検証】

監査の視点	評価
公益性	市民公益活動団体が自ら地域の課題解決に向けて創意工夫し、提案する活動を審査会により選考し支援している。市民自ら課題に向き合うことで課題に対して身近な立場から取り組むことができ、地域の取り組みへとつながる。
合规性	ながのまちづくり活動支援事業補助金交付要綱に則り交付決定を行っているが、要綱上「まちづくり」の定義を「地域課題解決」に向けた「市民公益活動」とし、活動の対象は広範囲であり、運用面での裁量の幅が大きい。
効率性	長年事業を続けている中で、市民のまちづくりに対する意識や環境が変化してきているため、所管課では支援の方法についての見直しが必要と考えている。
有効性	平成27年度より市の優先政策に合致したテーマを設定し、活動を支援している。有効性の面からは裁量の幅を減らし、明確な目的をもった個別の補助金で対応することが望ましい。
必要性	市の優先施策に合致するようにテーマ設定を行い、テーマに合った活動の支援を行っている。一方で、設立間もなく、補助金なしでは十分な活動ができない団体も多く、資金面での自立に向けて市の支援は必要だが類似補助金との住み分けが必要である。
公平性	公開審査会を開催し、補助対象とする活動の選考を行っている。選考及び補助金額の査定は、外部委員を含めたながのまちづくり活動提案審査委員会が行い、委員会の評価結果を尊重し、市長が決定している。

### 【4. 指摘事項】

なし。

### 【5. 意見】

#### 終期設定の検討

「まちづくり」の定義は狭義の「行政主体の都市計画」から広義の「住民主体の生活環境の整備、コミュニケーションの増進」に変わりつつある。要綱上「まちづくり」の定義を広義に解釈し「地域課題解決」に向けた「市民公益活動」とし、活動の対象は広範囲となっている。これに対して市では平

成 27 年度から優先政策に適合したテーマを設定し、活動を支援している。しかし、市の優先政策に関する活動については、有効性の面から明確な目的をもった個別の補助金で対応し、運用面での裁量の余地をできるだけ制限すべきであり、このような広範囲な目的をもった補助金については今後の存続の可否を検討すべきである。

### 3.0.3 Uターン促進多世代住宅建設補助金

#### 【1. 事業の概要】

負担金・補助金等の名称	Uターン促進多世代住宅建設補助金		担当部局	建設部 (企画政策部)
			担当課	住宅課 (人口増推進課)
開始年度	平成 27 年度	終了年度	平成 31 年度	
根拠法令等	Uターン促進多世代住宅建設事業補助金交付要綱			
目的	事業の必要性、ニーズ	過疎化と高齢化と併せ人口減少が著しい中山間地域において、Uターンを促進するために、複数世帯が同居する住宅の新築・増築・リフォームに対し補助を行うことにより定住・定着を図る。		
	交付対象	Uターン者又は中山間地域に居住しているUターン者の家族		
	手段	Uターン者が、中山間地域に居住している家族と同居又は近居するために、住宅の機能向上として行う新築、増築、リフォーム等に対する補助。		
	事業の目的	中山間地域へのUターンを促進し、地域力の維持・強化と定住・定着を図ることを目的としている。		
算定根拠	<b>【対象経費】</b> 多世代住宅の新築又はリフォーム工事で住宅本体に係る費用 <b>【補助金額・補助率等】</b> 工事費の20% 上限100万円 子ども1人につき10万円(最大30万円)を加算			
同一事業に対する他の公的補助金等の有無	なし			

#### 【2. 事業のコスト等】

(単位:千円)

年度		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
年間経費の推移	①負担金・補助金等執行額			657	6,590
	②特定財源			0	0
	国・県支出金				
	その他				
	③市負担額(①-②)			657	6,590
	従事職員数(人)			0.2	0.5
	特記事項	なし			
交付件数(件)			1		
過去3年間の見直し状況	なし				

### 【3. 検証】

監査の視点	評価
公益性	過疎化や高齢化が進行し、人口減少が著しい中山間地域の活性化につながる事業である。 中山間地域へのUターンを促進し、地域力の維持・強化と定住・定着を図ることを目的とする。
合规性	Uターン促進多世代住宅建設事業補助金交付要綱に則り交付している。
効率性	Uターンのほか、中山間地域に定住しようとする市外からの転入促進のための「長野市中山間地域空き家改修等補助金」があり、両者を合わせて効率的な運用が期待できる。
有効性	本事業は、平成27年度にスタートした事業であり、認知度は不足している。平成31年度までの期限付き制度であり、成果を上げるためにも更なる周知・PRが必要である。
必要性	中山間地域は、市街地に比べ人口減少が著しく、過疎化や高齢化が進んでいる。本事業を活用して、地縁のある若者がUターンすることにより、地域活動の活性化や長期的な定住が見込める。
公平性	中山間地域へのUターン者のみを対象としているため市民全員に機会を与えるものではないが、中山間地域活性化のため必要な制度である。なお、要件を満たした申請者には公平に制度を利用できる機会が与えられている。

### 【4. 指摘事項】

なし。

### 【5. 意見】

#### 制度の周知について

本補助金は「長野市中山間地域空き家改修等補助金」とともに、中山間地域へのUターン及び市外転入を促進し、中山間地域の活性化を図るための制度である。その利用は平成27年度において1件と少ない。中山間地域の産業振興、子育て支援と合わせ中山間地域の魅力について内外に発信し、効果を上げることが期待される。

### 3.1 健やかに暮らし認め合い支え合うまち【保健・福祉分野】

急速な少子・高齢化の進展、世帯構成の変化、都市化や過疎化などによる社会構造の変化に伴い、人間関係の希薄化が進む地域社会や家庭において、認め合い地域で支え合うことで、一人ひとりが安心して自立した暮らしを営めるとともに、健やかに暮らせるまちを目指すものである。(第四次長野市総合計画の基本構想「まちづくりの基本方針編」から抜粋)

第四次長野市総合計画の後期基本計画によれば、保健・福祉分野における基本施策は以下の9つである。

- 1 子育て・子育て環境の整備
- 2 高齢者福祉サービスの充実
- 3 高齢者の社会参加の促進
- 4 障害者(児)福祉の充実
- 5 地域福祉社会の実現
- 6 保健衛生の充実
- 7 地域医療体制の充実
- 8 人権尊重社会の実現
- 9 男女共同参画社会の実現

保健・福祉分野における補助金等の全体件数、義務的補助金等の件数、監査対象件数、指摘・意見件数は以下のとおりである。

平成 27 年度一般会計当初予算ベース

補助金等を予算計上した事業数	142
上記のうち義務的な補助金等のみを含む事業数	70
差引 任意的な補助金等を含む事業数(A)	72
A の補助金等の総数(補助金等の名称数)(B)	90
B のうち支出内容から判断して義務的なものと同等と考えられる補助金等	24
差引 監査対象の補助金等	66
指摘事項や意見が認められた補助金等	8

### 3.1.1 長野市在宅介護者リフレッシュ事業補助金

#### 【1. 事業の概要】

負担金・補助金等の名称	長野市在宅介護者リフレッシュ事業補助金		担当部局	保健福祉部
			担当課	高齢者福祉課
開始年度	平成4年度	終了年度	定めなし	
根拠法令等	長野市在宅介護者リフレッシュ事業補助金交付要綱			
目的	事業の必要性、ニーズ	在宅介護者相互の心身の疲れをいやし、元気の回復を図るため。		
	交付対象	長野市社会福祉協議会		
	手段	長野市社会福祉協議会が実施する事業に要する経費に対し補助金を交付する。		
	事業の目的	介護者相互の交流、健康相談、介護技術の学習等を実施し、介護者の心身の元気回復を図る。		
算定根拠	<b>【対象経費】</b> 長野市社会福祉協議会が実施する在宅介護者リフレッシュのつどい事業の印刷費相当費 <b>【算定方法】</b> 前年実績相当額			
同一事業に対する他の公的補助金等の有無	なし			

#### 【2. 事業のコスト等】

(単位:千円)

年度		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
年間経費の推移	①負担金・補助金等執行額	195	200	170	170
	②特定財源	0	0	0	0
	国・県支出金				
	その他				
	③市負担額(①-②)	195	200	170	170
	従事職員数(人)	0.1	0.1	0.1	0.1
	特記事項	なし			
交付件数(件)	1	1	1	1	
過去3年間の見直し状況	平成 25 年度から補助対象経費を事務費に限ることとした。				

### 【3. 検証】

監査の視点	評価
公益性	長野市社会福祉協議会が実施する在宅介護者リフレッシュのつどい事業について補助金を交付している。在宅介護をしている介護者のリフレッシュを図る事業は、介護保険の目指す在宅介護に還元されるため、公益性を有している。
合规性	長野市在宅介護者リフレッシュ事業補助金交付要綱に則り交付している。
効率性	長野市社会福祉協議会が実施する在宅介護者リフレッシュのつどい事業の印刷費相当を補助対象経費としており明確化されている。 長野市社会福祉協議会に対する補助金には、「社会福祉協議会補助金」があるが、補助対象先が同一であるので、要綱を改定して「社会福祉協議会補助金」と統合することで事務処理の効率化を図ることができる。
有効性	家庭状況等により1泊2日コースと日帰りコースからの選択が可能となっており、1泊2日コースについては、定員を100名から150名に増加させていることから、相応の参加者が確保できている状況にある。
必要性	「施設での介護生活から、在宅介護へ」と国の施策やサポート体制が変わっていくなかで、在宅介護者を支援する事業に対する補助は必要性が認められる。
公平性	個人からの寄付金の運用益が事業費の半分程度に充当されており、市としても支援をするために補助対象としているもの。他団体で寄付に基づいた類似事業は行われていないため、交付要綱で補助対象者が長野市社会福祉協議会に限定されているが、公平性は満たされている。

### 【4. 指摘事項】

なし。

### 【5. 意見】

#### 他の補助金との統合

長野市社会福祉協議会に対する補助金は、本補助金のほか「社会福祉協議会補助金」がある。補助対象先が同一であるため事務の効率化の観点からは、要綱を改正の上、社会福祉協議会補助金で対応することを検討することが望まれる。

### 3.1.2 老人クラブ補助金

#### 【1. 事業の概要】

負担金・補助金等の名称	老人クラブ補助金		担当部局	保健福祉部
			担当課	高齢者福祉課
開始年度	昭和 46 年度	終了年度	定めなし	
根拠法令等	老人福祉法第 13 条、長野市老人クラブ活動促進事業補助金交付要綱			
目的	事業の必要性、ニーズ	老人クラブ活動を通じて、高齢者の教養の向上、健康の増進、地域社会への積極的な参加や世代間交流を促進し、老後の生活を健康で豊かなものにするため。		
	交付対象	市内の単位老人クラブ(264 団体)、長野市老人クラブ連合会(1 団体)		
	手段	生きがいつくりと健康づくりのための社会活動を行う市内の単位老人クラブ及び長野市老人クラブ連合会に補助金を交付する。		
	事業の目的	地域を基盤とした生きがいつくりや健康づくり、高齢者相互の生活支援を行う自主的な組織である老人クラブの活動を通じて、高齢者の社会貢献活動、世代間交流活動など、豊かな老後の実現、地域福祉の増進につなげる。		
算定根拠	<b>【単位老人クラブ】</b> ① 会員割額(会員数に応じた額) 29 以下 18,400 円／30 以上 39 以下 32,000 円／ 40 以上 49 以下 38,900 円／50 以上 69 以下 46,400 円／ 70 以上 99 以下 49,500 円／100 以上 149 以下 53,300 円／ 150 以上 57,400 円 ② 社会活動割額(アからエまでの合算額／限度額 30,000 円) ア 清掃美化活動の実施日数と世代間交流活動の実施日数を合計した日数に応じた額 イ 清掃美化活動の参加人数と世代間交流活動の参加人数を合計した延べ人数に応じた額 ウ 訪問活動実施日数に応じた額 エ 市老連の実施する社会活動へ参加したクラブについて、その会員数に応じた額			

	<p><b>【長野市老人クラブ連合会】</b></p> <p>① 単位老人クラブ等育成事業</p> <p>ア 基準額 240,000 円</p> <p>イ 加入単位割 100 円×加入会員数</p> <p>ウ 単老及び地区老人クラブ連合会育成事業を実施するのに必要な賃金で予算に定める額</p> <p>エ 市老連から慶賀事業及び社会活動事業に対して助成する額のうち予算に定める額</p> <p>② 健康づくり事業</p> <p>健康づくり事業に必要な報償費、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料で、予算に定める額</p>
--	---

【2. 事業のコスト等】

(単位:千円)

年度		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
年間 経 費 の 推 移	①負担金・補助金等執行額	19,353	18,508	18,170	18,093
	②特定財源	3,941	3,798	3,705	3,675
	国・県支出金	3,941	3,798	3,705	3,675
	その他	0	0	0	0
	③市負担額(①-②)	15,412	14,710	14,465	14,418
	従事職員数(人)	0.3	0.3	0.3	0.3
	特記事項	特定財源:在宅福祉事業費補助金 補助率:国庫補助対象額の 1/3 単位老人クラブのみ。			
団 体 の 収 支 状 況 等	④収入	114,530	112,023	112,080	
	市支出	19,353	18,508	18,170	
	事業収入				
	会費	17,348	17,139	16,874	
	その他	77,829	76,376	77,036	
	⑤支出	77,078	74,714	75,938	
	⑥繰越(④-⑤)	37,452	37,309	36,142	
⑦市負担率(①/④)	16.9%	16.5%	16.2%		
特記事項	団体の収支状況等欄中、平成 28 年度予算は現時点で確定していない。 単位老人クラブのみ。				
交付件数(件)	279	266	264		
過去3年間の見直し状況	なし				

### 【3. 検証】

監査の視点	評価
公益性	地域を基盤として生きがいや健康づくりを推進する自主的な組織として、高齢者の教養の向上、健康の増進、地域社会への積極的な参加、世代間交流など老人クラブの活動は、地域活動の一端を担っているため、公益性を有している。
合规性	長野市老人クラブ活動促進事業補助金交付要綱に則り交付している。
効率性	補助金交付要綱により、補助対象経費は明確化されている。 市単独分の会員割額分について概算払いを行っているが、支給総額が一団体あたり数万円と少額であることから、事務の効率化や振込手数料の負担面からは非効率となっている。 長野市老人クラブ連合会を対象として、市老連活動促進事業(賃金補助)に対する国庫補助制度があるが、就業規則、給与規定、雇用契約書、出勤簿、賃金明細書等の適切な整備・運用が十分でないため国庫補助を受けることができない状況にある。
有効性	単位老人クラブ数は減少しているものの、高齢者の知識や経験を生かした社会活動は、豊かな老後の実現、地域福祉の増進につながっていると考えられる。
必要性	老人クラブに対する援助は老人福祉法において定められており、老人クラブ活動等事業運営要綱に基づき、国の財源を基に市を通して老人クラブに補助金を交付している。
公平性	交付要綱で対象者を市内の単位老人クラブとしており補助金等の交付先が特定の個人や事業者には偏っていないため、公平性が認められる。

### 【4. 指摘事項】

なし。

### 【5. 意見】

#### 精算払いの採用

会員割額分について概算払いを行っているが、支給総額が一団体あたり数万円と少額であることから、事務の効率化や振込手数料の負担面からは非効率となっている。市老連と協議において、精算払いとすることについて検討が望まれる。

### 国庫補助金の対象化

長野市老人クラブ連合会を対象として、市老連活動促進事業(賃金補助)に対する国庫補助制度があり、1/3を対象とすることができる。しかし、当該制度を利用するに当たっては、就業規則、給与規定、雇用契約書、出勤簿、賃金明細書等の適切な整備・運用が求められている。現在は、国庫補助の対象となっていないため、書類管理の徹底など市として適切な指導を行い、今後、国の補助金の対象としていくことが望まれる。

### 3.1.3 敬老祝事業補助金

#### 【1. 事業の概要】

負担金・補助金等の名称	敬老祝事業補助金		担当部局	保健福祉部
			担当課	高齢者福祉課
開始年度	昭和 46 年度	終了年度	定めなし	
根拠法令等	高齢者写真撮影事業実施要領			
目的	事業の必要性、ニーズ	77 歳及び 100 歳の長寿を記念して長野市営業写真館協会が行う記念撮影事業に対し、長野市が補助金を交付することで高齢者への敬意・祝意を表するとともに、高齢者の生活意欲の向上を図る。		
	交付対象	長野市営業写真館協会		
	手段	写真の撮影代、訪問撮影時の出張費及び諸経費の一部を補助する。		
	事業の目的	長寿を祝福することで、高齢者自らの生活意欲の向上を図る。		
算定根拠	昭和 47 年度は 15 万円であったが、利用者の増加を受け長野市営業写真館協会と協議をし、改定を行ってきた。平成 15 年度から 300 万円を交付している。			
同一事業に対する他の公的補助金等の有無	なし			

#### 【2. 事業のコスト等】

(単位:千円)

年度		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
年間経費の推移	①負担金・補助金等執行額	3,000	3,000	3,000	3,000
	②特定財源	0	0	0	0
	国・県支出金				
	その他				
	③市負担額(①－②)	3,000	3,000	3,000	3,000
	従事職員数(人)	0.2	0.2	0.2	0.2
	特記事項	なし			
交付件数(件)	1	1	1	1	
過去3年間の見直し状況	なし				

### 【3. 検証】

監査の視点	評価
公益性	長野市営業写真館協会は市内の写真館14社が加入する協会であり、写真撮影が困難な場合もあるが、該当年齢の全ての市民が対象となっているため、公益性を有している。
合规性	長野市高齢者写真撮影事業実施要領に則り交付している。
効率性	平成15年度に250万円から300万円に改定しており、今後も対象者数及び実績の増加により補助金額の増加が想定される。本補助金は敬老祝事業と密接に関連している。敬老祝事業は、88歳及び市内最高齢者への祝品贈呈を市が主導して実施している事業であるが、本補助金の対象である高齢者写真撮影事業は長野市営業写真館協会が主体となって行っている無料撮影事業に対し市が補助金を交付しているものとなる。
有効性	全ての77歳及び100歳対象者に対し無料撮影券又は希望調査を郵送し、実績は長野市営業写真館協会より毎年報告を受けている。
必要性	長寿を祝福し、高齢者に対する敬愛の精神と、高齢者福祉について理解と関心を高めるとともに高齢者自らの生活意欲の向上を図るため必要性が認められる。
公平性	補助金は長野市営業写真館協会に交付をしており、利用実績に基づいて各写真館に精算されているため特定の写真館に偏ってはいない。

### 【4. 指摘事項】

なし。

### 【5. 意見】

#### 対象年齢の見直し

記念撮影事業の対象者は77歳及び100歳であり、敬老祝事業の対象者は88歳及び100歳となっている。近年、平均寿命が延び高齢化が進み平均寿命が記念撮影事業の対象者である77歳を超え、対象者数は増加傾向にある。当初の昭和47年度は補助額15万円であったが、利用者の増加を受け長野市営業写真館協会と協議をし、改定を行ってきている。直近では、平成15年度に250万円から300万円に改定しており、今後も対象者数及び実績の増加により補助金額の増加が想定される。

近年では、事業を廃止している団体(神戸市等)や大幅に事業費を削減している団体(大津市、千葉市、福島市等)もあり、長野市においても近年、複数回の事業見直しを行っているところである。

平成22年に厚生労働省が発表した長野市の平均寿命が、男性81.1歳、女性が87.2歳であること等を踏まえ、今後、記念撮影事業の対象年齢等について再度見直しをしていく必要がある。

### 3.1.4 短期入所行動障害児等援護事業補助金

#### 【1. 事業の概要】

負担金・補助金等の名称	短期入所行動障害児等援護事業補助金		担当部局	保健福祉部
			担当課	障害福祉課
開始年度	平成 18 年度	終了年度	定めなし	
根拠法令等	長野市短期入所行動障害児等援護事業補助金交付要綱			
目的	事業の必要性、ニーズ	<p>こだわり、器物破損、パニックなど強度行動障害のある障害者(児)は目が離せないため、介護する保護者の負担が非常に大きい。保護者が病気などの場合には短期入所を利用するが、施設では職員配置を手厚くする必要があり負担が大きいため、利用希望があっても断られる場合がある。</p>		
	交付対象	<p>直接的な対象:短期入所実施事業者 ⇒最終的な対象者:強度行動障害者(児)の保護者</p>		
	手段	<p>短期入所事業所が市内在住の強度行動障害者(児)を受け入れる場合、職員配置を手厚くすることへの支援として泊数に応じて補助金を支払う。</p>		
	事業の目的	<p>強度行動障害児等を施設で安定的に受け入れることで保護者の介護負担軽減を図る。</p>		
算定根拠	<p><b>【対象経費】</b> 短期入所を利用する強度行動障害児又は強度行動障害者につき、見守看護を行う事業。 1日につき5時間以上専ら見守介護を行う場合に限る。</p> <p><b>【算定方法】</b> 1泊につき3,600円で、強度行動障害児等1人につき30泊を限度とする。 ただし、市長が特に必要と認める強度行動障害児にあっては、1人につき60泊を限度とする。</p>			
同一事業に対する他の公的補助金等の有無	なし			

#### 【2. 事業のコスト等】

(単位:千円)

年度		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
年間経費の推移	①負担金・補助金等執行額	2,322	2,380	2,697	2,916
	②特定財源	0	0	0	0
	国・県支出金				
	その他				

年間経費の推移	③市負担額(①-②)	2,322	2,380	2,697	2,916
	従事職員数(人)	0.1	0.1	0.1	0.1
	特記事項	なし			
交付件数(件)		1	3	3	
過去3年間の見直し状況		強度行動障害児の成長と短期入所の利用が増加する中、18歳以上の障害者の利用も補助対象とするよう要望があり、平成26年度に要綱を改正し対象を拡大した。			

### 【3. 検証】

監査の視点	評価																								
公益性	強度行動障害のある障害者(児)は目が離せないため、介護する保護者の負担が非常に大きい。保護者が病気などの場合には短期入所を利用するが、施設では職員配置を手厚くする必要があり負担が大きい状況にある。そのため、職員配置を手厚くすることへの支援である本補助金は公益性が認められる。																								
合规性	長野市短期入所行動障害児等援護事業補助金交付要綱に則り交付している。																								
効率性	<p>実泊数と補助泊数の過去3年の推移は以下のとおりである。</p> <p>実泊数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>障害児</th> <th>障害者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年度</td> <td>797泊</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>331泊(24%)</td> <td>1,050泊(76%)</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>405泊(46%)</td> <td>484泊(54%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>補助泊数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>障害児</th> <th>障害者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年度</td> <td>540泊</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>240泊(45.6%)</td> <td>421泊(54.4%)</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>390泊(52.1%)</td> <td>359泊(47.9%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>本補助金は、要綱に「在宅において介護を行う保護者の負担軽減を図るため」の事業と定めており、趣旨はあくまで障害児のための事業としている。しかし、18歳以上の障害者の利用も補助対象とするよう要望があり平成26年度に要綱を改正し対象を拡大したところ、補助対象者数は増えたが、障害児と障害者の比率は上記の通りとなり想定より障害者の利用割合が大きくなっている。</p>	区分	障害児	障害者	平成25年度	797泊	—	平成26年度	331泊(24%)	1,050泊(76%)	平成27年度	405泊(46%)	484泊(54%)	区分	障害児	障害者	平成25年度	540泊	—	平成26年度	240泊(45.6%)	421泊(54.4%)	平成27年度	390泊(52.1%)	359泊(47.9%)
区分	障害児	障害者																							
平成25年度	797泊	—																							
平成26年度	331泊(24%)	1,050泊(76%)																							
平成27年度	405泊(46%)	484泊(54%)																							
区分	障害児	障害者																							
平成25年度	540泊	—																							
平成26年度	240泊(45.6%)	421泊(54.4%)																							
平成27年度	390泊(52.1%)	359泊(47.9%)																							

有効性	前年実績に対して今後の利用者数の増加を見込んだ目標に設定されており、事業者からの補助申請泊数を全て補助できている。現状、実泊数と補助泊数には上記のとおり差があるが、差の部分は、強度行動障害児1人につき30泊(市長が特に必要と認める強度行動障害児は60泊)の限度を超過した宿泊であり、短期入所実施施設から交付申請のあった補助要件を満たした宿泊数に対する補助は全額支給している。
必要性	強度行動障害児等を受け入れる場合は、その見守りのために職員配置を手厚くする必要がある。しかし、障害福祉サービスにおける短期入所サービスの報酬には、基準以上の職員配置に対する加算給付が無いため、市が単独で短期入所実施事業所への補助を行っている。保護者の介護負担の軽減を図るための事業であり、必要性が認められる。
公平性	短期入所を実施している事業所のうち強度行動障害児等を受け入れている短期入所事業所の全てが補助対象となるため、公平性が認められる。

#### 【4. 指摘事項】

なし。

#### 【5. 意見】

##### 要綱の交付条件見直し

平成26年度に要綱を改正し対象を拡大したところ、補助対象者数は増えたが想定より障害者の利用割合が大きくなっている。担当課では、障害者については地域移行に基づき、グループホームや施設入所に移行する方向性のため、要綱の趣旨に鑑み、障害児7割、障害者3割程度が適当と考えている。現状、平成28年度は、強度行動障害者(児)の短期入所利用泊数を810泊として目標を設定している。事業の成果の指標としては、障害児7割、障害者3割を前提とすると、障害児567泊、障害者243泊となるため当該数値を目標として事業を運営しPDCAサイクルによる見直しを行うことが望まれる。

現在、障害者の受け入れについては、要綱に規定する障害者を受け入れられる「止むを得ない理由」により行っている。そのため、平成28年度の実績を受けて、要綱の見直しを行い担当課が目標とする障害児7割、障害者3割程度の水準達成に向けた対応が望まれる。

### 3.1.5 社会福祉協議会補助金ほか(ながのコロニー移転改築事業等元利償還金補助金)

#### 【1. 事業の概要】

負担金・補助金等の名称	社会福祉協議会補助金ほか (ながのコロニー移転改築事業等 元利償還金補助金)		担当部局	保健福祉部
			担当課	福祉政策課
開始年度	平成5年度	終了年度	平成 38 年度	
根拠法令等	社会福祉法人の助成の手続きに関する条例、長野市補助金交付規則			
目的	事業の必要性、ニーズ	経営難に陥っていた法人の身体障害者福祉工場等就労継続支援施設の経営安定化を図る。		
	交付対象	社会福祉法人ながのコロニー		
	手段	施設整備等のために借り入れた資金の元利償還金に対する補助を行う。		
	事業の目的	施設が継続的に運営されること。		
算定根拠	○借入金の元利償還金 施設整備等に係る借入金の償還額			
同一事業に対する他の公的補助金等の有無	なし			

#### 【2. 事業のコスト等】

(単位:千円)

年度		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
年間経費の推移	①負担金・補助金等執行額	19,989	19,719	19,448	17,831
	②特定財源	0	0	0	0
	国・県支出金				
	その他				
	③市負担額(①-②)	19,989	19,719	19,448	17,831
	従事職員数(人)	0.1	0.1	0.1	0.1
	特記事項	なし			
交付件数(件)	2	2	2	1	
過去3年間の見直し状況	なし				

#### 【3. 検証】

監査の視点	評価
公益性	就労継続支援施設は、一般企業での就労が困難な者に働く場を提供し、障害者の社会的自立を促しており、同施設の移転改築事業にかかる償還原資を補助していることから、公益性は認められる。

合規性	「社会福祉法人の助成の手続に関する条例」第2条において、社会福祉法人が市の助成を申請しようとするときは、申請書に理由書、助成を受けようとする事業の計画書及びこれに伴う収支予算書、財産目録及び貸借対照表、その他市長が必要と認める書類の添付が求められているが、理由書、財産目録及び貸借対照表の添付がされていない。
効率性	当該施設の補助協議当時、障害者福祉制度が措置制度から支援費制度に変わり、障害のある方がサービスを受けたことに対して、市から施設に支払われる支援費の要素として、施設整備・設備整備の国庫補助基準額4分の1相当に係る減価償却相当額が算入されているため、その額を補助金から控除して市の補助額を決定している。
有効性	施設経営の安定化を図ることを目的とした補助金であるため特段周知等は行っていない。 現状では、経営の安定化が見込める状況について定義づけがされていないため、当該補助金は、借入金の償還期限である平成 38 年まで継続される。
必要性	一般企業に雇用されることが困難な障害者の就労の場を継続的に確保するため、相応の補助を行うことに必要性は認められる。しかし、本補助金は、経営破たん状態にあった法人の身体障害者福祉工場等就労継続支援施設の経営安定化を図るための補助であることから、経営の安定化に関して目途が立った時点で終了とされるべき性質のものである。
公平性	平成 28 年 10 月末時点において、長野コロニー長野福祉工場を含め就労継続支援 A 型が6事業所、長野コロニー設置・運営2事業所含め就労継続支援 B 型が 43 事業所ある。経営破たん状態にあった法人の身体障害者福祉工場等就労継続支援施設の経営安定化を図るための補助であり、個別に対応しているものである。

#### 【4. 指摘事項】

##### 必要書類の整備

社会福祉法人の助成の手続に関する条例第2条において、社会福祉法人が市の助成を申請しようとするときは、申請書に理由書、助成を受けようとする事業の計画書及びこれに伴う収支予算書、財産目録及び貸借対照表、その他市長が必要と認める書類の添付が求められているが、平成 27 年6月 12 日の「ながのコロニー(ワークサポート篠ノ井、ハートフル五明)移転改築事業元利償還金補給補助金申請書」において理由書、財産目録及び貸借対照表の添付がないため、条例に基づく書類の徴求が求められる。

## 【5. 意見】

### 経営安定化の定義

経営難に陥っていた法人の身体障害者福祉工場等就労継続支援施設の経営安定化を図ることを目的として同補助金を設定している。現状では、長野福祉工場に関連する事業に関する経営は依然として赤字であるものの、社会福祉法人ながのコロニー全体で見ると資金収支差額合計は27,501千円と黒字となっている。また、全社での黒字額は、交付された補助金額18,074千円を上回り、当期末支払資金残高も459,530千円と多額に計上されている。法人全体の経営状態は補助協議当時と比べ改善はしているものの、経営の安定化が見込める状況について明確な定義づけがされていないため、補助の必要性についての判断がなされていない。経営の安定化が見込める状況について定義を定め、法人の経営の安定化を踏まえて補助金の見直しを検討していくことが必要である。

### 3.1.6 社会福祉協議会補助金ほか(社会福祉法人長野市社会事業協会)

#### 【1. 事業の概要】

負担金・補助金等の名称	社会福祉協議会補助金ほか (社会福祉法人長野市社会事業協会)		担当部局	保健福祉部
			担当課	福祉政策課
開始年度	不明	終了年度	平成 35 年度	
根拠法令等	社会福祉法第 58 条、社会福祉法人の助成の手続に関する条例、長野市補助金交付規則			
目的	事業の必要性、ニーズ	市との連携により、30 事業所で 53 事業の社会福祉施設を設置・経営する公共性の高い社会福祉法人であるとともに、市の施策に基づき整備した社会福祉施設建設に係る費用を負担しているため。		
	交付対象	社会福祉法人長野市社会事業協会		
	手段	長野市社会事業協会本部経費の一部及び借入金の元利償還金補助。		
	事業の目的	施設における安定的かつ、継続的な福祉サービスの提供を確保する。		
算定根拠	(平成 28 年度) ○法人本部経費 理事長1人、正規職員3人、嘱託職員3人の人件費の一部 ○借入金の元利償還金 尚和寮(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、短期入所生活介護)及び松代デイサービスセンターの移転改築に係る借入金の償還額			

#### 【2. 事業のコスト等】

(単位:千円)

年度		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
年間経費の推移	①負担金・補助金等執行額	112,109	107,406	102,331	71,919
	②特定財源	0	0	0	0
	国・県支出金				
	その他				
	③市負担額(①-②)	112,109	107,406	102,331	71,919
	従事職員数(人)	0.2	0.2	0.2	0.2
	特記事項	なし			

団 体 の 収 支 状 況 等	④収入	4,723,089	3,876,469	3,946,819	3,889,214
	市支出	112,109	107,406	102,331	71,919
	事業収入	2,600,465	2,659,162	2,716,467	2,786,939
	会費	0	0	0	0
	その他	2,010,515	1,109,901	1,128,021	1,030,356
	⑤支出	3,710,001	2,861,598	3,020,547	3,250,924
	⑥繰越(④-⑤)	1,013,088	1,014,871	926,272	638,290
	⑦市負担率(①/④)	2.4%	2.8%	2.6%	1.8%
	特記事項	なし			
交付件数(件)	1	1	1		
過去3年間の見直し状況	本部経費分については、平成24年度に法人と協議を行い、平成24年度本部経費補助額を基準として、平成25年度から毎年10%減とした。本部経費分は平成33年度をもって廃止予定。				

### 【3. 検証】

監査の視点	評価
公益性	社会福祉法人長野市社会事業協会は、福祉サービスの提供施設として30事業所で53事業(うち長野市からの指定管理が14事業所で24事業、法人による設置・経営が16事業所で29事業)を運営し、児童から障がい者、高齢者を中心とした、市民への施設における福祉サービスの提供を行っており、市の福祉行政の一翼を担っており公益性を有している。
合規性	「社会福祉法人の助成の手続に関する条例」第2条において、社会福祉法人が市の助成を申請しようとするときは、申請書に理由書、助成を受けようとする事業の計画書及びこれに伴う収支予算書、財産目録及び貸借対照表、その他市長が必要と認める書類の添付が求められているが、財産目録及び貸借対照表が徴求されていない。
効率性	借入金の元利償還金に関しては、自己負担額及び県負担額を除き支払利息も含め市の補助としている。自己負担部分は、施設を設置して介護事業や障害者支援事業を行うことで得られる介護報酬等に含まれる施設の減価償却費相当額としており、施設整備・設備整備の国庫補助基準額4分の1相当に係る減価償却費相当額を施設別に計算している。建設当時において、市が直接設置する場合と当該補助をする場合とで比較検討した上で決定しているため、効率性が認められる。

有効性	<p>運営費に関する補助については、平成 24 年度に協会と協議を行い、平成 24 年度本部経費補助額を基準として、平成 25 年度から毎年 10%減とし、平成 33 年度をもって廃止予定としている。</p> <p>補助金を一度に減額すると法人運営に支障をきたす可能性があるため、段階的に引き下げる方法にも合理性はあるが、協会の現在の財政状態、経営状態からは運営費補助の必要性は乏しいといえる。</p>
必要性	<p>協会の事業活動計算書、資金収支計算書からは、収入面、財務面で安定をみせている一方で、協会本部経費の補助として、19,937 千円を交付(交付額は平成 24 年度を基準として毎年 10%ずつ減少)している状況にある。協会の現在の財政状態、経営状態を考慮すると、運営費補助の必要性は乏しいといえる。</p>
公平性	<p>市と連携して福祉サービスを提供する公共性の高い法人であり、本補助金は、市の施策に基づき整備した公共的な施設であるため、公平性を有している。</p>

#### 【4. 指摘事項】

##### 必要書類の整備

社会福祉法人の助成の手続に関する条例第2条において、社会福祉法人が市の助成を申請しようとするときは、申請書に理由書、助成を受けようとする事業の計画書及びこれに伴う収支予算書、財産目録及び貸借対照表、その他市長が必要と認める書類の添付が求められているが、財産目録及び貸借対照表を徴求していない。

#### 【5. 意見】

##### 団体の収支の状況からの補助金の必要性

長野市社会事業協会の平成 27 年度決算は資金収支事業活動収入で前年比 57,304 千円増収となるなど、収入面、財務面で安定をみせている。一方で、協会本部経費(理事長1人、正規職員3人、嘱託職員3人の人件費の一部)の補助として、平成 27 年度は平成 24 年度長野市運営費補助金額(28,481 千円)の 30%減の額(19,937 千円)を交付している状況(毎年 10%ずつ減)にある。協会の現在の財政状態、経営状態を考慮すると、運営費補助の必要性が乏しいことから、運営費補助金については平成 33 年度を待たず廃止することが望まれる。

### 3.1.7 社会福祉協議会補助金ほか(社会福祉法人長野市社会福祉協議会)

#### 【1. 事業の概要】

負担金・補助金等の名称	社会福祉協議会補助金ほか(社会福祉法人長野市社会福祉協議会)		担当部局	保健福祉部
			担当課	福祉政策課
開始年度	不明	終了年度	定めなし	
根拠法令等	社会福祉法第 58 条、社会福祉法人の助成の手続に関する条例、長野市補助金等交付規則			
目的	事業の必要性、ニーズ	社会福祉法第 109 条に基づく地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であり、地域の福祉課題の解決やボランティア活動の推進・支援といった公益性が高い事業を行う団体であるため。		
	交付対象	社会福祉法人長野市社会福祉協議会		
	手段	市社会福祉協議会の運営に対する人件費、管理経費及び自主財源の無い市社会福祉協議会の独自事業経費を補助する。		
	事業の目的	地域の実情に応じた住民の福祉の増進を図る。		
算定根拠	(平成 28 年度) ○人件費 必要人員分の事務局職員人件費(他事業で補填されているものは除く。) 正規職員 : 総務課6人、地域福祉課 11 人 嘱託臨時職員: 総務課6人(常勤役員1人、非常勤役員1人含む)、 地域福祉課 12 人 市派遣職員 : 総務課2人、地域福祉課2人 ○事務費(管理経費) 法人運営管理経費(他事業と重複するものは按分。) ○事業費 自主財源のない社協独自事業に要する経費			

#### 【2. 事業のコスト等】

(単位:千円)

年度		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
年間経費の推移	①負担金・補助金等執行額	206,169	210,231	207,191	209,561
	②特定財源	480	492	506	600
	国・県支出金	0	300	300	300
	その他	480	192	206	300
	③市負担額(①-②)	205,689	209,739	206,685	208,961
	従事職員数(人)	0.2	0.2	0.2	0.2
	特記事項	なし			

団 体 の 収 支 状 況 等	④収入	3,622,824	3,547,463	3,634,077	3,282,927
	市支出	206,169	210,231	207,191	209,561
	事業収入	1,565,165	1,614,939	1,501,364	1,509,261
	会費	25	35	35	100
	その他	1,851,465	1,722,258	1,925,487	1,564,005
	⑤支出	2,917,121	2,754,821	2,839,420	3,282,877
	⑥繰越(④-⑤)	705,703	792,462	794,657	50
	⑦市負担率(①/④)	5.7%	5.9%	5.7%	6.4%
	特記事項	平成27年度までは事業活動計算書、平成28年度は資金収支予算書による。			
交付件数(件)	1	1	1		
過去3年間の見直し状況	<p>平成27年度に退職手当積立基金補助(5,000千円)を廃止した。</p> <p>平成12年の介護保険制度改正に伴う介護専門職員の退職手当不足を補填するため、市の補助金と市社協の介護保険事業収益からの拠出金により退職手当を積立っていたが、介護保険事業収益からの拠出金のみで基金が充足する見込みとなったもの。</p>				

### 【3. 検証】

監査の視点	評価
公益性	「社会福祉協議会は社会福祉法」第109条に基づく地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であり、地域の福祉課題の解決やボランティア活動の推進・支援といった公益性が高い事業を行っていることから、公益性に問題はない。
合规性	「社会福祉法人の助成の手続に関する条例」第2条において、社会福祉法人が市の助成を申請しようとするときは、申請書に理由書、助成を受けようとする事業の計画書及びこれに伴う収支予算書、財産目録及び貸借対照表、その他市長が必要と認める書類の添付が求められているが、財産目録及び貸借対照表が徴求されていない。
効率性	法人運営事業は、社会福祉事業の地域福祉活動拠点に含まれているが、その他の拠点や公益事業を含めた法人運営を行っているものである。そのため、人件費等については、他事業においても負担すべきものであり、他事業の収支差額では充当しきれない分について補助すれば足りると考える。現在、社会福祉事業に計上されている法人運営費については、公益事業に配賦するとともに、社会福祉事業の中でも児童館・プラザ拠点、共同募金事業拠点、介護保険事業拠点等に配賦を行ったうえで、自主財源のない社協独自事業に要する経費として補助を行うことが望まれる。

有効性	<p>予算要求時の審査のほか、交付申請時に予算要求時点との対象経費の相違を審査している。また、実績報告時においても、事業報告書、決算書の審査とともに対象経費の確認をして、補助金の確定を行っており、事業内容に変更がある場合には変更申請をしている。</p>
必要性	<p>法人全体の次期繰越額は 794,657 千円、純資産額は 1,748,314 千円である。当該補助金の交付対象(法人運営事業も含む)である地域福祉活動拠点区分においては、次期繰越額は△38,566 千円であるものの、純資産額は 532,785 千円となっている。補助金額 207,191 千円を大幅に超える純資産額がある。純資産のうち、ボランティア活動振興基金やふれあい福祉基金は寄附金等を財源としており、その基金や果実は既にボランティア振興や福祉需要の多様化など基金の目的に沿った事業の費用に充てられている。また、市社協退職給付積立金は退職手当のため、助け合い資金積立金は生活困窮者への貸付金に用途が限定されている。しかし、基金の目的と一致する事業には基金の活用が可能であることから、補助金の減額も可能と考えられる。今後、基金の活用を含めて、事業者と補助協議を行っていくことが望まれる。</p>
公平性	<p>社会福祉協議会は市全域の地域福祉の推進を図ることを目的とし、全 32 地区の住民自治協議会などと連携して活動しており、公平性が認められる。</p>

#### 【4. 指摘事項】

##### 必要書類の整備

社会福祉法人の助成の手続に関する条例第2条において、社会福祉法人が市の助成を申請しようとするときは、申請書に理由書、助成を受けようとする事業の計画書及びこれに伴う収支予算書、財産目録及び貸借対照表、その他市長が必要と認める書類の添付が求められているが、財産目録及び貸借対照表が徴求されていない。

#### 【5. 意見】

##### 減額の検討

法人全体の次期繰越額及び純資産額の水準、当該補助金の交付対象(法人運営事業も含む。)である地域福祉活動拠点区分の純資産額の水準から、現状では補助金額を大幅に超える純資産額がある。純資産のうち、ボランティア活動振興基金やふれあい福祉基金は寄附金等を財源としており、基金の目的と一致する事業には基金の活用が可能であることから、補助金の減額も検討の余地がある。今後、基金の活用も含めて、事業者と補助協議を進めていくことが望まれる。

### 法人運営事業費の多事業費への配賦

法人運営事業は、社会福祉事業の地域福祉活動拠点に含まれているが、その他の拠点や公益事業を含めた法人運営を行っているものである。そのため、人件費等については、他事業においても負担すべきものであり、他事業の収支差額では充当しきれない分について補助すれば足りるものである。現在、社会福祉事業に計上されている法人運営費については、公益事業に配賦するとともに、社会福祉事業の中でも児童館・プラザ拠点、共同募金事業拠点、介護保険事業拠点等に配賦を行ったうえで、自主財源のない社協独自事業に要する経費として補助を行うことが望まれる。

### 3.1.8 飲料水供給施設等改修事業補助金

#### 【1. 事業の概要】

負担金・補助金等の名称	飲料水供給施設等改修事業補助金		担当部局	長野市保健所
			担当課	食品生活衛生課
開始年度	平成 25 年度	終了年度	定めなし	
根拠法令等	信州新町・中条地区飲料水供給施設等改修事業補助金交付要領			
目的	事業の必要性、ニーズ	信州新町、中条地区の小規模水道施設の維持を図る。		
	交付対象	信州新町・中条地区の上水道給水区域外の小規模水道施設		
	手段	小規模水道施設の改修に要する事業費の一部を補助する。		
	事業の目的	各小規模水道施設が現状を把握し、計画的な施設改修工事を進め、小規模水道施設の維持管理体制の確立を図る。		
算定根拠	<b>【補助対象事業】</b> ①水源施設の改修に要する事業、②導送水施設の改修に要する事業、③浄水施設の改修に要する事業、④配水施設の改修に要する事業 <b>【補助金の額】</b> 信州新町地区：①～④ 事業費の2分の1以内 中条地区：①④事業費の10分の5以内、②事業費の10分の3以内、③事業費の10分の7以内			
同一事業に対する他の公的補助金等の有無	なし			

#### 【2. 事業のコスト等】

(単位:千円)

年度		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
年間経費の推移	①負担金・補助金等執行額	1,959	3,106	1,156	4,508
	②特定財源	0	3,100	1,150	3,820
	国・県支出金		3,100	1,150	3,820
	その他				
	③市負担額(①-②)	1,959	6	6	688
	従事職員数(人)				
特記事項		県支出金:新市町村合併特例交付金			
交付の推移	件数(件)	5	7	5	9
	特記事項	特定財源となっている新市町村合併特例交付金が終了する平成 31 年度までに費用がかかる改修工事を実施する方針である。			
過去3年間の見直し状況		なし(ただし、特定財源として平成 26 年度より県新市町村合併特例交付金の対象とした。)			

### 【3. 検証】

監査の視点	評価
公益性	合併前の信州新町及び中条村において交付していた補助金ではあるが、信州新町・中条地区の上水道給水区域外の小規模水道施設という限定した地域に対する補助事業であり、長野市全体の公益性は低い。しかしながら、当該地域の経済的負担は大きく、格差是正という観点からは意義があるといえる。
合规性	信州新町・中条地区飲料水供給施設等改修事業補助金交付要領に則り交付している。
効率性	市町村合併に伴う格差是正という観点から、新市町村合併特例交付金を特定財源としている。当該交付金は平成31年度で終了するため、本補助金も平成31年度で終了することで調整を進めている。
有効性	信州新町・中条地区の小規模水道が維持されるうえで当該補助金の役割は大きく、一定の有効性はある。
必要性	飲料水供給の必要性は高いが、信州新町・中条地区以外の長野市の小規模水道においては補助がないことから、必要資金を積み立てて自立できるように引き続き促すべきである。
公平性	対象地区内において、特定の小規模水道施設に偏りはなく、公平性に問題はない。

### 【4. 指摘事項】

なし。

### 【5. 意見】

#### 小規模水道施設に対する自立促進

合併前の信州新町及び中条村において交付していた小規模水道の維持のための補助金で、平成31年度で終了する予定である。小規模水道の維持に当たっては、当該地域の経済的負担は大きく、格差是正という観点からは意義があるといえるが、新市町村合併特例交付金が支給される平成31年度で補助金を終了することができるよう、各小規模水道施設に対して引き続き説明し、自立を促していくべきである。

### 3.2 豊かな自然環境と調和した潤いあるまち【環境分野】

地球温暖化対策として温室効果ガスの削減が急務となっており、地球規模での様々な環境問題への取組が求められている中において、市民・事業者・行政のパートナーシップにより、豊かな自然環境を保全し、限りある資源が循環する、環境に調和した長野らしいまちを目指すものである。(第四次長野市総合計画の基本構想「まちづくりの基本方針編」から抜粋)

第四次長野市総合計画の後期基本計画によれば、環境分野における基本施策は以下の6つである。

- 1 総合的・計画的な環境対策の推進
- 2 良好な自然環境の確保
- 3 省資源・資源循環の促進
- 4 生活環境の保全
- 5 上下水道等の整備
- 6 緑化・親水空間の充実・創造

環境分野における補助金等の全体件数、義務的補助金等の件数、監査対象件数、指摘・意見件数は以下のとおりである。

平成 27 年度一般会計当初予算ベース

補助金等を予算計上した事業数	55
上記のうち義務的な補助金等のみを含む事業数	22
差引 任意的な補助金等を含む事業数(A)	33
A の補助金等の総数(補助金等の名称数)(B)	39
B のうち支出内容から判断して義務的なものと同等と考えられる補助金等	14
差引 監査対象の補助金等	25
指摘事項や意見が認められた補助金等	6

### 3.2.1 太陽光発電システム普及促進事業補助金

#### 【1. 事業の概要】

負担金・補助金等の名称	太陽光発電システム普及促進事業		担当部局	環境部
	補助金		担当課	環境政策課
開始年度	平成 11 年度	終了年度	定めなし	
根拠法令等	地球温暖化対策の推進に関する法律、長野県地球温暖化対策条例、長野市環境基本条例、長野市太陽光発電システム普及促進事業補助金交付要綱			
目的	事業の必要性、ニーズ	電力は化石燃料により発電される割合が高く、温室効果ガスの増加、地球温暖化の進行の大きな要因となっている。		
	交付対象	太陽光発電システムを設置する市民		
	手段	太陽光発電システムを設置する市民に対して設置費用の一部を補助金として交付する。		
	事業の目的	太陽光発電システムの導入及びそれを契機とした再生可能エネルギーの導入への意識向上を図り、市域の温室効果ガス排出量を削減する。		
算定根拠	<b>【対象経費】</b> システムの設備及び工事に関する費用 <b>【補助金額の算定方法】</b> 太陽電池の公称最大出力(kW、小数第2位未満は四捨五入)に2万円を乗じた額(1,000円未満の端数は切り捨て)、または対象経費の額のいずれか低い額 <b>【限度額】</b> 9万円			
同一事業に対する他の公的補助金等の有無	なし			

#### 【2. 事業のコスト等】

(単位:千円)

年度		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
年間経費の推移	①負担金・補助金等執行額	127,577	76,419	51,214	46,000
	②特定財源	0	0	0	0
	国・県支出金				
	その他				
	③市負担額(①-②)	127,577	76,419	51,214	46,000
	従事職員数(人)	1.8	1.8	1.5	0.7
	特記事項	補助件数の減少に伴い、事務量が減少したため。			

交付件数(件)	1,395	934	622	555
過去3年間の見直し状況	平成 26 年度に補助金の限度額を、個人は 14 万円から9万円、法人は 40 万円から 20 万円に変更した。平成 28 年度から法人を対象外とした。			

### 【3. 検証】

監査の視点	評価
公益性	再生可能エネルギーを利用した太陽光発電システムは発電時に温室効果ガスを発生させないため、地球温暖化の防止という社会の利益に貢献している。
合規性	地球温暖化対策の推進に関する法律、長野県地球温暖化対策条例、長野市環境基本条例、長野市太陽光発電システム普及促進事業補助金交付要綱に則り交付している。
効率性	対象経費はシステムの設置にかかる経費としている。 補助金額の算出に用いる太陽電池の出力が大きいほど、発電量が大きくなり、化石燃料により発電された電力の使用が減るため、温室効果ガスの排出量削減に効果がある。
有効性	「長野市地球温暖化対策地域推進計画」(平成 26 年4月改定)にある当面目標(平成 28 年度までに 9,600 件、出力 38,000kW)が設定され、平成 27 年度までの件数は 8,643 件、出力は 38,321kW となっている。補助制度の内容、実績はウェブサイト等で公表している。
必要性	国の補助金がなくなり、それに連動して地方自治体の補助金についても改廃が進む中、「長野市地球温暖化対策地域推進計画」(平成 26 年4月改定)にある当面目標(平成 28 年度までに 9,600 件、38,000kW)を平成 27 年度に既に出力では達成している状況を勘案すると、補助金の必要性には検討の余地があると考えられる。
公平性	補助金の交付先は、要綱で定めた補助要件を満たした市民であり、同一年度内での限度額も決まっていることから、特定の個人に偏る等、公平性を阻害する要因はない。

### 【4. 指摘事項】

なし。

## 【5. 意見】

### 終期等の設定

国の補助金が平成 25 年度に廃止され、それに連動して地方自治体の補助金についても改廃が進む中、長野市地球温暖化対策地域推進計画(平成 26 年4月改定)にある当面目標(平成 28 年度までに 9,600 件、38,000kW)を平成 27 年度において、既に出力では達成している状況である。

また、太陽光発電パネルの価格は下落傾向にあり、反面電気料金は上昇傾向にあることから、家庭での採算性は向上傾向にある。

以上を踏まえると、同補助金の廃止や、終期の設定等、改廃について検討すべきと考えられる。

### 3.2.2 太陽熱利用システム普及促進事業補助金

#### 【1. 事業の概要】

負担金・補助金等の名称	太陽熱利用システム普及促進事業		担当部局	環境部
	補助金		担当課	環境政策課
開始年度	平成 24 年度	終了年度	定めなし	
根拠法令等	地球温暖化対策の推進に関する法律、長野県地球温暖化対策条例、長野市環境基本条例、長野市太陽熱利用システム普及促進事業補助金交付要綱			
目的	事業の必要性、ニーズ	化石燃料の使用により、温室効果ガスの増加、地球温暖化の進行の大きな要因となっている。		
	交付対象	太陽熱利用システムを設置する市民		
	手段	太陽熱利用システムを設置する市民に対して設置費用の一部を補助金として交付する。		
	事業の目的	太陽熱利用システムの導入及びそれを契機とした再生可能エネルギーの導入への意識向上を図り、市域の温室効果ガス排出量を削減する。		
算定根拠	<b>【対象経費】</b> システムの設備及び工事に関する費用 <b>【補助金額の算定方法】</b> 自然循環型システムの場合：5万円または対象経費の額のいずれか低い額 強制循環型システムの場合：10万円または対象経費の額のいずれか低い額			
同一事業に対する他の公的補助金等の有無	なし			

#### 【2. 事業のコスト等】

(単位：千円)

年度		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
年間経費の推移	①負担金・補助金等執行額	2,900	3,250	5,050	4,200
	②特定財源	0	0	0	0
	国・県支出金				
	その他				
	③市負担額(①－②)	2,900	3,250	5,050	4,200
	従事職員数(人)	0.4	0.4	0.4	0.4
	特記事項	なし			
交付件数(件)	38	38	57	52	
過去3年間の見直し状況	なし				

【3. 検証】

監査の視点	評価
公益性	<p>地球温暖化防止のためには、化石燃料と代わる再生可能エネルギーの割合を増加させる必要があるが、太陽熱利用システムは、市域の温室効果ガス排出量のうち高い割合を占める家庭部門で導入可能なシステムであり、温暖化対策としての効果が高い。</p> <p>交付対象は長野市内の市民全般を対象としており、多くの市民が利用できる制度であり、公益性に問題はない。</p>
合規性	<p>地球温暖化対策の推進に関する法律、長野県地球温暖化対策条例、長野市環境基本条例、長野市太陽熱利用システム普及促進事業補助金交付要綱に則り交付している。</p>
効率性	<p>補助金額、対象経費等は、長野市太陽熱利用システム普及促進事業補助金交付要綱に規定されている。</p> <p>補助金が開始された平成 24 年度以降、太陽熱利用システム導入コストは自然循環型が約 4.6%、強制循環型が約 4.9%下がっているが、交付要綱は補助金開始以降、見直されていない。補助金の対象経費となる、太陽熱利用システム導入コストの変動を勘案し、補助金額を含む、交付要綱の見直しを検討する必要がある。</p>
有効性	<p>平成 26 年4月に改定された「長野市地球温暖化対策地域推進計画」では平成32年度の太陽熱利用システムの設置件数目標を385件としている。平成24年度から平成27年度までの累計は194件と、年平均48件であり、このまま推移した場合、平均28年度から平成32年度までの5年間で240件の交付が見込まれることから、目標は達成可能であると考えられる。なお、補助制度の内容、実績はウェブサイト等で公表している。</p> <p>補助金の交付は1回であるが、システムを設置することで十数年にわたり温室効果ガスの削減が続くため、補助目的や金額に見合う効果がある。有効性に問題はない。</p>
必要性	<p>温室効果ガスの排出量削減に対する取組は継続的な支援が必要である。事業の性質上、民間活力の活用や類似事業との統合によるコスト削減は見込めない。導入すれば環境面・経済面で有効だが、初期費用が高いため、普及促進のためには補助制度が必要である。</p>
公平性	<p>補助金の交付先は、要綱で定めた補助要件を満たした市民であり、同一年度内の申請は世帯で一度きりであることから、特定の個人に偏ることはなく、公平性に問題はない。</p>

#### 【4. 指摘事項】

なし。

#### 【5. 意見】

##### 補助金額の見直し

補助金が開始された平成 24 年度以降、太陽熱利用システム導入コストは自然循環型が約 4.6%、強制循環型が約 4.9%下がっているが、交付要綱は補助金開始以降、見直されていない。補助金の対象経費となる、太陽熱システム導入コストの変動を勘案し、補助金額の見直しを検討する必要がある。

### 3.2.3 産業廃棄物技術研修及び親子教室開催負担金

#### 【1. 事業の概要】

負担金・補助金等の名称	産業廃棄物技術研修及び親子教室開催負担金		担当部局	環境部
			担当課	廃棄物政策課
開始年度	平成9年度	終了年度	定めなし	
根拠法令等	廃棄物処理法第4条第4項、協定書			
目的	事業の必要性、ニーズ	廃棄物処理法では市は廃棄物の排出を抑制するとともに、国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならないと規定されているため、事業者対象の研修会と親子教室を開催するもの。		
	交付対象	市民及び事業者		
	手段	研修会および親子参加型教室の開催。		
	事業の目的	事業者等の産業廃棄物処理技術向上と市民及び事業者の産業廃棄物処理に対する意識の向上。		
算定根拠	研修会及び親子教室にかかる長野県資源循環保全協会との協定書による。			

#### 【2. 事業のコスト等】

(単位:千円)

年度		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
年間経費の推移	①負担金・補助金等執行額	190	190	190	190
	②特定財源	0	0	0	0
	国・県支出金				
	その他				
	③市負担額(①-②)	190	190	190	190
	従事職員数(人)	0.1	0.1	0.1	0.1
	特記事項	なし			
交付件数(件)		1	1	1	1
過去3年間の見直し状況		なし			

#### 【3. 検証】

監査の視点	評価
公益性	廃棄物排出の抑制と、その適正な処理を確保する市民及び事業者の意識の啓発に資する事業に対する負担金である。公益性に問題はない。
合规性	「廃棄物処理法」第4条第4項及び長野県資源循環保全協会との協定書の目的に合致した負担金を支出しており、合規制に問題はない。

効率性	長野県資源循環保全協会が実施している事業は、産業廃棄物処理法で市が実施するよう規定されている、廃棄物排出の抑制と市民・事業者の意識啓発に資する事業であり、市単独で事業を実施するよりも効率的に実施できると考えられる。
有効性	廃棄物処理法では、市民及び事業者の意識を市が啓発しなくてはならないと規定されていることから、市から一般市民に向けて当該事業の募集や結果報告について公表することが必要と考えられる。
必要性	環境問題は社会情勢に合致しており、廃棄物処理は国の法定受託事務として市に責任があり、市民及び事業者への啓発は廃棄物処理法でも規定されている。また、廃棄物処理の具体的な取り組みを周知するには、市単独で実施するより産業廃棄物処理事業者の協力を得た方が効率的かつ効果的に事業を実施できると考えられる。必要性に問題はない。
公平性	補助対象者は、産業廃棄物処理業者で構成する一般社団法人である。公平性には問題はない。

#### 【4. 指摘事項】

なし。

#### 【5. 意見】

##### 市による事業結果の公表

事業結果の公表については、現在、長野県資源循環保全協会のウェブサイト、同協会の機関紙“季刊しなの(年4回発行)”を活用しているが、廃棄物処理法では市民及び事業者の意識を市が啓発しなければならないと規定されていることから、市が主体的に当該事業の募集や結果報告について、市民へ広く公表することが望まれる。

### 3.2.4 生活雑排水簡易浄化槽清掃事業補助金

#### 【1. 事業の概要】

負担金・補助金等の名称	生活雑排水簡易浄化槽清掃事業補助金		担当部局	環境部
			担当課	生活環境課
開始年度	昭和 59 年度	終了年度	定めなし	
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、長野市生活雑排水簡易浄化槽清掃事業補助金交付要綱			
目的	事業の必要性、ニーズ	生活雑排水の垂れ流しを防ぎ、簡易浄化槽の定期清掃を促す。		
	交付対象	生活雑排水簡易浄化槽清掃実施の許可事業者		
	手段	生活雑排水簡易浄化槽の定期清掃後、清掃実施事業者に交付する。市民は清掃に係る経費から補助金を控除した額を手数料として清掃実施事業者に支払う。		
	事業の目的	生活雑排水簡易浄化槽の定期清掃により、水環境の保全が図られる。		
算定根拠	<b>【対象経費】</b> 簡易浄化槽内の清掃(汚泥収集)及び運搬に要する費用 <b>【補助金額】</b> 簡易浄化槽1基当たりの容量の区分に応じて定められた額			
同一事業に対する他の公的補助金等の有無	なし			

#### 【2. 事業のコスト等】

(単位:千円)

年度		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
年間経費の推移	①負担金・補助金等執行額	21,629	19,990	17,298	15,610
	②特定財源	0	0	0	0
	国・県支出金				
	その他				
	③市負担額(①-②)	21,629	19,990	17,298	15,610
	従事職員数(人)	0.5	0.5	0.5	0.5
	特記事項	なし			
交付件数(件)		15,049	12,945	11,193	9,954

過去3年間の見直し状況	<p>平成 27 年度に長野市廃棄物減量等推進審議会に生活雑排水処理手数料(利用者負担)の在り方等を諮問し、「公共下水道への接続促進のため、接続可能な区域においては、手数料を引上げることは必要である。」との答申が出された。</p> <p>平成28年度の同審議会において、平成29年度以降の適正な手数料についての審議の結果、「下水道整備途上で対象者が変動し、判別が困難なため、差を設けることについては、引き続き対象者の状況を把握し、慎重に検討していく必要がある。また、水環境の保全に貢献している公益性と自身の排水という私益性を勘案して、現行約4割の利用者負担割合を5割に引き上げるべきである。」との答申が出された。</p> <p>答申を尊重し、平成 29 年度からの手数料について、収集原価の上昇分に加え、手数料(利用者負担)の割合を3年掛けて5割に引上げるものとする条例改正案を平成 28 年 12 月市議会定例会に提出し、可決されたことから、生活雑排水簡易浄化槽清掃事業補助金交付要綱の一部改正を行い、平成 29 年4月1日から適用することとする。</p>
-------------	---

### 【3. 検証】

監査の視点	評価
公益性	生活雑排水簡易浄化槽の定期清掃により、市内における水環境の保全が図られている。
合規性	長野市生活雑排水簡易浄化槽清掃事業補助金交付要綱に則り交付されている。
効率性	本補助金は下水道の整備過渡期における水環境の保全を目的として設定された。現在、下水道の整備は概成に近づいているが、下水道に接続可能となった市民の簡易浄化槽清掃事業にも一律の補助金が支払われている。これは下水道に接続可能な簡易浄化槽利用者が、下水道に接続することなく簡易浄化槽を利用し続けることの誘因となり、多額の市費が投じられた下水道整備事業と政策的に整合していない。下水道に接続可能な市民に向けた補助金に関し、補助率の引き下げや終期設定等の方策が検討される必要がある。
有効性	本補助金は市内における水環境の保全には不可欠なものと考えられるが、下水道接続の可・不可を問わず一律に支払われていることは、下水道整備事業と政策的に整合していない。

必要性	定期清掃を促すため、補助金を手数料と抱き合わせることで、利用者負担を軽減し、経済的理由から清掃を取止めてしまうことによる垂れ流しを防止していることから、本補助金の必要性はある。
公平性	補助金の交付先は簡易浄化槽の清掃を事業とする、一般廃棄物処理業の許可を受けた事業者である。交付先は毎期ほぼ同じ事業者であるが、対象となる事業者が限られていることから、公平性に問題はない。

【4. 指摘事項】

なし。

【5. 意見】

下水道に接続可能な市民への補助金

現在、下水道の整備は概成に近づいているが、下水道に接続可能となった市民の簡易浄化槽清掃事業にも一律の補助金が支払われている。これは下水道に接続可能な簡易浄化槽利用者が、下水道に接続することなく簡易浄化槽を利用し続けることの誘因となり、多額の市費が投じられた下水道整備事業と政策的に整合していない。下水道に接続可能な市民に向けた補助金に関し、補助率の引き下げや終期設定等の方策を検討する必要がある。

### 3.2.5 ながの緑育協会補助金

#### 【1. 事業の概要】

負担金・補助金等の名称	ながの緑育協会補助金		担当部局	都市整備部
			担当課	公園緑地課
開始年度	平成 23 年度	終了年度	定めなし	
根拠法令等	長野市緑を豊かにする計画、長野市補助金等交付規則 第3条			
目的	事業の必要性、ニーズ	緑化についての学習や、緑化活動に取り組みたい市民の実践する機会や場所がない。		
	交付対象	小学生、緑化やボランティア活動に興味のある市民		
	手段	① 小学生対象の育種寺子屋を実施する。 ② 緑育マイスター養成講座を実施する。 ③ 園芸家による講演会を開催する。		
	事業の目的	各地域で緑化活動のリーダーが中心になり緑化が進む。		
算定根拠	長野市補助金等交付規則 第3条			
同一事業に対する他の公的補助金等の有無	なし			

#### 【2. 事業のコスト等】

(単位:千円)

年度		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
年間経費の推移	①負担金・補助金等執行額	22,064	28,130	34,600	31,210
	②特定財源	22,064	28,130	43,600	31,210
	国・県支出金				
	その他	22,064	28,130	43,600	31,210
	③市負担額(①-②)	0	0	0	0
	従事職員数(人)	1.3	1.3	1.1	1.1
	特記事項	特定財源(その他)は都市緑化基金からの繰入金である。			
交付件数(件)	1	1	1	1	
過去3年間の見直し状況	なし				

### 【3. 検証】

監査の視点	評価
公益性	交付対象となる一般財団法人ながの緑育協会は、平成 21 年4月に改定された「長野市緑を豊かにする計画」に記載されている「緑育の推進」をするために市が主導して設立した法人である。同法人が実施している緑育マイスター養成講座、育種寺子屋、各種イベントや展示会は公共の利益に資する。また、緑育マイスター養成講座修了生で構成されるボランティア組織と地域が連携し、緑化・緑育活動が展開されることにより利益が還元される。
合規性	都市緑地法第4条に基づき、「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として長野市が定めたものが「長野市緑を豊かにする計画」である。同計画に記載されている「緑育の推進」に資する活動への支援を実施している。
効率性	要綱・要領がなく、補助金の算定方法や対象経費は明確に規定されていない。
有効性	緑育マイスター養成講座受講者数を目標数値としているが、同数値は年々減少傾向にあるものの、補助金金額は増加している。目標数値と補助金額の関係に矛盾がある。
必要性	本補助金の対象事業である緑育推進事業は、都市緑地法第4条に基づき、「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として長野市が定めた、「長野市緑を豊かにする計画」の基本方針の一つ、緑育の推進に資するものである。 緑育推進事業は市の計画に基づき実施しているものであり、補助金がなければ事業は実施できない。
公平性	緑育推進は市全域において進められるべきと考えられるが、主な事業の実施拠点は市南部に位置する篠ノ井中央公園であり、市内での不均衡が生じている。

### 【4. 指摘事項】

なし。

### 【5. 意見】

#### 要綱・要領の設定

本補助金については、交付要綱が制定されておらず、長野市補助金等交付規則にのみ基づいて交付されている。

「ながの緑育フェスタ」等、各種イベント費用が増加していることを理由として補助金額が拡大傾向にあるが、際限なく補助金額が増加することを抑制するため、補助金の上限金額や算定方法、対象経費等を規定した要綱や要領の設定について検討すべきである。

### 適切な目標設定

緑育について、目標や成果を数値として明示することは困難であると考えられるが、補助金支出額の妥当性や補助金の有効性を市民に向けて説明するためには、適切な目標及び効果測定指標が必要である。現在、本補助金は緑育マイスター養成講座受講者数を目標数値としているが、同数値は年々減少傾向にあるものの、補助金金額は増加しており、目標数値と補助金額の関係に矛盾がある。適切な目標設定について検討すべきである。

### 緑育の推進拠点

緑育は市全域において推進されるべきと考えられるが、主な事業の実施拠点は市南部に位置する篠ノ井中央公園であり、市内での不均衡が生じていると考えられる。市全域に緑育が推進されるよう、事業内容を検討すべきである。

### 3.2.6 保存樹木樹林診断・剪定補助金

#### 【1. 事業の概要】

負担金・補助金等の名称	保存樹木樹林診断・剪定補助金		担当部局	都市整備部
			担当課	公園緑地課
開始年度	平成 17 年度	終了年度	定めなし	
根拠法令等	長野市緑を豊かにする条例第 10 条、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律、長野市保存樹木等樹木医診断・大規模剪定補助金交付要綱			
目的	事業の必要性、ニーズ	町のシンボリック的存在となる樹木・樹林を保護する。		
	交付対象	保存樹木、保存樹林の所有者または管理者		
	手段	樹木医による調査診断及び剪定、枯枝の除去等の大規模剪定に要する経費に対し補助金を交付する。		
	事業の目的	保存樹木、保存樹林の倒木等に事故を防止し、市民の安全を確保できる。		
算定根拠	(樹木医診断) 対象経費の 2/3 以内、限度額4万円 (大規模剪定) 対象経費の 1/2 以内 限度額 25 万円			
同一事業に対する他の公的補助金等の有無	なし			

#### 【2. 事業のコスト等】

(単位:千円)

年度		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
年間経費の推移	①負担金・補助金等執行額	1,056	1,595	1,716	1,740
	②特定財源	1,056	1,595	1,716	1,740
	国・県支出金				
	その他	1,056	1,595	1,716	1,740
	③市負担額(①－②)	0	0	0	0
	従事職員数(人)	0.1	0.1	0.1	0.1
	特記事項	特定財源(その他)は都市緑化基金からの繰入金である。			
交付件数(件)	12	19	17	12	
過去3年間の見直し状況	なし				

### 【3. 検証】

監査の視点	評価
公益性	市民共有の財産である保存樹木・樹林を保全するとともに、倒木から市民の安全を確保することは公益性が高い。
合规性	長野市保存樹木等樹木医診断・大規模剪定補助金交付要綱に則り交付している。
効率性	補助金額及び対象経費は要綱に規定されている。補助目的である保存樹木・樹林の保全に向けて補助金は支出されており、枯死する樹木を出すことなく維持管理できている。
有効性	全ての指定されている樹木等を補助金交付件数の目標に設定しており、枯死する樹木を出すことなく維持管理できている。 補助制度の内容は市のウェブサイト等で公表しているが、補助金の実績、効果等についての公表はない。
必要性	市民共有の財産である保存樹木・樹林の適正な保全・維持管理を行うには多額の経費がかかるため、補助金の果たす役割は大きい。
公平性	補助金の交付先は公共用道路及び公共用地内に倒木、枯枝の落下等の恐れがある保存樹木・樹林を所有し、又は管理している市民を対象としている。公平性に問題はない。

### 【4. 指摘事項】

なし。

### 【5. 意見】

#### 実績と効果の公表

補助制度の内容は市のウェブサイト等で公表しているが、補助金の実績、効果等についての公表はない。本補助金の効果を数値で表現することは困難だが、実績は「長野市行政地図情報」等を用いて公表することが可能であると考えられる。

### 3.3 より安全で安心して暮らせるまち【防災・安全分野】

災害や犯罪等が多発し社会不安が広がる中において、市民の生命・財産を守り、だれもがより安全で安心して暮らせる住みよい地域社会の実現を目指すものである。(第四長野市次総合計画の基本構想「まちづくりの基本方針編」から抜粋)

第四次長野市総合計画の後期基本計画によれば、防災・安全分野における基本施策は以下の3つである。

- 1 防災対策の推進
- 2 消防・救急・救助体制の充実
- 3 日常生活の安全性の向上

防災・安全分野における補助金等の全体件数、義務的補助金等の件数、監査対象件数、指摘・意見件数は以下のとおりである。

平成 27 年度一般会計当初予算ベース

補助金等を予算計上した事業数	56
上記のうち義務的な補助金等のみを含む事業数	31
差引 任意的な補助金等を含む事業数(A)	25
A の補助金等の総数(補助金等の名称数) (B)	30
B のうち支出内容から判断して義務的なものと同等と考えられる補助金等	12
差引 監査対象の補助金等	18
指摘事項や意見が認められた補助金等	2

### 3.3.1 各種団体負担金・補助金(長野市道路・河川期成同盟会等補助金)

#### 【1. 事業の概要】

負担金・補助金等の名称	各種団体補助金(長野市道路・河川期成同盟会等補助金)		担当部局	建設部
			担当課	河川課
開始年度	昭和 33 年	終了年度	定めなし	
根拠法令等	長野市道路・河川期成同盟会等補助金交付要領			
目的	事業の必要性、ニーズ	河川の施設整備を促進する活動や地すべり対策事業の推進を図る活動を支援するため。		
	交付対象	河川の施設整備を促進する活動や地すべり対策事業の推進を図る活動を行う河川・砂防関係の各種団体		
	手段	整備事業の促進要望、流域自治体との意見交換・情報共有、整備促進に必要な調査・現場研修、事業主体との直接的な協議の開催などの活動を支援するために交付する。		
	事業の目的	治水・砂防事業の促進を図り安全・安心な市民生活を早期に実現させる。		
算定根拠	流域自治体で構成される同盟会では、人口割合、浸水想定面積割合、事業費割合等で負担金額を算定している。 地域住民で構成される同盟会では、活動内容、事業計画を基に補助金額を定めている。			

#### 【2. 事業のコスト等】

(単位:千円)

年度		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
年間経費の推移	①負担金・補助金等執行額	6,354	4,962	4,289	5,626
	②特定財源	0	0	0	0
	国・県支出金				
	その他				
	③市負担額(①-②)	6,354	4,962	4,289	5,626
	従事職員数(人)				4.0
	特記事項	なし			

団 体 の 収 支 状 況 等	④収入			2,854	
	市支出				
	事業収入				
	会費				
	その他				
	⑤支出			1,639	
	⑥繰越(④-⑤)			1,214	
	⑦市負担率(①/④)				
	特記事項	なし			
交付件数(件)			20		
過去3年間の見直し状況	事業費に対し繰越金額が大きいと判断される団体については、補助金額を削減した(平成27年度)。				

### 【3. 検証】

監査の視点	評価
公益性	河川の治水対策や地滑り対策などの事業を促進するための活動に対する補助金であり、公益性は高い。
合规性	長野市道路・河川期成同盟会等補助金交付要領に則り交付している。
効率性	人口割合や活動内容、事業計画を基に補助金額を定めている。また、事業費に対する繰越金額の割合により補助金額の削減もしており、妥当と判断される。
有効性	事業主体の国、県に対し意見、要望等を行い、事業進捗に発展させている。たとえば浅川ダムの本體工事が一時中止となったときには、ダム事業の再開に向け、県に対し要望活動を行った。活動実績があり、有効性は高い。しかし、一部の団体において総会後の懇親会に補助金が充てられていたり、組織内の小委員会に一括渡し切りの活動費があり、使途に疑問や不明確な点がある例がある。
必要性	事業主体の国、県に対し意見、要望等を行い、事業進捗に発展させている。
公平性	補助金の特性上、交付先は流域自治体や地域住民で構成される団体に限定している面では公平性に問題はない。 しかし、総会後の懇親会の費用を会費制としている団体がある一方で、補助金を当てている団体があり、使途の公平性に問題が認められる。

#### 【4. 指摘事項】

##### 一括渡し切り支給の経費について

一部の水害防止対策委員会の平成26年度収支決算及び平成27年度収支予算書の事業費の中に、「小委員会交付金」と記載されている一括渡し切りの経費が計上されており、決算書からは使途が判別できない。小委員会は団体組織内の委員会であり、使用目的を明らかにするためにも小委員会の経費も団体の決算書に費目ごとに合算するか、小委員会の決算書も提出書類に添付すべきである。

#### 【5. 意見】

##### 補助金の使途について

一部の治水対策委員会の決算書の支出済額のなかに渉外費(慶弔費等)という項目がある。この項目は交付要領の趣旨に照らして妥当ではない。

また、多くの団体で総会后懇親会を開催しているが、懇親会を会費制にしている団体がある一方で、一部の団体では懇親会に係る費用に補助金が充てられている。総会及び懇親会そのものは、会員間及び国や県担当職員との情報交換を促す意味で有益であると認められる。しかし、飲食を伴う主催者の懇親会の費用(会議時のお茶代を除く。)に税金が当てられることは望ましくない。懇親会を会費制によって開催している団体もあることから公平性にも問題がある。

懇親会費は会費又は補助金以外の他の収入で賄うこととともに、補助金が目的に照らして有効に利用されるよう、要領上補助対象経費を明確にすることが望まれる。

### 3.3.2 交通安全推進団体補助金

#### 【1. 事業の概要】

負担金・補助金等の名称	交通安全推進団体補助金		担当部局	企画政策部
			担当課	交通政策課
開始年度	不明	終了年度	定めなし	
根拠法令等	長野市交通安全推進団体等補助金交付要領			
目的	事業の必要性、ニーズ	各交通安全推進団体の負担を軽減し、運転者や歩行者の交通安全意識の高揚など、安全啓発活動に資するため。		
	交付対象	各交通安全推進団体		
	手段	市主催で行われる交通安全運動や交通安全推進フェアに参加するほか、交通安全功労者の表彰や広報紙「交通しなの」を配布する。		
	事業の目的	市民ひとりひとりの交通安全意識の高揚を図り、交通事故のない安全で安心な社会を目指す。		
算定根拠	<b>【対象】</b> 長野交通安全協会 330,000 円 長野南交通安全協会 165,000 円 松代交通安全協会 66,000 円 <b>【算定方法】</b> 一律 40,000 円＋人口割合に応じた額			

#### 【2. 事業のコスト等】

(単位:千円)

年度		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
年間経費の推移	①負担金・補助金等執行額	561	561	561	561
	②特定財源	0	0	0	0
	国・県支出金				
	その他				
	③市負担額(①－②)	561	561	561	561
	従事職員数(人)	0.1	0.1	0.1	0.1
	特記事項	なし			
団体の収支状況等	④収入	65,893	70,011	68,492	66,657
	市支出	561	561	561	561
	事業収入	89	93	93	93
	会費	53,999	63,678	60,257	60,189

団体の収支状況等	その他	699	1,294	2,116	1,050
	⑤支出	61,276	64,315	56,591	66,657
	⑥繰越(④-⑤)	4,617	5,696	11,901	0
	⑦市負担率(①/④)	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%
交付件数(件)		1	1	1	1
過去3年間の見直し状況		なし			

### 【3. 検証】

監査の視点	評価
公益性	交通安全推進団体は、交通安全運動への参加や交通安全教育の推進など交通安全活動を市民に広く普及している。
合规性	長野市交通安全推進団体等補助金交付要領に則り交付している。
効率性	人身事故発生件数が平成25年度:1,967件→平成26年度:1,743件→平成27年度:1,701件と減少傾向にあるため、交通安全啓発活動には一定の意義があると考えられる。
有効性	補助金は地域の交通安全活動のために組織された交通安全団体に対し交付を行っている。各団体は交通安全広報紙「交通しなの」を市民に配布しており、交通安全思想の普及に努めている。
必要性	繰越額が市の交付する補助金の額を上回ることが多い。長野市は交通安全協会の繰越額も考慮した上で、今後補助金の額を検討していくことが望まれる。
公平性	他に類似の団体なく、公平性に問題ない。

### 【4. 指摘事項】

なし。

### 【5. 意見】

#### 補助金の必要性

市が交付する補助金の額は毎年度数十万円であるが、繰越額は平成27年度の時点で10,000千円を超えている。車両購入のため平成28年度の繰越額はゼロとなっているが、基本的に繰越額は補助金の額を上回っている。

補助金の対象は地域で実施する交通安全活動に伴う経費や広報・啓発に要する物品購入・チラシ等の印刷製本費に限っており公益性は高いが、補助金がなくとも交通安全協会が活動を続けていくことは可能である。

交付対象団体の繰越額も考慮した上で、補助金の額を検討することが望まれる。

### 3.4 心豊かな人と多彩な文化が輝くまち【教育・文化分野】

少子・高齢化、核家族化や都市化などの社会環境の急速な変化に伴い、価値観やライフスタイルが多様化し、コミュニティの重要性が高まる中において、健やかで人間性豊かな人材の育成と地域に息づく多彩な文化の形成を目指すものである。(第四次長野市総合計画の基本構想「まちづくりの基本方針編」から抜粋)

第四次長野市総合計画の後期基本計画によれば、教育・文化分野における基本施策は以下の6つである。

- 1 魅力ある教育の推進
- 2 家庭・学校・地域の連携による教育力の向上
- 3 活力ある地域を創る生涯学習の推進
- 4 多彩な文化の創造と文化遺産の継承
- 5 スポーツを軸としたまちづくりの推進
- 6 国際化の推進

教育・文化分野における補助金等の全体件数、義務的補助金等の件数、監査対象件数、指摘・意見件数は以下のとおりである。

平成 27 年度一般会計当初予算ベース

補助金等を予算計上した事業数	104
上記のうち義務的な補助金等のみを含む事業数	49
差引 任意的な補助金等を含む事業数(A)	55
A の補助金等の総数(補助金等の名称数)(B)	119
B のうち支出内容から判断して義務的なものと同等と考えられる補助金等	51
差引 監査対象の補助金等	68
指摘事項や意見が認められた補助金等	6

### 3.4.1 私立幼稚園補助金(長野市幼稚園連盟補助金)

#### 【1. 事業の概要】

負担金・補助金等の名称	私立幼稚園補助金 (長野市幼稚園連盟補助金)		担当部局	こども未来部
			担当課	保育・幼稚園課
開始年度	不明	終了年度	定めなし	
根拠法令等	なし			
目的	事業の必要性、ニーズ	長野市私立幼稚園・認定こども園連盟が主催する幼稚園教諭等を対象とした研修・視察、幼児教育の調査研究・広報活動等の事業に対し、財政的な支援をすることにより、質の高い幼児教育の向上が期待できるため。		
	交付対象	長野市私立幼稚園・認定こども園連盟		
	手段	長野市私立幼稚園・認定こども園連盟が主催する幼稚園教諭等を対象とした研修・視察、幼児教育の調査研究・広報活動等の事業に係る経費の一部を補助する。		
	事業の目的	長野市私立幼稚園・認定こども園連盟が主催する幼稚園教諭等を対象とした研修・視察、幼児教育の調査研究・広報活動等の事業に対し、財政的な支援をすることにより、質の高い幼児教育の提供が可能となること。		
算定根拠	【補助基準額】 長野市私立幼稚園・認定こども園連盟が主催する幼稚園教諭等を対象とした研修・視察、幼児教育の調査研究・広報活動等の事業に係る経費と1,540千円を比較し、いずれか少ない金額を補助。			

#### 【2. 事業のコスト等】

(単位:千円)

年度		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
年間経費の推移	①負担金・補助金等執行額	1,540	1,540	1,540	1,540
	②特定財源	0	0	0	0
	国・県支出金				
	その他				
	③市負担額(①-②)	1,540	1,540	1,540	1,540
	従事職員数(人)	0.1	0.1	0.1	0.1
	特記事項	なし			

団 体 の 収 支 状 況 等	④収入	5,546	5,807		
	市支出	1,540	1,540		
	会費	2,067	3,176		
	負担金	1,261	393		
	その他	678	695		
	⑤支出	5,271	5,627		
	⑥繰越(④-⑤)	275	180		
	⑦市負担率(①/④)	27.8%	26.5%		
交付件数(件)	1	1	1	1	
特記事項	平成 26 年度から、負担金として徴収していた蟻虫・尿検査費用を会費として徴収。				
過去3年間の見直し状況	なし				

### 【3. 検証】

監査の視点	評価
公益性	<p>交付対象としている長野市私立幼稚園・認定こども園連盟が主催する幼稚園教諭等を対象とした研修・視察、幼児教育の調査研究・広報活動等の事業によって、質の高い幼児教育が実現できれば、公共の利益に資すると考えられる。</p> <p>しかしながら、効率性に記載のとおり補助金の対象事業の中には、「質の高い幼児教育の実現」に直接資するとは言い難いものも含まれており、補助対象事業の全てが、公共の利益に資するとは言い切れない。</p>
合規性	<p>補助対象事業としている同連盟の一般会計の内、①研修費、②振興費、③広告費について合計で補助金上限 1,540 千円とし、前年度実績及び当期予算の枠内で支給されている。</p> <p>しかしながら、「効率性」に記載のとおり、②振興費、③広告費については事業目的である「質の高い幼児教育の実現」に直接資するとは言い難いものも含まれており、全ての補助金事業が、目的に沿った形で実施されているとは言い切れない。</p>
効率性	<p>「質の高い幼児教育の実現」を目的とする補助金であり、補助対象事業の平成 27 年度予算内訳は①研修費 400 千円、②振興費 300 千円、③広告費 900 千円である。平成 26 年度の活動実績は下記のとおりであった。</p> <p>【①研修費】295 千円(予算 400 千円)</p> <p>講演会「子どもお母さんも先生も心を抱きしめられたい」(3月7日開催)に係る講師謝礼、会場費、広告費、諸経費であり、研修テーマから目的に適合</p>

	<p>するものと考えられる。</p> <p>【②振興費】401 千円(予算 300 千円)</p> <p>支出内容は、出席者も限られた「懇親会」費用としての性質であることから、補助対象事業としては適切でないと考えられる。</p> <p>【③広告費】887 千円(予算 850 千円)</p> <p>園児募集を主眼とした雑誌広告料及びドメイン年間使用量であり、本補助対象事業の目的に適合するものとも考えられない。</p> <p>補助金で賄われている②振興費及び③広告費の各事業については、補助金のあり方も含めて見直しが必要であると判断される。</p>
有効性	<p>交付に対して適切な目標が設定されているかという点で、②振興費、③広告費について、事業目的に直接資するとは言い難いと判断される点については効率性に記載のとおりである。</p>
必要性	<p>少子高齢化の進展の中で次代を担う人材の育成は重要な課題であり、特に生涯における人格形成の基礎を培う幼稚園教育の質の向上は重要な課題で、幼児期の子どもの育ちを支援する幼稚園教諭等の専門性の向上を図ることが求められている。この点で事業の必要性は認められる。</p> <p>しかし、長野市幼稚園・認定こども園連盟は、幼稚園等の職業団体であり、その運営は本来的には各々の幼稚園等の会費によって賄われるべきであると考えられることから、補助金の必要性に疑問があると言える。</p> <p>そのうえ、支出内容についても、②振興費、③広告費については事業目的である「質の高い幼児教育の実現」に直接資するとは言い難いものも含まれており、目的遂行の上で全ての補助金事業に必要性が認められるかは疑問である。</p>
公平性	<p>市内すべての私立幼稚園・認定こども園はこの団体に加盟しており、市が実施する合同の研修会等を除き、団体が自主的に実施しているため、この点では公平性が認められる。</p> <p>しかしながら、②振興費、③広告費については事業目的である「質の高い幼児教育の実現」に直接資するとは言い難いものも含まれており、園児募集を目的とするものであれば、私立幼稚園・認定こども園のみに園児募集に係る補助金を交付していることになる。私立の中での公平性は認められるものの、私立以外の団体との間で公平であるとは言い難い側面もある。</p>

#### 【4. 指摘事項】

##### 補助金対象事業費支出内容の適切性

本補助金は「質の高い幼児教育の実現」を目的として、長野市私立幼稚園・認定こども園連盟が主催する幼稚園教諭等を対象とした研修・視察、幼児教育の調査研究・広報活動等の事業に

対して、長野市として支援するものである。しかしながら、平成26年度の収支状況を調査したところ、補助金対象経費である「研修費」「振興費」「広告費」のうち、下記のとおり「振興費」と「広告費」の使途全額が目的と相容れない不適切なものであった。

**【振興費】 401 千円**

振興費の使途は、出席者も限られた「懇親会」費用としての性質であることから、「質の高い幼児教育の実現」を目的とした幼稚園教諭等を対象とする研修・視察、幼児教育の調査研究・広報活動等の事業には該当せず、補助金の使途として適切ではない。

**【広告費】 887 千円**

内容はウェブサイトのドメイン年間使用料及び雑誌広告掲載料である。いずれも園児募集を主目的とするものであり、「質の高い幼児教育の実現」を目的とした幼稚園教諭等を対象とする研修・視察、幼児教育の調査研究・広報活動等の事業には該当せず、補助金の使途として適切ではない。さらに、ウェブサイトについては1年間以上更新が停滞していることから、園児募集目的としても、有効に活用されていると言い難い状況である。

**【5. 意見】**

長野市幼稚園連盟補助金の見直し

長野市幼稚園連盟補助金は、長野市幼稚園・認定こども園連盟の事業費(研修費、振興費、広告費)のほぼ全額を補助している(1,540千円)。補助金交付額は1園当たり55千円(28園)に相当している。

長野市幼稚園連盟は、長野市内における各幼稚園及び認定こども園の相互の連携と幼児教育事業の発達進展を図り、その使命の達成を期することを目的としている(長野市幼稚園・認定こども園連盟規約第3条)。そして、長野市幼稚園連盟補助金を交付する必要性として、長野市幼稚園・認定こども園連盟に加盟する幼稚園等に在園する児童(3歳・4歳・5歳)は約4,000人おり、市内の児童数の約4割を占めている。幼児教育を推進するために、幼稚園教諭等の資質向上に資するものとして団体が実施する研修等に必要な経費等として、私学助成を補完する意味も含め、ある程度の公費負担は必要であるとしている。

しかし、長野市幼稚園・認定こども園連盟は、幼稚園等の職業団体であり、その運営は本来的には各々の幼稚園等の会費によって賄われるべきである。また、各々の幼稚園等に長野市私立幼稚園補助金及び長野県の私立幼稚園教育振興費補助金が交付されており、この中には教員の資質向上促進分として研修参加費の補助が含まれていることから、「質の高い幼児教育の実現」を目的とする本補助金と実質的に重複する側面もある。指摘事項に記載のとおり振興費、広告費として適切でない事業に使用されている現状も考慮すると、本補助金を交付すべきではないと考える。

### 3.4.2 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付契約に係る共済掛金

#### 【1. 事業の概要】

負担金・補助金等の名称	独立行政法人日本スポーツ振興センター 災害共済給付契約に係る共済掛金		担当部局	教育委員会事務局
			担当課	保健給食課
開始年度	不明	終了年度	定めなし	
根拠法令等	独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第7条及び第10条、長野市 日本スポーツ振興センター共済掛金事務取扱要綱			
目的	事業の必要性、ニーズ	児童生徒の不慮の事故に備える災害共済給付制度への加入。		
	交付対象	児童生徒、保護者		
	手段	学校の管理下で児童生徒が災害にあった場合、その治療費や見舞金を保護者に対して給付する災害共済給付制度への加入。		
	事業の目的	災害共済給付制度への加入により、児童生徒が災害にあった場合、その治療費や見舞金が給付される。		
算定根拠	<p>(共済掛金:独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第7条)            一般:945円            要保護:65円</p> <p>(保護者負担:独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第10条)            保護者から徴収する額の範囲は、共済掛金10分の4～10分の6の額。            学校設置者負担分460円、学校設置者免責分25円、保護者負担分460円            保護者負担分(460円)を市が負担。</p> <p>なお、長野市立長野高等学校については、同法施行令第10条に規定された保護者から徴収できる掛金の範囲(10分の6～10分の9)内で、長野県立高等学校と同じ負担率を適用し、1人当たり共済掛金1,865円(免責分25円を含む。)の内、1,495円(81.25%)を保護者から徴収し、370円を市負担としている。</p>			
同一事業に対する他の公的補助金等の有無	なし			

【2. 事業のコスト等】

(単位:千円)

年度		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
年間 経費 の 推 移	①負担金・補助金等執行額	29,720	29,190	28,797	29,513
	②特定財源	0	0	0	0
	国・県支出金				
	その他				
	③市負担額(①-②)	29,720	29,190	28,797	29,513
	従事職員数(人)				
	特記事項	平成28年度予算額は、長野市内の児童生徒の共済掛金の総額。			
交付件数(件)		1	1	1	1
過去3年間の見直し状況		なし			

【3. 検証】

監査の視点	評価
公益性	児童生徒が災害にあった場合、その治療費や見舞金が給付されるようになり、学校生活を安心して過ごすことができる。
合规性	「独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令」第7条及び第10条、「日本スポーツ振興センター法施行令」第7条及び第10条及び「長野市日本スポーツ振興センター共済掛金事務取扱要領」に従っている。
効率性	「独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令」第7条及び第10条、「長野市日本スポーツ振興センター共済掛金事務取扱要綱」の規程に基づき、児童生徒全員が加入している。 災害共済に全員が加入していることで、学校における共済掛金の徴収事務やその未納者に対する事務、さらに児童生徒が災害にあったときに個々の加入状況を確認する事務が不要となっており、事務の軽減が図られている。
有効性	保護者に対し災害共済給付制度と加入についてリーフレットを配布し、全員が加入することをお知らせしている。
必要性	教育に関する保護者の負担が増大している中、子育て支援の観点から共済掛金を市が負担する役割は大きい。このことにより、経済的負担を軽減することとなり、未加入者をなくすることができる。 しかし、市負担額を減らす観点からは疑義が認められる。
公平性	—

#### 【4. 指摘事項】

なし。

#### 【5. 意見】

##### 共済掛金の保護者負担分に関する市負担の見直し

災害共済掛金の負担について、市は学校設置者負担分及び学校設置者免責分として1人当たり485円を負担し、これに加えて、保護者負担分についても1人当たり460円を市が全額負担している（「長野市日本スポーツ振興センター共済掛金事務取扱要領」では、第3）。

保護者負担分の市の負担については、子育て支援の一つとして、保護者の経済的負担を軽減するため、特に義務教育課程においては保護者が経済的負担を理由に加入しない状況をなくし、児童生徒全員が平等に治療費用や見舞金の給付が受けられ、学校生活を安心して過ごすことができることを目的に実施している。また、県内19市中12市が全額を公費負担している状況である（平成28年5月調査）。

しかし、災害共済給付制度において、災害共済掛金の保護者負担分については本来的に保護者負担によるものである。

全員の保護者が保護者負担分を負担するためには、保護者が災害共済給付制度の趣旨を十分に理解し賛同して負担できるように、担当課は説明ツール等によって各学校を支援することが必要であると考えます。

また、災害共済掛金の保護者負担を保護者が負担することは市の負担額を減少させる効果があるとも言える。

### 3.4.3 長野市 PTA 安全互助会補助金

#### 【1. 事業の概要】

負担金・補助金等の名称	長野市 PTA 安全互助会補助金		担当部局	教育委員会事務局
			担当課	保健給食課
開始年度	不明	終了年度	定めなし	
根拠法令等	なし			
目的	事業の必要性、ニーズ	PTA の管理下の行事に児童生徒が安心して参加できるようにするため、怪我等に備えた保険への加入を促進。		
	交付対象	児童生徒、保護者、教職員		
	手段	PTA の管理下(学校の管理下以外)の行事に参加する保護者会員、教職員会員及び児童生徒の怪我等に対する保険掛金の一部を補助。		
	事業の目的	保険に加入することにより、PTA の管理下の行事に保護者会員、教職員会員及び児童生徒が安心して参加できるようになる。		
算定根拠	(対象経費) PTA 団体傷害保険 140 円/1世帯 (補助金額の算出方法) 14 円×(PTA 加入世帯数)			
同一事業に対する他の公的補助金等の有無	なし			

#### 【2. 事業のコスト等】

(単位:千円)

年度		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
年間経費の推移	①負担金・補助金等執行額	369	362	357	371
	②特定財源	0	0	0	0
	国・県支出金				
	その他				
	③市負担額(①-②)	369	362	357	371
	従事職員数(人)	0.1	0.1	0.1	0.1
	特記事項	平成 28 年度は予算額。			
交付件数(件)	1	1	1	1	
過去3年間の見直し状況	なし				

### 【3. 検証】

監査の視点	評価
公益性	保険への加入は、児童生徒を持つ保護者の負担を軽減するとともに、PTAの行事に安心して参加できる状況を整えることができる。このことにより、保護者と先生、そして地域の信頼関係が構築され、より子どもたちのためになる環境づくりにつながる。
合规性	交付要領の定めはない。長野市補助金等交付規則によっている。
効率性	要綱等の規定がなく、定額 14 円/加入世帯(1割補助)としている。
有効性	保険に加入し、PTA の管理下の行事に保護者会員、教職員会員及び児童生徒が安心して参加できる状況となっている。
必要性	教育に対する保護者の経済的負担は増大しており、保険掛金の一部を補助する役割は大きい。しかし、一義的には PTA 会費により賄うものであることから長野市 PTA 連合会の収支改善努力が期待される。
公平性	長野市 PTA 連合会のみ該当する事業であり、市内には他の PTA 団体はない。

### 【4. 指摘事項】

なし。

### 【5. 意見】

#### 保険料の市の負担について

長野市 PTA 安全互助会補助金は、PTA 団体傷害保険料(140 円/世帯)のうち 14 円/世帯(1割)を負担するものである。1割負担については市と長野市 PTA 連合会の協議により決定した金額である。

PTA 団体傷害保険料は、PTA 管理下の行事において災害にあった場合でも、保護者会員、教職員会員及び児童生徒が補償を受けられることで、安心して保護者会員、教職員会員及び児童生徒が参加できるようになる。このことにより、PTA 活動の促進につながり、地域と学校との間で良好な関係が築ける効果もあるとしている。

PTA 団体傷害保険料の必要性は以上のとおりである。しかし、PTA 団体傷害保険料の負担については、一義的には PTA 会費によって賄うべきものである。長野市 PTA 連合会は、年間の収支が概ね均衡している状況ではあるが、繰越金があることを考慮すると収支のやり繰りで当該費用を賄うことができると考えられるので、PTA 団体傷害保険料の負担については減額または自立を促すよう検討することが望まれる。

長野市 PTA 連合会は、なお一層 PTA 活動の促進や地域と学校との間で良好な関係が築いていくことを支援することが望まれる。

### 3.4.4 学校医委員会補助金

#### 【1. 事業の概要】

負担金・補助金等の名称	学校医委員会補助金		担当部局	教育委員会事務局
			担当課	保健給食課
開始年度	昭和 61 年度	終了年度	定めなし	
根拠法令等	長野市学校医委員会等補助金交付要綱			
目的	事業の必要性、ニーズ	学校医等の協議及び学校医等の欠員補充等を遅滞なく行ってもらうため。		
	交付対象	各医師会等内に設置された学校医委員会等		
	手段	学校医委員会等が主催する学校保健に関する講習会や研修会の開催費用等の補助。		
	事業の目的	学校医等の協議及び学校医等の欠員補充等が遅滞なく行われることにより、適切な児童生徒の健康管理が図られる。		
算定根拠	補助金の交付額は次のとおりである。 (1) 医師会等の1単位につき均等割として、年額 10,000 円 (2) 各医師会等の会員一人につき年額 1,400 円			
同一事業に対する他の公的補助金等の有無	なし			

#### 【2. 事業のコスト等】

(単位:千円)

年度		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
年間経費の推移	①負担金・補助金等執行額	480	477	473	485
	②特定財源	0	0	0	0
	国・県支出金				
	その他				
	③市負担額(①-②)	480	477	473	485
	従事職員数(人)	0.1	0.1	0.1	0.1
	特記事項	平成 28 年度は予算額。			
交付件数(件)	10	10	10	10	
過去3年間の見直し状況	なし				

### 【3. 検証】

監査の視点	評価
公益性	長野市立小・中学校及び市立高等学校の児童生徒の健康管理の専門的事項について、学校保健に関する協議、研究等を行うとともに、学校医等の欠員補充を遅滞なく行い、児童生徒の健康に寄与している。
合規性	長野市学校医委員会等補助金交付要綱に則り交付している。
効率性	長野市学校医委員会等補助金交付要綱によって、学校医委員会等のみが対象となっている。補助金の交付額は医師会等单位毎の均等割と及び各医師会等の会員単位毎の年額としている。
有効性	内容から適切な目標設定を数値化することは難しいが、学校健診等が円滑かつ適切に行われている。更に学校医委員会等での協議、研修に基づき、疾病の早期発見や感染症等の発生時に速やかな対応が図られるなどの成果がある。
必要性	学校医委員会等が実施する学校保健に関する研修会等や学校医等に欠員が生じた際の選任等を遅滞なく行っていることは非常に重要な業務である。しかし、学校医等に対しては市から報酬を支払っており、学校医委員会等は学校医等からの会費で運営するのが本来の姿と考える。
公平性	交付先は学校医委員会等のみ限定されている。

### 【4. 指摘事項】

なし。

### 【5. 意見】

#### 長野市学校医委員会等補助金の見直し

長野市学校医委員会等補助金交付要領では、各医師会等を交付対象として、各医師会等内に設置された学校医委員会等が行う学校における保健管理や環境衛生に関する専門的事項について、学校医等間の連携、学校医等の欠員補充、学校保健に関する協議及び研究などの業務に対して補助金を交付している(長野市学校医委員会等補助金交付要領第1(趣旨))。学校医委員会補助金の補助金交付額は医師会等の1単位につき均等割として年額 10,000 円及び各医師会等の会員一人につき年額 1,400 円となっており、各医師会等に総額 473 千円(平成 27 年度実績)を支給している。

医師には学校医を引き受けなければならない義務規定はないものの、医師の任務として公衆衛生の向上と増進に寄与することとされている(医師法第1条(医師の任務))。長野市は学校医(医

師)に嘱託給与を支給している。学校医はその効果から公衆衛生の向上と増進に寄与しているといえる。

医師会は医師の職業団体であり、会員である医師の会費により、医師の事務的業務等を委託されている。学校医に関する事務についても医師から委託されているとして、その費用は医師会会費によって賄うことが本来の姿である。

一方、医師会等を通じて学校医との調整をすることで、学校医等の間での連携や情報交換等が可能になり、欠員が生じた場合も速やかな対応が可能となっているほか、研修を行うなどにより、学校保健事業が円滑に実施できているとする現実的な効果がある。

そこで、学校医等に関する事務的費用は医師会会費によって賄うべきではあるが、現実的な効果を考慮すると、医師会等による負担額を増額して、長野市学校医委員会等補助金を減額していくことが望まれる。

なお、学校医等については、全国的には教育委員会が医師会、歯科医師会及び薬剤師会の協力を得て、市学校保健会を設置し、同様の業務を行っている。市学校保健会は中核市 45 市中 42 市が採用しており、教育委員会が負担金や委託料等を拠出し、運営をしている。

### 3.4.5 社会教育関係事業補助金

#### 【1. 事業の概要】

負担金・補助金等の名称	社会教育関係事業補助金		担当部局	教育委員会事務局
			担当課	生涯学習課 (家庭・地域学びの課)
開始年度	平成2年度	終了年度	定めなし	
根拠法令等	社会教育関係事業補助金交付要綱			
目的	事業の必要性、ニーズ	幅広い生涯学習の機会が提供され、生涯にわたり、いつでも、どこでも自由に学ぶことができるまちの実現。		
	交付対象	社会教育関係事業に参加する市民		
	手段	社会教育関係事業に要する経費の一部を補助する。		
	事業の目的	生涯のあらゆる場面での学習を深めることで豊かな生活を実現するとともに、学習活動を通じた人のつながりや学びの成果が社会や地域で生かされ、地域が活性化する。		
算定根拠	<b>【対象経費】</b> 社会教育関係事業に要する経費 <b>【補助金額】</b> 予算の範囲内で定める額			
同一事業に対する他の公的補助金等の有無	なし			

#### 【2. 事業のコスト等】

(単位:千円)

年度		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
年間経費の推移	①負担金・補助金等執行額	2,050	2,200	1,900	1,900
	②特定財源	0	0	0	0
	国・県支出金				
	その他				
	③市負担額(①-②)	2,050	2,200	1,900	1,900
	従事職員数(人)	0.1	0.1	0.1	0.1
	特記事項	なし			
交付件数(件)	2	3	2		
過去3年間の見直し状況	平成 27 年度において、交付先団体の予算状況や社会経済情勢を鑑み、補助金額を減額した。				

### 【3. 検証】

監査の視点	評価
公益性	補助事業であるいきいき生涯学習事業や研究集会は、市民の幅広い要望に対応した学習機会を提供しており、これによる個人の学びの成果が活力あるまちづくりにつながり、社会の公共の利益となっている。学習者の幅広い要望に対応した学習機会の提供は、生涯学習推進計画において具体的な取組として定められており、市として奨励すべき事業である。
法規性	社会教育関係事業補助金交付要綱に則り交付している。
効率性	さまざまな生涯学習の機会を提供し、だれもが生涯学習に取り組むことのできる環境を広める効果があるため、事業に対する補助には合理性がある。しかし、補助金の対象経費や算定基準は明確ではない。
有効性	<p>市民の幅広い要望に対応した学習機会を提供するには、市以外の主体と連携することが効果的であり、社会教育団体等が実施する事業への補助が有効である。補助制度の内容、補助金の実績、効果等についての公表は不足している。</p> <p>また、長野市 PTA 連合会の研究集会の出席者は 950 人(平成 27 年度)であり、総数としては少なくないものの、総保護者数の 5%にも達しない。</p>
必要性	生涯のあらゆる場面での学習を深め、心豊かな生活を送りたいという市民の要請は高く、その要請に応えるために補助事業が必要である。補助金がなければ、現在と同等規模の事業を実施することは困難であるが、市がどこまで生涯学習の環境整備を実施すべきかという観点から、補助の規模の検討は必要である。
公平性	補助金の交付先は結果として固定化しているが、より多くの市民を対象とした事業を実施できる団体は限られるためやむをえない。

### 【4. 指摘事項】

なし。

## 【5. 意見】

### 社会教育関係事業補助金交付要綱の改定の必要性

#### (1) 交付先固定化の除去

社会教育とは、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう(社会教育法第2条)。

社会教育は対象が広範にわたっている。しかし、社会教育関係事業補助金の交付先は長年にわたり2団体に固定されている(1団体追加されることもある。)。所管課が予算編成時に事前検討を行い、交付先団体を吟味していることから、補助金交付先が固定化され既得権化していると言える。いきいき生涯学習の補助対象事業については、他にも多くの一般向け講座を行っている NPO 等が主催する事業も考えられることから、社会教育の広範な対象に適合させるために、補助金の交付手続きを透明化して、補助金交付先の公平性を図る必要がある。

一方、以上の内容は広く補助金を交付することになり、予算制約の観点から現実的ではないとも考えられる。

そこで、補助率や上限額を設定することで、予算の範囲内で、より多くの団体に対し補助金を交付できる可能性があるので、公平性の視点及び予算制約の観点から、社会教育関係事業補助金交付要綱の改正が望まれる。

#### (2) 補助金の使途の明確化

当該補助金の実績報告として、各交付団体から、団体の収支決算書が提出されている。収支決算書は、全体として補助金収入を事業費のどの支出項目に充てているかを示しているのみであり、補助対象経費として、何を対象としていくらかかっているのかが不明である。補助金の使途を明確にすべきである。

#### (3) 長野市 PTA 連合会事業の効果的運用

長野市 PTA 連合会の活動は、保護者の教育の一部を含め、子どもの教育環境の向上や、教育問題の研究協議に関する活動などであり、このうち研究集会については、全会員を対象とした研修会として、社会教育の一環と位置づけているとしている。

研究集会の出席者は 950 人(平成 27 年度)であり、総数としては少なくないものの、総保護者数の 5%にも達しないことから、分散開催など開催方法の見直しを考え、補助金の有効性を高めることが望まれる。

### 3.4.6 体育協会負担金

#### 【1. 事業の概要】

負担金・補助金等の名称	体育協会負担金		担当部局	文化スポーツ振興部
			担当課	スポーツ課
開始年度	不明	終了年度	なし	
根拠法令等	なし			
目的	事業の必要性、ニーズ	競技団体が実施する競技力の向上のための選手育成・強化、競技者拡大のための普及事業等を長野市スポーツ協会が支援しているが、市スポーツ協会が財政的に自立できていない。		
	交付対象	市スポーツ協会に加盟する各競技団体及び競技スポーツの愛好者		
	手段	スポーツに対する関心を高め、市民の体力向上と競技スポーツの底辺拡大、競技力向上のための選手強化・指導者育成等のため、市スポーツ協会へ負担金を交付する。		
	事業の目的	競技力の向上とスポーツ活動への関心を高め、競技者が増加する。また、長野市から全国へのスポーツの発信力を高める。		
算定根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競技力水準向上事業</li> <li>・スポーツ普及、交流事業</li> <li>・事務局運営経費</li> </ul> の3項目について、長野市スポーツ協会とのヒアリングに基づき、財政課と協議の上、負担金額を確定している。			

#### 【2. 事業のコスト等】

(単位:千円)

年度		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
年間経費の推移	①負担金・補助金等執行額	39,301	37,876	37,428	37,428
	②特定財源	20,246	102	21	55
	国・県支出金				
	その他	20,246	102	21	55
	③市負担額(①-②)	19,055	37,774	37,407	37,373
	従事職員数(人)	0.1	0.1	0.1	0.1
特記事項		平成 28 年度は予算額。			

団 体 の 収 支 状 況 等	④収入				
	市支出	39,301	37,876	37,428	37,428
	事業収入				
	会費				
	その他				
	⑤支出				
	⑥繰越(④-⑤)				
	⑦市負担率(①/④)				
	特記事項	なし			
交付件数(件)	1	1	1	1	
過去3年間の見直し状況	なし(常に適正な金額を確認している。)				

### 【3. 検証】

監査の視点	評価
公益性	市スポーツ協会の運営や活動により、競技力の向上とスポーツ活動への関心が高まり、本市の競技スポーツの振興が図れることから、公共の利益となるもの。
合规性	長野市補助金等交付規則に準拠して交付している。交付要領はない。
効率性	スポーツ協会とヒアリングし、その結果について財政課と協議の上、負担金額の妥当性を確認している。スポーツ協会は各競技団体に補助金の額を決定・配分し、実績報告を受け、補助金の額を確定する。各競技団体への配分額はウェブサイト上に掲載されていない。
有効性	指標を設定し、競技力向上の推進状況を把握している。また、その状況等は、スポーツナガノ等により外部にも公表している。
必要性	市スポーツ協会の運営上、各競技団体における競技力の向上と選手・指導者の育成を継続的に実施することは、本市のスポーツ振興上必要であり、事業運営の一部を負担することは、社会情勢に合致している。
公平性	—

### 【4. 指摘事項】

なし。

## 【5. 意見】

### 補助対象(交付先の支出内容)の明示

体育協会負担金は公益財団法人長野市スポーツ協会(以下、「スポーツ協会」という。)への負担金である。スポーツ協会は競技水準向上事業、全国大会等出場選手強化基本構想プログラム、スポーツ普及・交流事業等として加盟団体 42 団体等に補助金を交付している。

スポーツ協会では、ウェブサイトにおいて、協会の概要、定款・諸規定、事業計画・決算報告等が示されているものの、主な交付先団体毎の補助金等の内容、交付実績額を掲載していない。

スポーツ協会では、加盟団体 42 団体等への補助金について、スポーツ振興事業補助金交付規程、全国大会出場選手強化事業補助金交付規程及び競技団体運営強化事業補助金交付規程に基づいて交付されており、各規定についてはウェブサイトにおいて掲載されているが、スポーツ振興事業補助金交付規定の細則である別表及び要領、全国大会等出場選手強化事業補助金の交付要領については掲載されていない。別表又は交付要領、前述した主な交付先団体毎の補助金交付額等を掲載することによって市民の監視を受けることも期待できる。

また、負担金を交付している担当課としては、スポーツ協会の予算執行状況や事業の進捗状況について、四半期ごとの報告を受けるべきであり、担当課はスポーツ協会を指導することが必要である。

### 3.5 いきいきと産業が育ち賑わいと活力あふれるまち【産業・経済分野】

人口減少社会を迎え、都市の持続的な発展のための活力あるまちづくりが求められている中、自然や田園が豊かで歴史が息づく地方拠点都市としての立地や特性をいかし、産業の各分野において“ながの”ならではのオンリーワンを絶えず模索しながら、地域経済の牽引役となるいきいきとした産業の振興を目指すものである。(第四次長野市総合計画の基本構想「まちづくりの基本方針編」から抜粋)

第四次長野市総合計画の後期基本計画によれば、産業・経済分野における基本施策は以下の7つである。

- 1 多様な観光交流の推進
- 2 未来に向けた農業の再生・振興
- 3 中山間地域の農業振興
- 4 豊かな森林づくりと林業の振興
- 5 産業の集積と工業の活性化
- 6 力強い商業への転換
- 7 安定した地域雇用の確保

産業・経済分野における補助金等の全体件数、義務的補助金等の件数、監査対象件数、指摘・意見件数は以下のとおりである。

平成 27 年度一般会計当初予算ベース

補助金等を予算計上した事業数	94
上記のうち義務的な補助金等のみを含む事業数	26
差引 任意的な補助金等を含む事業数(A)	68
A の補助金等の総数(補助金等の名称数)(B)	90
B のうち支出内容から判断して義務的なものと同等と考えられる補助金等	11
差引 監査対象の補助金等	79
指摘事項や意見が認められた補助金等	15

### 3.5.1 観光まつり補助金

#### 【1. 事業の概要】

負担金・補助金等の名称	観光まつり補助金		担当部局	商工観光部
			担当課	観光振興課
開始年度	不明	終了年度	定めなし	
根拠法令等	長野市観光まつり事業補助金交付要領、長野市祭礼屋台事業補助金交付要領			
目的	事業の必要性、ニーズ	長野市及び市内の観光地の魅力を高め、且つ発信する内容としての「観光まつり」を推進する必要がある。		
	交付対象	観光まつりを実施するまつり実行委員会(地域住民)		
	手段	観光まつりの開催に要する費用の一部を補助金として交付することで、観光まつり事業の実施を促進する。		
	事業の目的	観光客にとって魅力ある祭りとすることで、長野市への観光客の誘客、観光地としての知名度の向上、地域の活性化及び観光客の滞在時間の延長を目指す。		
算定根拠	<p><b>【対象経費】</b></p> <p>1 会場設営費及び設備費 2 広告宣伝費 3 警備費 4 通信費 5 事務費 6 報償費及び諸謝金 7 使用料及び賃借料 8 損害保険料 9 まつり事業の経費(販売を目的とする物品の仕入れに要する経費、住民又は地縁・地域資源によらない芸能企画に係る経費、宗教的行事に係る経費、懇親会・慰労会等に係る食料費・飲食費等の経費、及び交際費を除く) 10 その他市長が必要と認める費用</p> <p><b>【補助金の額】</b></p> <p>対象となる経費の2分の1以内の額で、かつ予算の範囲内の額。 但し、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。</p>			
同一事業に対する他の公的補助金等の有無	なし			

#### 【2. 事業のコスト等】

(単位:千円)

年度		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
年間経費の推移	①負担金・補助金等執行額	42,165	41,192	51,510	48,916
	②特定財源	0	0	0	0
	国・県支出金				
	その他	10,000	10,000	10,000	10,000
	③市負担額(①-②)	32,165	31,192	41,510	38,916

年間経費の推移	従事職員数(人)	0.1	0.1	0.1	0.1
	特記事項	平成 27 年度は、善光寺御開帳の期間中に実施した「篠ノ井大獅子奉納」に対する補助金等により増額となった。 特定財源 10,000 千円は「ながの夢応援基金」から長野灯明まつりに対する負担金を支出したもの。			
交付件数(件)		17	18	21	20
過去3年間の見直し状況		平成 26 年度に、補助金交付に当たっての補助率の上限、補助対象経費の設定等を規定する要領を定めて運用を開始した。			

### 【3. 検証】

監査の視点	評価
公益性	観光客を誘致し、長野市の観光地としての知名度や魅力を向上させる事業であり、公益性に問題はない。
合规性	長野市観光まつり事業補助金交付要領、長野市祭礼屋台事業補助金交付要領に則り交付している。氷の彫刻展、灯明まつりについては長野市が実行委員会メンバーとなっており、負担金を支出している。
効率性	合併地区のまつりの中には、本来の「観光まつり」の姿とは異なる、地域振興的なまつりも含まれており、これらのまつりに本補助金を適用すべきではない。他の補助金制度が利用できるものがないかを検討すべきである。 また、他の補助金を受けているまつりやイベントにも多数の観光客誘致を期待できるものもある。観光まつりの定義・目的を見直し、定義に該当するまつりは担当課をまたいでお互いに連携し、相乗効果を図れないか検討していくべきである。
有効性	合併地区のまつり・イベントについては、規模や地域性からは本来の「観光まつり」とは言えないものも多く、必ずしも観光客の誘致につながっていないケースもあると考えられる。
必要性	観光客の誘致につながる、本来の意味での「観光まつり」を支援する必要性はある。 本来の「観光まつり」の姿を明らかにし、観光まつりの定義を見直すとともに、合併から6年以上もの年月が経過していることから、合併地区のまつり・イベントについて内容を検討すべきである。
公平性	平成の合併地区のまつり・イベントだけに補助金を交付しており、過去に合併した他の中山間地域との公平性に欠けている。特に大岡地区の「ひじり三千石祭り」については 88.6%と極端に高い補助率となっており、公平性に問題がある。

#### 【4. 指摘事項】

なし。

#### 【5. 意見】

##### 「観光まつり」の定義の見直し

旧町村地域のまつり・イベントについては、過去の合併の際に「意向を尊重しながら調整する」「当面、現行のとおりとする。ただし、開催は実行委員会によるものとし、補助金は全市的な見直しの中で今後検討する。」とされてきた経緯がある。また、「観光まつり補助金の改革について」における「4 今後の予定」には、「補助率が極端に高いまつり(合併地区)については、対象外経費の縮減、段階的な補助金の減額等により、数年をかけて50%以内となるよう改善を図っていただく。」と明記されている。しかしながら、最後の合併から6年以上と相当の年月が経過していることから、合併地区のまつりについてはさらなる見直しの時期を迎えているといえる。

また、合併地区のまつり・イベントは地域振興的な性格のものが多くある。現行の「長野市観光まつり補助金交付要領」の交付条件を、これまでの担当課の指導でなんとか満たしているとしても、まつりの規模や地域性の観点からは、本来の「観光まつり」の姿からは程遠いものが多いように思われる。

公平性の観点からも、平成の合併地区のまつり・イベントだけに補助金を交付していて、過去に合併した他の中山間地域との公平性に欠けているといえる。特に、大岡地区の「ひじり三千石祭り」については27年度で88.6%と極端に高い補助率となっており、規模と地域性から本来の「観光まつり」には該当しないように思われ、また公平性にも問題があるといわざるを得ない。

以上から、本来の「観光まつり」の姿から、観光まつりの定義をもう一度見直す必要があるといえる。そのうえで、本来の「観光まつり」に該当するもの、補助率を下げしていくもの、終期を設けるもの、他の補助金制度(商店街イベント事業補助金など)の利用を促すもの、などに合併地区のまつり・イベントを仕分けることを検討すべきと考える。

また、現に他の補助金制度を利用しているまつり・イベントであっても、「観光まつり」として多くの観光客の誘客が見込めるものについては、担当課をまたいでお互いに連携し、相乗効果を図れないうえに検討していくべきである(大規模集客イベント事業補助金における善光寺花回廊ながの花フェスタなど)。

### 3.5.2 松代観光戦略補助金

#### 【1. 事業の概要】

負担金・補助金等の名称	松代観光戦略補助金		担当部局	商工観光部
			担当課	観光振興課
開始年度	平成17年度	終了年度	定めなし	
根拠法令等	なし			
目的	事業の必要性、ニーズ	松代の観光地としてのブランドを確立するとともに、滞在型観光や再来訪を促すことによって、観光交流人口の増加、地域経済の活性化を図る必要がある。		
	交付対象	松代観光推進機構		
	手段	観光地化に向けた自主的な活動を支援するために補助金を交付する。		
	事業の目的	松代観光のブランド化と滞在時間の延長、観光消費額の増加。		
算定根拠	観光地化に向けた事業を対象に、6,000千円を上限にして、必要な額を支援している。			
同一事業に対する他の公的補助金等の有無	なし			

#### 【2. 事業のコスト等】

(単位:千円)

年度		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
年間経費の推移	①負担金・補助金等執行額	8,000	8,000	6,000	6,000
	②特定財源	0	0	0	0
	国・県支出金				
	その他				
	③市負担額(①-②)	8,000	8,000	6,000	6,000
	従事職員数(人)	0.2	0.2	0.1	0.1
	特記事項	平成24年度から2,000千円減額、平成27年度から更に2,000千円減額。			
交付件数(件)		1	1	1	1
過去3年間の見直し状況		これまでボランティアを過剰に意識するあまり、観光客に対してサービスを提供しても、対価を求めることがなかった。大河ドラマ『真田丸』放送により注目を集める平成27年度と平成28年度が、意識改革を進めるチャンスとなるため、観光客へのサービスに対し、正当な対価を求めるよう促している。			

### 【3. 検証】

監査の視点	評価
公益性	松代地区の観光振興につながる補助金であり、公益性に問題はない。
法規性	要綱が制定されていない。長野市補助金等交付規則に基づくのみ。要綱を制定し、これに則り交付すべき。
効率性	複数の事業を含んでいるものの、松代観光推進機構に対して一括して補助金を交付している。他の補助金制度が利用可能な事業も含まれていないか、検討すべき。
有効性	複数の事業を含んでいるものの、松代観光推進機構に対して一括して補助金を交付している。それぞれの事業ごとに事業費補助として交付したうえで、それぞれの効果を判断する指標を検討すべき。
必要性	複数の事業を含んでいるものの、松代観光推進機構に対して一括して補助金を交付している。必要性のない事業や自立を促すべき事業も含まれていないか、検討すべき。
公平性	松代におけるあらゆる観光事業の受け皿となる唯一の団体であり、公平性に問題はない。

### 【4. 指摘事項】

なし。

### 【5. 意見】

#### 交付要綱の制定

本補助金については、交付要綱が制定されておらず、長野市補助金等交付規則にのみ基づいて交付されている。一方、松代歴史文化の発信・誘客事業の補助金については、交付要綱は制定されているものの、松代地区の観光推進という点において本補助金と同様の目的を持つと考えられる。これら2つの補助金は、同じ目的を持つものとして一元的に交付要綱を制定し、これに準拠して交付がなされるよう検討すべきである。

#### 事業費補助への移行

本補助金は松代観光推進機構における複数の事業をその対象に含みながらも、一括した金額で交付されており、各事業への具体的な配分は松代観光推進機構に一任されている。平成 27 年度は小中学校剣道大会事業、松代町観光貸自転車事業、エコー・ド・まつしろ倶楽部事業、松代観光推進機構事業へと配分されている。これらの事業の中には、補助金の必要性が低いと思われるものや、他の補助金制度が利用可能な事業が含まれている可能性もある。

本補助金の目的に照らし、補助金を交付することが適切な事業とそうではない事業に仕分けし、補助金が必要な事業に対してはその事業ごとに、効果が得られるような内容で事業費補助として交付できるように、制度そのものを見直すことを検討すべきである。

#### 補助金の必要性

平成 27 年度の補助金配分先のうち松代町観光貸自転車事業と松代観光推進機構事業については、繰越額が補助金額を超えており、松代町観光貸自転車事業においては特別積立金の残高も多額にある。これらの事業においては、補助金を減額しても事業が可能であると思われる。本来、補助金はその年度の事業において必要な額を交付するものであり、現在の補助率で補助金を交付する必要性が低いことから、補助金の廃止または減額を検討すべきである。

#### 補助金への依存からの脱却

平成 27 年度の補助金配分先のうちエコーロード・まつしろ倶楽部事業は、収入のほぼ全額を本補助金が占めており、補助金への依存度が高いといえる。補助金は必要最低限の金額を交付するよう、自主財源を確保し自立するように促し、段階的に減額していくことを検討すべきである。

### 3.5.3 松代歴史文化の発信・誘客

#### 【1. 事業の概要】

負担金・補助金等の名称	松代歴史文化の発信・誘客		担当部局	商工観光部
			担当課	観光振興課
開始年度	平成 22 年度	終了年度	定めなし	
根拠法令等	NPO 法人夢空間松代のまちと心を育てる会事業補助金交付要領			
目的	事業の必要性、ニーズ	松代町は、観光地としての魅力に対し、知名度が低く、そのポテンシャルを十分に発揮しているとは言いづらい。従って、観光資源の発掘と魅力の発信が必要である。		
	交付対象	NPO 法人夢空間松代のまちと心を育てる会		
	手段	観光地化に向けた自主的な活動を支援するために補助金を交付する。		
	事業の目的	対象団体をはじめ地域住民がその魅力を認識し、自信を持って発信することにより、松代観光のブランド化と滞在時間の延長、観光消費額の増加を実現する。		
算定根拠	NPO 法人との協議により、以下の内容に決定した。交付要領には記載なし。 ・まち歩き推進事業に係る費用の内、3,000 千円を上限に必要な額を補助。 ・新規事業に要する費用の内、1,000 千円を上限に必要な額を補助。			
同一事業に対する他の公的補助金等の有無	なし			

#### 【2. 事業のコスト等】

(単位:千円)

年度		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
年間経費の推移	①負担金・補助金等執行額	10,000	10,000	3,770	4,000
	②特定財源	4,000	4,000	0	0
	国・県支出金	4,000	4,000		
	その他				
	③市負担額(①-②)	6,000	6,000	3,770	4,000
	従事職員数(人)	0.3	0.3	0.2	0.2
	特記事項	平成 26 年度と比較して、6,000 千円以上を減額。			
交付件数(件)	1	1	1	1	
過去3年間の見直し状況	補助金を減額しながら自己資金を捻出できるよう構造改革を求めている。大河ドラマ『真田丸』放送により注目を集める平成 27 年度と平成 28 年度が構造改革を進めるチャンスとなるため、観光客へのサービスに対して正当な対価を求めるよう促している。				

### 【3. 検証】

監査の視点	評価
公益性	松代地区の観光振興につながる補助金であり、公益性に問題はない。
合规性	「NPO 法人夢空間松代のまちと心を育てる会事業補助金交付要領」が規定されているものの、上限額の定めはなく、要領に記載のとおりに対象経費を積み上げて金額を決定するという過程をとっていない。
効率性	平成 28 年度からは長野市ガイド協会が松代地区のガイドも実施することとなっているが、両者は趣旨も目的も異なるものであり、効率性に問題はない。
有効性	平成 27 年度収支決算書は特別会計も含めたすべての事業の合算となっており、委託管理事業と指定管理事業とが分けられていない。補助金の効果を判断するのが困難である。
必要性	平成 27 年度収支決算書は特別会計も含めたすべての事業の合算となっており、委託管理事業と指定管理事業とが分けられていない。必要性を判断するのが困難である。
公平性	平成 28 年度からは長野市ガイド協会が松代地区のガイドも実施することとなっているが、両者は趣旨も目的も異なるものであり、公平性に問題はない。

### 【4. 指摘事項】

なし。

### 【5. 意見】

#### 交付要領の見直し

「NPO 法人夢空間松代のまちと心を育てる会事業補助金交付要領」が規定されているものの、そこに上限額の定めはなく、当該 NPO 法人との協議によって上限額を決定し、さらに新規事業に対しては別途の上限額を設けている。また、要領には対象経費を積み上げて金額を決定することとされているが、実際にはその過程をとっていない。よって、交付要領が規定されているものの形骸化しているといえる。

交付要領は、補助金の申請や交付決定、実績報告による効果の測定が適切になされるように、対象経費、補助率、限度額など補助金交付にあたって必要な事項を盛り込んで規定すべきであり、そのような交付要領に則り補助金の交付がなされるべきである。

### 補助対象事業費の実績把握

平成 27 年度収支決算書は特別会計も含めたすべての事業の合算となっており、予算書のように委託管理事業と指定管理事業とが分けられていない。この収支決算書では、本補助金の対象となる事業の収支が判明せず、本補助金の効果の検証や必要性の判断が困難となる。

予算書においても決算書においても、本補助金の対象経費が明確にわかるように記載されるべきである。

### 3.5.4 長野市善光寺表参道ガイド協会負担金

#### 【1. 事業の概要】

負担金・補助金等の名称	長野市善光寺表参道ガイド協会負担金		担当部局	商工観光部
			担当課	観光振興課
開始年度	平成 24 年度	終了年度	定めなし	
根拠法令等	長野市善光寺表参道ガイド協会規約、同協会総会決議			
目的	事業の必要性、ニーズ	観光客にまち歩き楽しさを提供し、滞在時間の延長を図るため、善光寺表参道界限の魅力を伝えるボランティアガイドの向上と組織体制の確立に取り組むもの。		
	交付対象	長野市善光寺表参道ガイド協会		
	手段	長野市善光寺表参道ガイド協会が観光客のニーズにあった表参道界限の周遊コースを企画・実施する。また、同ガイド協会が主体的に運営できるよう組織体制の見直しを行う。		
	事業の目的	観光客の滞在時間延長により、地元商店街での購買や市内での宿泊による経済波及効果を高める。また、観光客の満足度向上によって、リピーターの獲得を図る。		
算定根拠	事業費の実績等に応じて算出。			

#### 【2. 事業のコスト等】

(単位:千円)

年度		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
年間経費の推移	①負担金・補助金等執行額	2,920	2,512	7,979	7,231
	②特定財源	0	0	0	0
	国・県支出金				
	その他				
	③市負担額(①-②)	2,920	2,512	7,979	7,231
	従事職員数(人)	0.8	0.3	0.1	0.1
	特記事項	なし			
団体の収支状況等	④収入			10,947	10,860
	市支出	2,920	2,512	7,979	7,231
	事業収入			1,563	200
	会費				60
	その他			1,404	3,369
	⑤支出			8,578	10,860
	⑥繰越(④-⑤)			2,368	0
⑦市負担率(①/④)			72.9%	66.6%	
特記事項	なし				

交付件数(件)	1	1	1	1
過去3年間の見直し状況	平成 28 年度予算の減額。			

### 【3. 検証】

監査の視点	評価
公益性	観光客のニーズに応えるものであり、観光推進につながる。
合规性	長野市は長野市善光寺表参道ガイド協会の事務局を担っていると同時に会員であり、同協会規約と総会決議に基づいて負担金を交付している。 平成 28 年度からの長野市ガイド協会においては、長野市は顧問および監事となる。 決算書の提出を求めているものの、支出帳票類とともに一連の資料として保管されていない。
効率性	平成 28 年度以降は松代地区のガイドも実施することになっているが、松代地区のまち歩き事業を実施する NPO 法人に対して補助金を交付する、松代歴史文化の発信・誘客事業とは趣旨も目的も異なり、効率性に問題はない。
有効性	交付決定通知において事業報告書及び決算書の提出を求めているものの、支出帳票類とともに一連の資料として保管されていない。市が負担金を支出している以上、負担金がどう使われているか、本当に必要な金額であったか等を検証するために、入手した当該協会の事業報告書及び決算書の適切な保管は欠かせない。
必要性	観光ガイドは観光客のニーズがあり、観光振興の観点からの必要性は高い。
公平性	長野市善光寺表参道ガイド協会は、善光寺界限でガイド事業を行う全ての団体(「郷土史研究会」、「梵鐘の会」)が参画し、平成 24 年6月に設立した。 平成 28 年度からは長野市ガイド協会と改称し、松代地区のガイドも実施する。

### 【4. 指摘事項】

なし。

## 【5. 意見】

### 事業報告書及び決算書の保管

交付決定通知において事業報告書及び決算書の提出を求めているものの、担当課では支出帳票類とともに一連の資料として保管されていない。市が負担金を支出している以上、負担金がどう使われているか、本当に必要な金額であったか等を検証するために、入手した当該協会の事業報告書及び決算書の適切な文書管理が求められる。

### 交付額査定の根拠について

本補助金の申請書に添付されている「ガイド実施見込み」においては、ガイドによる見込み収入が1,310千円となっているが、平成27年度予算書には、参加料(ガイド料見込)が150千円と記載されており、金額が大きく乖離し、整合性がとれていない。補助金の交付決定に当たっては前年度の決算書の内容も考慮した、現実的かつ信頼しうる予算書に基づいてなされるべきであり、本補助金のケースにおいても予算要求の段階で、現実的かつ信頼しうる数値をもとに協議がなされるべきである。

### 3.5.5 広域観光協議会負担金

#### 【1. 事業の概要】

負担金・補助金等の名称	広域観光協議会負担金		担当部局	商工観光部
			担当課	観光振興課
開始年度	不明	終了年度	定めなし	
根拠法令等	各協議会の規約			
目的	事業の必要性、ニーズ	近隣の市町村、観光推進団体や同じ観光テーマを持つ市町村、観光推進団体と連携をして、各地域の魅力を補完しあいながら情報発信をすることで、観光客が本市及び周辺市町村に興味を持ってもらい、誘客につなげる。		
	交付対象	広域連携する市町村及び観光推進団体で構成する協議会		
	手段	本市が参画している協議会への運営費負担及び活動への参加。(信越観光圏、信越高原連絡協議会、しなの鉄道沿線観光協議会、知音都市交流ながの市民の会、真田街道推進機構等)		
	事業の目的	広域連携等により、旅行を目的とする人に本市を訪問、滞在してみたいと思うような情報を提供することで、誘客を促進し、観光交流人口 1200 万人を実現する。		
算定根拠	各協議会の規約により算出。			
同一事業に対する他の公的補助金等の有無	なし			

#### 【2. 事業のコスト等】

(単位:千円)

年度		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
年間経費の推移	①負担金・補助金等執行額	6,942	7,508	6,884	6,660
	②特定財源	0	0	0	0
	国・県支出金				
	その他				
	③市負担額(①－②)	6,942	7,508	6,884	6,660
	従事職員数(人)				
	特記事項	なし			
交付件数(件)	8	9	9	12	
過去3年間の見直し状況	なし				

### 【3. 検証】

監査の視点	評価
公益性	周辺市町村や観光推進団体と連携して魅力を発信していくことで、市の観光客増加につながる。
合規性	各協議会の規約に基づいて交付している。
効率性	構成員が重複している協議会や、事業内容が類似している協議会、高い誘客効果があるとは思えない協議会がある。それぞれの協議会の活動状況や事業効果を検証し、必要な協議会にのみ参画すべきである。
有効性	構成員が重複している協議会や、事業内容が類似している協議会、高い誘客効果があるとは思えない協議会がある。
必要性	観光ニーズが多様化する中で、長野市単独での事業展開や誘客には自ずと限界があることから、近隣市町村だけでなく広域的な連携による相乗効果を期待し、協議会の設立趣旨に基づき、会員同士の連携を進め、情報発信の強化、連携コンテンツの開発、キャンペーンの共同実施等により観光誘客に努めているものである。 しかしながら、構成員が重複している協議会や、事業内容が類似している協議会、高い誘客効果があるとは思えない協議会がある。それぞれの協議会の活動状況や事業効果を検証し、必要な協議会にのみ参画すべきである。
公平性	すべて広域連携する市町村及び観光推進団体で構成する協議会に対する負担金であり、公平性に問題はない。

### 【4. 指摘事項】

なし。

### 【5. 意見】

#### 参画対象協議会の選定

観光ニーズが多様化する中で、長野市単独での事業展開や誘客には自ずと限界があることから、近隣市町村だけでなく広域的な連携による相乗効果を期待し、協議会の設立趣旨に基づき、会員同士の連携を進め、情報発信の強化、連携コンテンツの開発、キャンペーンの共同実施等により観光誘客に努めているものである。

しかしながら、構成員が重複している協議会や、事業内容が類似している協議会、高い誘客効果があるとは思えない協議会がある。それぞれの協議会の活動状況や事業効果を検証し、必要な協議会にのみ参画すべきである。

### 3.5.6 観光コンベンションビューロー運営補助金

#### 【1. 事業の概要】

負担金・補助金等の名称	観光コンベンションビューロー運営(事務局職員人件費)補助金		担当部局	商工観光部
			担当課	観光振興課
開始年度	平成15年度	終了年度	定めなし	
根拠法令等	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例			
目的	事業の必要性、ニーズ	長野市への観光振興活動及びコンベンション誘致活動を目的とする当該法人に対して補助金を交付する。		
	交付対象	(公財)ながの観光コンベンションビューロー		
	手段	長野市の特性を活かした観光振興事業とコンベンションやフィルムコミッションの誘致・支援を行う当該法人に対して運営費の一部を補助する。		
	事業の目的	長野市の特性を活かしたコンベンションの誘致・支援事業及び観光誘客事業を実施し、産業経済の活性化及び文化の向上並びに国際相互理解の増進に寄与する。		
算定根拠	実績に応じて算出。			

#### 【2. 事業のコスト等】

(単位:千円)

年度		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
年間経費の推移	①負担金・補助金等執行額	98,272	99,836	101,765	110,538
	②特定財源	0	0	0	0
	国・県支出金				
	その他				
	③市負担額(①-②)	98,272	99,836	101,765	110,538
	従事職員数(人)	1.5	1.5	1.5	1.5
	特記事項	毎年、決算後に補助金額を確定している。			
団体の収支状況等	④収入	98,457	100,272	102,580	110,754
	市支出	98,272	99,836	101,765	110,538
	事業収入				
	会費				
	その他	185	436	815	216
	⑤支出	98,457	100,272	102,580	110,322
	⑥繰越(④-⑤)	0	0	0	432
	⑦市負担率(①/④)	99.8%	99.6%	99.2%	99.8%
特記事項	なし				

交付件数(件)	1	1	1	1
過去3年間の見直し状況	なし			

### 【3. 検証】

監査の視点	評価
公益性	観光振興を目的とした公益財団法人に対する運営補助であり、公益性に問題はない。
合規性	ながの観光コンベンションビューローは、市が立ち上げから寄与した団体であり、当初から人件費については市が補助することとしている。当該団体のみを交付対象としていることから、交付要綱は制定されていない。公益的法人等への職員の派遣に関する条例に則り交付している。
効率性	市内の4つの観光協会の中には、その運営費につき、観光・コンベンション事業助成金として交付されている団体がある。同じ運営費でありながら、本補助金の交付先とそれ以外の4つの観光協会とは別の補助金制度で交付しているため、観光協会の運営費は同一の補助金制度において、交付要綱を制定のうえで一元的に管理すべき。
有効性	市の「新 1200 万人観光交流推進プラン」に基づいた事業により、観光入込客数は目標 12,000 千人を大きく上回る 17,008 千人となり、前回の善光寺御開帳時(平成 21 年度)の 15,458 千人をも上回った。
必要性	ながの観光コンベンションビューローは、市が立ち上げから寄与した団体であり、設立当初から人件費については市が補助することとしている。
公平性	観光振興を目的に市が設定した計画に基づき、コンベンション誘致等を行う団体であり、市の出捐により設立した公益団体であることから、公平性に問題はない。

### 【4. 指摘事項】

なし。

### 【5. 意見】

#### 同一目的補助金の一元管理

本補助金の交付先であるながの観光コンベンションビューローのほかに、市の観光振興を担う団体として4つの観光協会がある。これらの観光協会の中には、観光・コンベンション事業助成金として運営費も含めて交付されている団体もある。同じ運営費でありながら、本補助金の交付先とそれ以外の4つの観光協会とは別の補助金制度で交付している。4つの観光協会においても運営費を補助する必要があるならば、これらの運営費は同一の補助金制度において、交付要綱を制定のうえで一元的に管理し、交付すべきである。

### 3.5.7 観光・コンベンション事業助成金

#### 【1. 事業の概要】

負担金・補助金等の名称	観光・コンベンション事業助成金		担当部局	商工観光部
			担当課	観光振興課
開始年度	平成 15 年度	終了年度	定めなし	
根拠法令等	なし			
目的	事業の必要性、ニーズ	(公財)ながの観光コンベンションビューロー及び各観光協会が実施する専門的な観光振興、誘客促進事業に対し支援することで、長野市の観光事業の振興及び年間を通じた観光客の誘客促進を図る。		
	交付対象	公益財団法人ながの観光コンベンションビューロー及び観光協会(戸隠、鬼無里、飯綱高原、信州新町)		
	手段	(公財)ながの観光コンベンションビューロー及び観光協会が行う観光振興事業と同コンベンションビューローが行うコンベンションやフィルムコミッションの誘致・支援のために必要な事業費を補助する。		
	事業の目的	観光入込客数や市内宿泊客数を増やすことで、観光消費額を増加させ地域経済の活性化に資する。		
算定根拠	事業の実績に応じて算出。			
同一事業に対する他の公的補助金等の有無	なし			

#### 【2. 事業のコスト等】

(単位:千円)

年度		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
年間経費の推移	①負担金・補助金等執行額	135,068	146,199	137,746	140,197
	②特定財源	0	0	56,806	0
	国・県支出金			56,806	
	その他				
	③市負担額(①-②)	135,068	146,199	80,940	140,197
	従事職員数(人)	1.0	1.0	1.0	1.0
	特記事項	平成 27 年度の特定期財源は、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)である。			
交付件数(件)	5	5	5	6	
過去3年間の見直し状況	なし				

### 【3. 検証】

監査の視点	評価
公益性	観光振興を目的とした事業に対する補助であり、公益性に問題はない。
合规性	本補助金は、「長野市観光振興計画」に基づく事業の経費であり、予算編成段階で提出される見積書により査定を行う等、積み上げにより算出している。交付要綱は制定されていない。
効率性	本補助金の交付先は5件あり、ながの観光コンベンションビューロー以外の市内4つの観光協会においては、事業費のみならず運営費も含めた額に対して本補助金を交付している団体もある。運営費と事業費を明確に区別し、事業内容と補助金制度を整理・見直しすべき。
有効性	市の「新 1200 万人観光交流推進プラン」に基づいた事業により、観光入込客数は目標 12,000 千人を大きく上回る 17,008 千人となり、前回の善光寺御開帳時(平成 21 年度)の 15,458 千人をも上回った。
必要性	市の観光振興のため、ながの観光コンベンションビューローや各観光協会が実施する専門的な観光振興、誘客推進事業に対して支援することは必要性が高い。
公平性	観光振興を目的とした公益財団法人と市内4つの観光協会に交付しており、交付先を網羅している点においては公平性に問題はない。 しかしながら、本補助金においては交付要綱が制定されていないため、事業費のみならず運営費も含めて交付されている団体があるなど、交付水準がそれぞれの交付先によって異なっており、この点において公平性が保たれていない。

### 【4. 指摘事項】

なし。

### 【5. 意見】

#### 交付要綱の制定

本補助金については交付要綱が制定されていない。本補助金は複数の交付先に対して交付しており、公平性を保つことが求められる。補助金の交付にあたっては、補助金の目的、対象経費、補助率、交付条件、必要書類などを交付要綱で明確に制定し、これに則るべきである。

### 事業費補助への転換

本補助金の交付先は5件あるが、ながの観光コンベンションビューロー以外の市内4つの観光協会の中には、事業費のみならず運営費も含めた額に対して本補助金を交付している団体もある。

しかしながら、本来、補助金はその年度の補助対象事業における事業経費のうち必要な額を交付するものであり、運営費とは明確に区別する必要がある。また、運営費については団体の自主財源に基づくように促していくべきであるが、各観光協会が実施する事業の公共性に鑑みて運営費を補助する必要があるならば、補助内容を検討して必要最小限とすべきである。

このように、各観光協会において事業費と運営費を明確に区別し、それぞれの必要最小額を補助金として交付することができるよう、観光コンベンションビューロー運営補助金と本補助金をあわせて制度を見直すべきである。そのうえで、前述のように交付要綱を制定し、これに則るべきである。

### 3.5.8 土地改良事業団体補助金

#### 【1. 事業の概要】

負担金・補助金等の名称	土地改良事業団体補助金		担当部局	農林部
			担当課	農業土木課
開始年度	平成14年度	終了年度	定めなし	
根拠法令等	長野市土地改良区等補助金交付要領			
目的	事業の必要性、ニーズ	土地改良区等の運営を円滑に図る。		
	交付対象	土地改良区(12団体)、水利組合(2団体)		
	手段	土地改良区等の活動を支援するため補助金を交付する。		
	事業の目的	多面的機能を果たしている農業基盤施設の適正な維持管理。		
算定根拠	<b>【定額分】</b> 1団体あたり30,000円 内訳:維持管理計画等の作成・維持管理活動・維持管理実績報告事務に対し、それぞれ10,000円(800円×8時間+諸経費)。 <b>【定率分】</b> 賦課金対象面積割 土地改良区等の賦課面積1haあたり800円を乗じる。			

#### 【2. 事業のコスト等】

(単位:千円)

年度		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
年間経費の推移	①負担金・補助金等執行額	3,157	3,131	3,096	3,164
	②特定財源	0	0	0	0
	国・県支出金				
	その他				
	③市負担額(①-②)	3,157	3,131	3,096	3,164
	従事職員数(人)	0.3	0.3	0.3	0.3
	特記事項	毎年、決算後に補助金額を確定している。			
団体の収支状況等	④収入	705,396	679,279	567,336	555,915
	市支出	3,157	3,131	3,096	3,164
	事業収入	83,003	83,634	69,360	79,141
	会費	151,148	145,896	148,653	121,337
	その他	468,088	446,618	346,227	352,273

団体の収支状況等	⑤支出	530,354	531,680	564,693	555,821
	⑥繰越(④-⑤)	175,042	147,599	2,643	94
	⑦市負担率(①/④)	0.4%	0.5%	0.5%	0.6%
	特記事項	交付している14団体の合算数値を記載。 平成27年度決算額が出ていないため、予算額。			
交付件数(件)	14	14	14	14	
過去3年間の見直し状況	なし				

### 【3. 検証】

監査の視点	評価
公益性	土地改良法に基づいて設立された土地改良区等が実施する、農業用水路の維持管理活動に対する補助金であり、公益性に問題はない。
合規性	長野市土地改良区等補助金交付要領に則り交付している。
効率性	基盤整備事業補助金は、土地改良区等が実施する農業基盤施設の老朽化等に伴う改良事業に対して支援するものであり、本補助金とは対象事業が異なるため、効率性に問題はない。
有効性	土地改良区が管理する農業基盤施設が多面的機能を有しており、この施設を良好に維持管理する活動に対して市も応分の負担をする、という実態をより適切に表すためには、現行の運営費補助ではなく事業費補助とすべきである。
必要性	市内では近年、都市化が進んだことにより、これまで農地だった地域が住宅地になるなど、土地改良区が管理している水路等が住宅地を流れ、雨水排水や防火、親水など多面的機能を担っている。そのため、これらの維持管理を土地改良区のみでの負担とせず、市も応分の負担をすべきであると考えられる。 しかしながら金額的な側面からは、各団体において多額の一般会計繰越額があるため、補助金がなくても事業が可能である。どうしても必要であるならば、現行の算定方法による運営費補助ではなく、事業費補助として補助対象経費から必要最小限の金額を算定し、交付すべきである。
公平性	土地改良法に基づいて設立された土地改良区及び水利組合すべてに交付されており、公平性に問題はない。

### 【4. 指摘事項】

なし。

## 【5. 意見】

### 補助金算定根拠の見直し

市内では近年、都市化が進んだことにより、これまで農地だった地域が住宅地になるなど、土地改良区が管理している水路等が住宅地を流れ、雨水排水や防火、親水など多面的機能を担っている。そのため、これらの維持管理を土地改良区のみ負担とせず、市も応分の負担をすべきであると考えられる。

しかしながら、各土地改良区においては補助金額の数倍から数十倍もの多額の一般会計繰越金があり、金額的な側面からは補助金がなくても事業が可能であり、補助金を交付する必要はない。本来、補助金はその年度の事業において必要な額を交付するものであり、将来のために繰り越すためのものではない。

以上から、本補助金がなくても、あるいは、土地改良区の公共性に鑑みて運営に支障を来さない最小限の補助金で運営が可能であると考えられる。補助金がどうしても必要であるならば、各土地改良区の予算書だけではなく、近年の一般会計繰越実績額を考慮し、現行よりも低額かつ必要最小限の金額となるようにすべきである。具体的には、現状では定額＋面積割で算定される運営費補助であるため、事業費補助として実際の維持管理費に応じるように算定根拠を見直す必要がある。

## 【参考】

平成 27 年度補助金交付額上位5件の土地改良区における補助金交付額と一般会計繰越額

(単位:千円)

	平成 27 年度 補助金交付額	平成 26 年度末 一般繰越額	平成 25 年度末 一般繰越額	平成 24 年度末 一般繰越額
長野平土地改良区	927	2,736	2,899	—
善光寺平土地改良区	379	8,858	8,139	—
上中堰土地改良区	310	16,945	21,751	—
下堰土地改良区	258	5,436	11,298	—
豊野町土地改良区	227	8,750	11,736	10,733

### 3.5.9 農業者育成(新規就農者支援事業)

#### 【1. 事業の概要】

負担金・補助金等の名称	農業者育成 (新規就農者支援事業)		担当部局	農林部
			担当課	農業政策課
開始年度	平成 23 年度	終了年度	定めなし	
根拠法令等	長野市新規就農者支援事業実施要綱			
目的	事業の必要性、ニーズ	農業就業人口の減少、従事者の高齢化等農業が抱える課題により、今後の農業の担い手が不足している。		
	交付対象	新規就農者		
	手段	新たな農業の担い手となる者の育成及び確保を促進し農業の振興を図るため、就農のための研修を受け、又は新規に就農する者に対し助成金を交付する。		
	事業の目的	新規就農者の確保・育成をする。		
算定根拠	<b>【対象者】</b> ① 市内に住所を有するおおむね 40 歳以下のもの ② 研修費助成は市内で就農するために研修をする者 ③ 営農資金助成は市長が指定する研修機関等で研修を受けて、市内で就農する者 <b>【助成金額】</b> 1 研修費助成 月額 10 万円以内 (新規参入…最長3年間、農家子弟…最長2年間) 2 営農資金助成 新規参入…月額 10 万円(2年間) 農家子弟…月額5万円(2年間)			
同一事業に対する他の公的補助金等の有無	なし			

#### 【2. 事業のコスト等】

(単位:千円)

年度		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
年間経費の推移	①負担金・補助金等執行額	4,440	4,140	1,380	7,740
	②特定財源	0	0	0	0
	国・県支出金				
	その他				
	③市負担額(①-②)	4,440	4,140	1,380	7,740
	従事職員数(人)	2.5	1.5	1.5	1.5
	特記事項	平成 27 年度は研修費助成 780 千円、営農資金助成 600 千円である。			

交付件数(件)	9	5	2	10
特記事項	平成27年度は研修費助成と営農資金助成が1件ずつである。			
過去3年間の見直し状況	なし			

### 【3. 検証】

監査の視点	評価
公益性	新規就農者を支援することで、農業従事者の確保、農業振興へとつながっていく。
合規性	長野市新規就農者支援事業実施要綱に則り交付している。
効率性	国の青年就農給付金を基本に、市独自の補助金として、新規就農者を支援するもの。国の青年就農給付金は親元就農者に対する交付要件が厳しく、交付を受けられないこともあるため、本補助金で補完する形となっている。新規参入就農者は対象からはずし、国の青年就農給付金を受けられなかった親元就農者を支援するという目的に沿うように事業内容を見直すべき。
有効性	補助金申請時に提出された就農計画の目標が達成されているか、圃場の視察や農業者との面談を実施しており、営農状況によっては農業指導員、県改良普及センターの技術指導員がフォローアップとして技術指導を実施している。これにより、本補助金の効果を確認し、確実なものとしている。
必要性	農業就業人口の減少、従事者の高齢化等により担い手の確保、育成は重要な課題であるが、就農初期段階は経営が不安定であり、新規就農前後において支援する必要性はある。 交付件数は減少しているものの、親元就農者が国の青年就農給付金を受けられない場合もあり、これを支援している実態に沿うように内容を見直したうえで今後も継続する必要がある。
公平性	要件を満たせば誰でも申請可能であり、交付決定は長野市新規就農者支援事業審査会の審査による。

### 【4. 指摘事項】

なし。

## 【5. 意見】

### 事業内容の見直しについて

本補助金は、国の青年就農給付金を基本にしながらも、市独自の補助金として、新規就農者を支援するものであるが、国の青年就農給付金は親元就農者に対する交付要件が厳しく、交付を受けられないこともあるため、本補助金で補完する形となっている。しかしながら現行の制度では、親元就農者以外の新規参入就農者も支援するものとなっているため、国の青年就農給付金を受けられなかった親元就農者を支援するという目的に沿うように事業内容を見直すべきである。

3.5.10 緩衝帯維持管理支援事業補助金

【1. 事業の概要】

負担金・補助金等の名称	緩衝帯維持管理支援事業補助金		担当部局	農林部
			担当課	いのしか対策課
開始年度	平成 24 年度	終了年度	定めなし	
根拠法令等	長野市緩衝帯維持管理支援事業補助金交付要領			
目的	事業の必要性、ニーズ	野生鳥獣による人身及び農林産物等への被害防止を図ることを目的に市が整備した緩衝帯について、維持管理が行われず放置されると、緩衝帯の効果が失われるため。		
	交付対象	緩衝帯整備事業を実施した行政連絡区等		
	手段	交付対象者が実施する緩衝帯の維持管理に係る経費に対して補助を行う。		
	事業の目的	緩衝帯の機能を維持する。		
算定根拠	<p>市で整備した緩衝帯の維持管理を住民が実施する場合、下記に定める標準経費の 5/10 以内を補助。</p> <p>1. 業務委託による施業</p> <p>① 草刈のみ 179,000 円/ha</p> <p>② 除伐・集積 277,000 円/ha</p> <p>③ 除伐・集積(市の集積未実施箇所) 456,000 円/ha</p> <p>④ 実績報告のための面積測量(測量及び製図) 32,000 円/ha</p> <p>2. 地域住民による施業</p> <p>① 草刈のみ 132,000 円/ha</p> <p>② 除伐・集積 205,000 円/ha</p> <p>③ 除伐・集積(市の集積未実施箇所) 338,000 円/ha</p> <p>④ 実績報告のための面積測量(測量及び製図) 32,000 円/ha</p> <p>3. 機械リース料</p> <p>① 刈り払い機 1,100 円/日</p> <p>② チェーンソー 1,550 円/日</p>			
同一事業に対する他の公的補助金等の有無	なし			

【2. 事業のコスト等】

(単位:千円)

年度		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
年間経費の推移	①負担金・補助金等執行額	245	0	81	264
	②特定財源	0	0	0	0
	国・県支出金				
	その他				
	③市負担額(①-②)	245	0	81	264
	従事職員数(人)	0.8	0.8	2.0	2.0
	特記事項	なし			
交付件数(件)		1	0	1	
過去3年間の見直し状況		標準経費については毎年度見直しを実施し、必要に応じて改定している。			

【3. 検証】

監査の視点	評価
公益性	野生鳥獣による人身及び農林産物等への被害防止を図ることを目的に市が緩衝帯を整備しており、公益性に問題はない。
合规性	長野市緩衝帯維持管理支援事業補助金交付要領に則り交付している。
効率性	維持管理できる緩衝帯でなければ、当該補助金の効果はないと考えられるが、緩衝帯整備の申請の際には、その後の維持管理の必要性を理解してもらっており、整備後も随時、資料の送付・説明を実施して、維持管理の取り組みを促している。よって効率性に問題はない。
有効性	緩衝帯の維持管理には、実施団体にも応分の負担が必要となる。また中山間地域の高齢化・人口減少により作業を行う参加者の確保が困難なため、維持管理の取組みに苦慮しているのが現状である。緩衝帯の維持管理が地元住民によって適切に実施されるように、補助内容の見直しを検討すべきである。
必要性	緩衝帯の維持管理は野生鳥獣からの被害を防止する効果があるが、地元住民には大きな負担となるため、当該補助金の必要性は高いといえる。
公平性	地元の行政連絡区等から要望のあったものについて適切に対応しており、公平性に問題はない。

#### 【4. 指摘事項】

なし。

#### 【5. 意見】

##### 補助内容の見直し

緩衝帯の維持管理には、実施団体にも応分の負担が必要となる。また中山間地域の高齢化・人口減少により作業を行う参加者の確保が困難なため、維持管理の取組みに苦慮しているのが現状である。緩衝帯の維持管理が適切に実施されるようにすべきであり、緩衝帯整備の申請段階での説明を徹底し、地域住民による場合の補助率を引き上げるなど、補助内容の見直しを検討すべきである。また、高齢者が多い団体においては補助金のみによる支援では限度があると考えられることから、補助金以外の新たな支援策も検討すべきである。

3.5.11 長野市商業振興事業補助金

【1. 事業の概要】

負担金・補助金等の名称	長野市商業振興事業補助金(商店街マップ作成・まちなかパワーアップ空き店舗等活用・商店街魅力アップ支援)		担当部局	商工観光部
			担当課	産業政策課
開始年度	平成2年度	終了年度	定めなし	
根拠法令等	長野市商業振興事業補助金交付要綱			
目的	事業の必要性、ニーズ	個人消費の低迷及び経営者の高齢化、後継者不足等により、商店街の空き店舗等の増加及び活力の低下が進んでおり、まちなかにぎわいが失われつつある。		
	交付対象	商店街団体(商店街マップ作成事業・商店街魅力アップ支援事業)又は中心市街地(長野地区、篠ノ井地区及び松代地区)の空き店舗等を活用し事業を行う個人及び法人事業者(まちなかパワーアップ空き店舗等活用事業)		
	手段	商店街の積極的な情報発信、個店強化、付加価値創出等又は事業者の中心市街地の1階部分の空き店舗等を活用した出店の取組に対して、補助金を交付する。		
	事業の目的	商店街の空き店舗等の解消及び活力の向上により、来街者を増加させ、まちなかにぎわい創出につなげることで、商業の振興を図る。		
算定根拠	<p><b>【対象経費】</b></p> <p>マップ作成 : 商店街マップの印刷費及び作成委託費</p> <p>空き店舗等活用 : 個人及び法人事業者の出店のための空き店舗等の改修費又は改築費及び附帯設備の設置に要する経費</p> <p>魅力アップ支援 : 商店街の個店強化、付加価値創出及び空き店舗等活用のための報償費、賃金、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、役員費、広告料、委託料、調査研究費、使用料及び賃借料、改築費・改修費、附帯設備設置費並びに備品購入費(賃金又は備品購入費は、それぞれ対象経費の1/5 又は 12 万円(共同で実施する場合は 24 万円)のいずれか低い額以内)</p> <p><b>【算出方法】</b></p> <p>マップ作成 : 対象経費の 1/3 以内 限度額 10 万円 (共同で実施する場合は限度額 15 万円)</p> <p>空き店舗等活用 : 対象経費の 1/2 以内 限度額 30 万円 (指定した道路沿いへの出店の場合は、限度額 50 万円)</p> <p>魅力アップ支援 : 対象経費の 1/2 以内 限度額 30 万円 (共同で実施する場合は、限度額 60 万円)</p>			

同一事業に対する他の公的補助金等の有無	なし
---------------------	----

【2. 事業のコスト等】

(単位:千円)

年度		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
年間経費の推移	①負担金・補助金等執行額	7,970	5,241	2,619	5,700
	②特定財源	0	0	0	0
	国・県支出金				
	その他				
	③市負担額(①-②)	7,970	5,241	2,619	5,700
	従事職員数(人)	0.6	0.6	0.6	0.6
特記事項	平成 27 年度は、商店街マップ作成事業(実績なし)、まちなかパワーアップ空き店舗等活用事業(2,400 千円)及び商店街魅力アップ支援事業(219 千円)の合計。				
交付件数(件)	16	17	8		
特記事項	平成 27 年度は、商店街マップ作成事業(実績なし)、まちなかパワーアップ空き店舗等活用事業(6件)及び商店街魅力アップ支援事業(2件)の合計。				
過去3年間の見直し状況	平成 26 年度から、まちなかパワーアップ空き店舗等活用事業に事業者を対象とした「まちなか空き店舗等活用促進事業」及び「まちなか創業支援事業」を統合し、商店街魅力アップ支援事業に商店街を対象とした「まちづくり協議会活動事業」、「集客に役立つ施設等活用事業」及び「店舗等出店活用事業」を統合した。				

【3. 検証】

監査の視点	評価
公益性	商店街の空き店舗を解消することや、魅力を向上させることで、まちのにぎわい向上につながるため、公益性に問題はない。
合规性	長野市商業振興事業補助金交付要綱に則り交付している。
効率性	それぞれの商店街のニーズに合った補助を実施することで商店街が活性化するように、複数のメニュー(長野市商業振興事業補助金、商店街イベント事業補助金、商店街環境整備事業補助金など)を用意しており、ある程度の子算を確保している。それぞれの補助金制度の交付件数や交付額は年度によって増減があるものの、全体としては継続した需要があり、商店街活性化に一定の効果があるといえる。

有効性	<p>それぞれの商店街のニーズに合った補助を実施することで商店街が活性化するように、複数のメニュー（長野市商業振興事業補助金、商店街イベント事業補助金、商店街環境整備事業補助金など）を用意しており、ある程度の予算を確保している。それぞれの補助金制度の交付件数や交付額は年度によって増減があるものの、全体としては継続的に需要があり、商店街活性化に一定の効果があるといえる。</p> <p>商店街マップ作成事業については交付実績がない年度があることから、メニューの周知を図る必要はある。</p>
必要性	<p>それぞれの商店街のニーズに合った補助を実施することで商店街が活性化するように、複数のメニュー（長野市商業振興事業補助金、商店街イベント事業補助金、商店街環境整備事業補助金など）を用意しており、ある程度の予算を確保している。それぞれの補助金制度の交付件数や交付額は年度によって増減があるものの、全体としては継続的に需要がある。</p>
公平性	<p>要件を満たす全ての個人・事業者を対象としており、公平性に問題はない。</p>

#### 【4. 指摘事項】

なし。

#### 【5. 意見】

##### 制度の周知

それぞれの商店街のニーズに合った補助を実施することで商店街が活性化するように、複数のメニュー（長野市商業振興事業補助金、商店街イベント事業補助金、商店街環境整備事業補助金など）を用意しており、ある程度の予算を確保している。それぞれの補助金制度の交付件数や交付額は年度によって増減があるものの、全体としては継続した需要があり、商店街活性化に一定の効果があるといえる。

本補助金制度においても、交付額実績が減少傾向にあるものの、メニューのひとつとして継続していくことは必要であると考えます。しかしながら、商店街マップ作成事業補助金については、交付実績のない年度があるなど、これまでの利用頻度が低いことや、ごく一部の商店街のみが利用している実態から、制度の周知を図ることが必要である。

### 3.5.12 大規模集客イベント事業補助金

#### 【1. 事業の概要】

負担金・補助金等の名称	大規模集客イベント事業補助金		担当部局	商工観光部
			担当課	産業政策課
開始年度	平成 16 年度	終了年度	定めなし	
根拠法令等	長野市商業振興事業補助金交付要綱			
目的	事業の必要性、ニーズ	中心市街地の商店街に賑わいを取り戻し、商店街の活性化を目指す。		
	交付対象	商店街団体		
	手段	大規模(対象経費 50 万円以上)で集客力があり、商店街の販売促進事業が行われるイベントに対し補助する。		
	事業の目的	イベントをきっかけに中心市街地の商店の認知度を高めることで、商店街に日常的な賑わいを取り戻す。		
算定根拠	<p><b>【対象経費】</b>            会場借上料、装飾費(会場設備費を含む)、印刷費、報償費、会議費、使用料、賃借料、需要役務費及び広告費            ただし、対象経費の合計が 50 万円以上であること。</p> <p><b>【算定方法】</b>            対象経費の 30/100(市の商業の活性化に特に寄与すると認められるものについては、市長が別に定める割合)以内            限度額 300 万円(市の商業の活性化に特に寄与すると認められるものについては、市長が別に定める額)</p>			
同一事業に対する他の公的補助金等の有無	なし			

#### 【2. 事業のコスト等】

(単位:千円)

年度		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
年間経費の推移	①負担金・補助金等執行額	13,818	13,170	13,320	13,320
	②特定財源	0	0	0	0
	国・県支出金				
	その他				
	③市負担額(①-②)	13,818	13,170	13,320	13,320
	従事職員数(人)	0.3	0.3	0.3	0.3
	特記事項	なし			

交付件数(件)	5	4	4	4
特記事項	善光寺花回廊ながの花フェスタについては、負担金として10,000千円を交付している。			
過去3年間の見直し状況	なし			

### 【3. 検証】

監査の視点	評価
公益性	大規模な集客がある商店街イベントは、長野市全体の商業活性化に寄与するものであり、公益性に問題はない。
合规性	長野市商業振興事業補助金交付要綱に則り交付している。善光寺花回廊ながの花フェスタについては長野市が実行委員会メンバーとなっており、負担金を支出している。
効率性	商店街イベント事業補助金も商店街の販売促進に寄与する活動に対して交付されるが、長野市全体の商業活性化に寄与するものかどうかで判断している。 大規模イベントは市外県外の観光客が期待するイベントであるという点においては観光振興課における観光まつりと類似しているが、商店街団体が実施する商店街振興のイベントであるという点において両者は異なるものである。
有効性	また、イベント集客数そのものが天候等に左右されるとはいえ減少傾向にあり、平成28年度目標値はこれまでの80万人から50万人へと大幅に下げられたものの、大規模イベントを継続していくことにより自然と地元への愛着や関心を育み、その積み重ねが長野市の発展につながると考えられることから、本補助金を継続することは有効であるといえる。
必要性	長野市を代表するイベントとして大規模イベントを支援していくことは必要である。
公平性	商店街振興組合、商店街事業協同組合等の商店街団体に対象者が限られているが、本補助金の公平性に問題はない。

### 【4. 指摘事項】

なし。

### 【5. 意見】

#### 他の補助金との相乗効果(複数担当課での連携)

本補助金の交付対象である大規模イベントの中には、市民や市外県外の観光客が期待するイベントであるという点において観光振興課における観光まつりに該当するイベントがあるとも考えら

れる(善光寺花回廊ながの花フェスタ)。本補助金と観光まつり補助金の目的は異なるものの、参加する市民や観光客はその目的の違いを認識して参加するわけではなく、いずれも共通して大きなイベントであるという認識であると思われる。

行政においては、観光振興と商店街団体の商業振興では目的が異なることから、それぞれの目的に沿うように補助金制度が整備されることはもっともなことである。一方、両者は密接に関係しているものであり、担当課をまたいでお互い連携し、効果を高めていくことが必要と考えられる。大規模イベントと観光まつりが、これまで以上に市内商業活動の活性化、誘客等で相乗効果を図れないかという観点で、事業内容を検討していくべきである。

### 3.5.13 商店街イベント事業補助金

#### 【1. 事業の概要】

負担金・補助金等の名称	商店街イベント事業補助金		担当部局	商工観光部
			担当課	産業政策課
開始年度	平成4年度	終了年度	定めなし	
根拠法令等	長野市商業振興事業補助金交付要綱			
目的	事業の必要性、ニーズ	商店街に賑わいを取り戻し、商店街の活性化を目指す。		
	交付対象	商店街団体		
	手段	商店街の販売促進事業が行われるイベントに対し補助する。		
	事業の目的	イベントをきっかけに商店の認知度を高めることで、商店街に日常的な賑わいを取り戻す。		
算定根拠	<b>【対象経費】</b> 会場借上料、装飾費(会場設備費を含む)、印刷費、報償費、使用料、賃借料、需要役務費及び広告費 <b>【算出方法】</b> ① 冬季(12月から3月)に開催するもの:50/100(限度額 50万円) ② ①以外の期間に開催するもの:30/100(限度額 30万円) ※ ①②ともに千円未満の端数切捨て			
同一事業に対する他の公的補助金等の有無	なし			

#### 【2. 事業のコスト等】

(単位:千円)

年度		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
年間経費の推移	①負担金・補助金等執行額	4,747	4,963	6,132	7,000
	②特定財源	0	0	0	0
	国・県支出金				
	その他				
	③市負担額(①-②)	4,747	4,963	6,132	7,000
	従事職員数(人)				
	特記事項	なし			
交付件数(件)	20	20	24	27	
過去3年間の見直し状況	なし				

### 【3. 検証】

監査の視点	評価
公益性	各商店街がイベントにより活性化することで、まちのにぎわいにつながるため、公益性に問題はない。
合规性	長野市商業振興事業補助金交付要綱に則り交付している。
効率性	商店街イベント事業補助の中でも、イベントの集客数や対象経費の規模から、大規模集客イベント事業補助金との区別が困難な場合があることが想定されるが、その商店街エリアの中でのイベントかどうかという観点で、市外県外から観光客の訪れる大規模イベントとは区別している。 商店街イベント補助金は、観光振興課における観光まつりと類似しているが、商店街団体が実施する商店街振興のイベントであるという点において、両者は異なるものである。
有効性	補助金の利用件数自体が増えることにより、目に見える形での変化があり、それに興味を持つ来街者の増加、まちのにぎわい創出につながる可能性がある。
必要性	商店街を活性化するために実施されるイベントを支援していくことの必要性はある。
公平性	商店街振興組合、商店街事業協同組合等の商店街団体に対象者が限られているが、本補助金の公平性に問題はない。

### 【4. 指摘事項】

なし。

### 【5. 意見】

#### 複数担当課での連携と見直し

観光振興と商業振興では目的が異なるが、両者は密接に関係しているものであり、担当課をまたいでお互い連携し、効果を高めていくことが必要と考えられる。

観光まつり補助金の交付対象となっているまつりの中でも、合併地区のまつり・イベントには地域振興的な性格のものが多くあることから、観光振興と商業振興の間で相乗効果を図れないかという観点で、事業内容について検討していくべきである。

3.5.14 商工団体育成補助金

【1. 事業の概要】

負担金・補助金等の名称	商工団体育成補助金		担当部局	商工観光部
			担当課	産業政策課
開始年度	不明	終了年度	定めなし	
根拠法令等	なし			
目的	事業の必要性、ニーズ	対象団体は商工業者間の連絡調整、協同事業等の活動を担うとともに、個々の事業者への経営指導、市の施策の実施主体となるなど、長野市の産業振興にとって欠かせない存在である。したがって、市が積極的に運営を支援していく必要がある。		
	交付対象	商工業の振興を目的とする団体(商工会議所・商工会・商店会連合会・県中小企業団体中央会長野支部・中央通り活性化連絡協議会・ソフト産業協議会・工業振興会)		
	手段	対象団体の活動・運営費を補助する。		
	事業の目的	商工業の振興及び地域経済の発展のための活動が活性化される。		
算定根拠	<p>【長野市商工会及び長野商工会議所運営費補助金】 過去の算出根拠に基づいて金額を算定し、実態に基づいて補助金を交付している。</p> <p>【長野市商店会連合会運営費補助金】 補助対象(振興費、広報費、委員会費・初えびす費、会議費、事務局費、分担金) ※補助率は補助対象経費に4分の3を乗じた額とし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、補助額は予算額を上限とする。</p> <p>【長野県中小企業団体中央会長野支部運営事業補助金】 補助対象(経営経済講演会費、中央会本部による中小企業連携組織対策事業費、実務講習会費、地区活性化研究事業費、長野支部補助金支援事業費)に3分の1を乗じた額とし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、補助額は予算額を上限とする。</p>			

【2. 事業のコスト等】

(単位:千円)

年度		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
年間経費の推移	①負担金・補助金等執行額	104,233	104,291	102,117	102,117
	②特定財源	0	0	0	0
	国・県支出金				
	その他				
	③市負担額(①-②)	104,233	104,291	102,117	102,117

年間経費の推移	従事職員数(人)	0.2	0.2	0.2	0.2
	特記事項	平成 27 年度の主な内訳:長野市商工会 45,671 千円、長野商工会議所 41,973 千円、長野商店会連合会 7,301 千円、信州新町商工会 5,227 千円、長野市中央通り活性化連絡協議会 900 千円、長野県中小企業団体中央会長野支部 680 千円			
団体の収支状況等	④収入				
	市支出	104,233	104,291	102,117	102,117
	事業収入				
	会費				
	その他				
	⑤支出				
	⑥繰越(④-⑤)				
	⑦市負担率(①/④)				
特記事項	平成 27 年4月に長野市商工会と中条商工会が合併した。				
交付件数(件)	10	9	8	8	
過去3年間の見直し状況	長野商工会議所 …平成 27 年度:前年度比-2.0% 平成 28 年度:前年度比±0 長野市商工会 …平成 27 年度:前年度比+2.3%(中条合併) 平成 28 年度:前年度比±0 長野商店会連合会…平成 26 年度から据え置き				

### 【3. 検証】

監査の視点	評価
公益性	商工団体の活動は市の産業振興に寄与するものであり、公益性に問題はない。
合规性	交付要綱が制定されていない。
効率性	各種団体への運営費補助となっているが、事業費補助への転換については今後もその可能性を継続して検討する必要がある。
有効性	各種商工団体の活動は市の産業振興に欠かせないものであり、その運営費を補助することの効果は高いといえる。経営指導員の指導件数を効果検証のひとつとしている。
必要性	交付対象の各種商工団体は市の産業振興に対して欠かせない存在であることから、運営費を補助する必要性はある。
公平性	各団体によって算定根拠が異なり、公平性に課題がある。

#### 【4. 指摘事項】

なし。

#### 【5. 意見】

##### 交付規準の明確化

本補助金は各商工団体の運営費補助金であり、各商工団体は市の産業振興に欠かせない存在であることから、必要性はあるといえる。しかしながら、統一的な交付要綱が制定されていないため、算定根拠が各団体によって異なり、公平性の観点からも課題がある。

補助金の交付にあたっては、その目的、対象経費、補助率、交付条件、必要書類などを交付要綱等にて明確に規定する必要がある。

また、本補助金は各商工団体の運営費補助であり、事業費補助への転換は困難であると考えられるが、今後もその可能性について継続して検討する必要がある。

### 3.5.15 雇用対策補助金

#### 【1. 事業の概要】

負担金・補助金等の名称	雇用対策補助金		担当部局	商工観光部
	( ①中小企業退職金共済掛金補助金 ②職業訓練事業運営補助金 )		担当課	産業政策課
開始年度	①不明 ②昭和 55 年度	終了年度	①②定めなし	
根拠法令等	①長野市中小企業退職金共済掛金補助金交付要綱 ②なし			
目的	事業の必要性、ニーズ	① 退職金制度のない中小企業が市内にある。 ② 職業能力開発促進法で定められた公益法人の運営を支えて、木造建築に携わる技能者の技能向上を図る必要がある。		
	交付対象	① 市内に事業所を有する中小企業 ② 職業訓練法人長野地域職業訓練協会		
	手段	① 初めて退職金共済契約の申込みをした事業所に対して、12ヶ月分の掛金に100分の20以内(一人月額1,000円を上限)の補助をする。 ② 職業訓練法人長野地域職業訓練協会が運営する、職業訓練センター及び職業訓練校の運営費を補助する。		
	事業の目的	労働福祉事業の前進と生活環境の向上を図る。		
算定根拠	① 市内に事業所を有する中小企業及び初めて退職金共済契約の申込みをした事業所が共済契約の効力が生じた日の属する月から起算して4月を経過する月から15月を経過する月までの各月分として納付した掛金とする。補助率は12ヶ月分の掛金の100分の20以内(一人月額1,000円を上限)。 ② 運営費として賃金相当分を定額で補助。			
同一事業に対する他の公的補助金等の有無	① なし ② あり(県)			

#### 【2. 事業のコスト等】

(単位:千円)

年度		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
年間経費の推移	①負担金・補助金等執行額	9,728	8,621	9,384	10,248
	②特定財源	0	0	0	0
	国・県支出金				
	その他				
	③市負担額(①-②)	9,728	8,621	9,384	10,248
	従事職員数(人)	0.3	0.3	0.3	0.3
特記事項	平成 27 年度の市負担額は、共済 2,216 千円、訓練 5,938 千円ほか。				

交付の推移	件数(件)・共済	77	80	67	80
	件数(件)・訓練	2	2	2	2
	特記事項	職業訓練センターは、平成22年度末に、長野商工会議所や長野県経営者協会をはじめ多くの業界団体からの陳情により、国から長野市に移管された。			
過去3年間の見直し状況		なし			

### 【3. 検証】

監査の視点	評価
公益性	中小企業を支援することや、職業訓練校の運営を支援することは、市の産業振興につながることから、公益性に問題はない。
合规性	① 長野市中小企業退職金共済掛金補助金交付要綱に則り交付している。 ② 職業訓練事業運営費補助金については、当初から市が人件費相当分を補助金として交付することとしており、長野地域職業訓練協会が運営する全2施設のみを対象としているため、交付要綱の規定がない。
効率性	職業訓練事業運営費補助金については、その交付先2件において、国や県など他からも補助金が交付されているが、内容は重複していない。
有効性	① 毎年ほぼ同水準での交付申請があり、中小企業の経営やその従業員の生活安定にとって有効である。 ② 市の補助金の対象となる人件費が収支決算書上、明確ではない。
必要性	① 中小企業の従業員の生活安定のため、退職金制度を支援する必要がある。 ② 職業訓練校等の運営費を補助することによって、専門的、技術的職業の後継者育成を支援する必要がある。人件費相当分を市が補助することとなっている。しかし、市の補助金の対象となる人件費が収支決算書上、明確ではない。
公平性	① 申請のあった企業についてはすべて交付している。 ② 長野地域職業訓練協会が運営する全2施設に交付している。

### 【4. 指摘事項】

なし。

## 【5. 意見】

### 職業訓練事業運営費補助金における交付要綱等の制定

職業訓練事業運営費補助金においては、長野地域職業訓練協会が運営する全2施設のみを交付対象としており、人件費相当額を補助することとされてきたことから、交付要綱は制定されていない。

しかしながら、対象経費や算定根拠などが不明確であることや、補助金の検証に必要な書類が入手されていないことなどから、交付要綱等を制定して必要事項を明確にすることが望まれる。

これにより、補助金の必要性や有効性などの検証、また、各年度に必要最低限の補助金交付が可能となり、効率的な支出につながると考えられる。

### 3.6 多様な都市活動を支える快適なまち【都市整備分野】

緑豊かな自然と都市機能を併せ持ち、個性的な地域が連なる長野市においては、効率的で機能的な都市整備を行いながら、各地域でいきいきと生活できるまちづくりを行うとともに、地方拠点都市“ながの”としての多様な交流や魅力と賑わいのある快適なまちを目指すものである。(第四次長野市総合計画の基本構想「まちづくりの基本方針編」から抜粋)

第四次長野市総合計画の後期基本計画によれば、都市整備分野における基本施策は以下の6つである。

- 1 多核心連携を目指したコンパクトなまちづくりの推進
- 2 快適に暮らせるまちづくりの推進
- 3 地域の特性をいかした景観の形成
- 4 交通体系の整備
- 5 道路網の整備
- 6 高度情報化の推進

都市整備分野における補助金等の全体件数、義務的補助金等の件数、監査対象件数、指摘・意見件数は以下のとおりである。

平成 27 年度一般会計当初予算ベース

補助金等を予算計上した事業数	72
上記のうち義務的な補助金等のみを含む事業数	40
差引 任意的な補助金等を含む事業数(A)	32
A の補助金等の総数(補助金等の名称数)(B)	38
B のうち支出内容から判断して義務的なものと同等と考えられる補助金等	18
差引 監査対象の補助金等	20
指摘事項や意見が認められた補助金等	3

### 3.6.1 長野駅東口地域街づくり対策連絡協議会補助金

#### 【1. 事業の概要】

負担金・補助金等の名称	長野駅東口地域街づくり対策 連絡協議会補助金		担当部局	駅周辺整備局
			担当課	駅周辺整備局
開始年度	平成4年度	終了年度	定めなし	
根拠法令等	長野市補助金等交付規則、長野駅東口地域街づくり事業補助金交付要領、長野駅東口地域街づくり対策連絡協議会会則			
目的	事業の必要性、ニーズ	土地区画整理事業が進む長野駅東口地域において、健全な市街地の形成を図り、健康で文化的な明るく住み良い街づくりを、住民との協働により実現を図る。		
	交付対象	長野駅東口地域(中御所、北中、栗田、七瀬南部、七瀬中町、七瀬)の住民から成る長野駅東口地域街づくり対策連絡協議会		
	手段	協議会における勉強会等研究・活動に対する費用補助。		
	事業の目的	長野駅東口地域における、住民との協働による、健全な市街地の形成と、健康で文化的な明るく住み良い街づくりの実現。		
算定根拠	当該年度の事業実績及び次年度の事業計画に基づき算定。			

#### 【2. 事業のコスト等】

(単位:千円)

年度		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
年間経費の推移	①負担金・補助金等執行額	500	500	500	500
	②特定財源	0	0	0	0
	国・県支出金				
	その他				
	③市負担額(①-②)	500	500	500	500
	従事職員数(人)	1.0	1.0	1.0	1.0
	特記事項	なし			
団体の収支状況等	④収入	970	833	895	800
	市支出	500	500	500	500
	事業収入				
	会費	168	114	114	114
	その他	302	219	281	186
	⑤支出	750	552	710	800
	⑥繰越(④-⑤)	220	281	185	0
	⑦市負担率(①/④)	51.5%	60.0%	55.9%	62.5%
特記事項	なし				

交付件数(件)	1	1	1	1
過去3年間の見直し状況	なし			

### 【3. 検証】

監査の視点	評価
公益性	長野駅東口地域において、行政との協働により健全な市街地の形成と、健康で文化的な明るく住み良い街づくりの実現を図るための組織である協議会への補助であるため、公益性の高い補助金であると考えられる。
合规性	長野市補助金等交付規則第4条1項及び長野駅東口地域街づくり事業補助金交付要領第4(4)に基づく補助金であり、合规性に問題はないと考えられる。
効率性	<p>「地区協議会交付金」として、協議会の下部組織6地区団体に合計 240 千円が交付されているが、一部の団体で以下の用途が見られた。</p> <p>① 会議費としての居酒屋への支払い(5件 51 千円)</p> <p>② 協議会が主催する懇親会出席費用の支払い(2件 15 千円)</p> <p>③ 委員会行動費として、出席した委員への一律 800 円の支払い(全4回、延べ出席者数 48 人合計 38 千円)</p> <p>長野駅東口地域街づくり事業補助金交付要領では、補助金対象事業とする協議会及びその下部組織団体の運営事業について、その用途を明確に規定していないが、各団体の作成する「現金出納簿」において、「交付金は懇親会費に使用しないこと」と定めている。補助金の趣旨からも、(類似を含む)懇親会費用の支払いや構成員への金員の支払いは望ましいとはいえない。</p> <p>同交付要領で、補助金の対象事業、用途を明確に定め、目的に沿った執行が今後望まれる。</p>
有効性	補助金の具体的な成果については、協議会総会への出席や予算綴りの入手により、市として把握管理している。今後は「効率性」に記載のとおり、用途を明確に定めた上で、もう一步踏み込んだ管理が望ましい。
必要性	長野駅東口地域において、行政との協働により健全な市街地の形成と、健康で文化的な明るく住み良い街づくりの実現を図るために必要な協議会への補助である。実施中の土地地区画整理事業遂行の上でも連携が必要であり、また、独自の財源を持たない協議会であることから、市が補助する必要性はあると考えられる。
公平性	「長野駅東口地域」において協働の街づくりに取り組む、地域住民で構成された唯一の団体への補助金であるため、その点での公平性は担保されていると考えられる。補助金額についても、協議会を組織する各地区の役員が算定したものであり、土地地区画整理事業区域内の各地区の広さや街づくり活動の状況を踏まえ算定していることから、地区間の公平性は確保されていると考えられる。

#### 【4. 指摘事項】

なし。

#### 【5. 意見】

##### 交付要領における補助対象経費の規定

協議会の下部組織である地区団体において、「地区協議会交付金」として交付された補助金の使途で「会議費としての居酒屋への支払い」「協議会が主催する懇親会出席費用の支払い」「委員会行動費として、出席した委員への一律金員の支払い」が見受けられた。

現行の「長野駅東口地域街づくり事業補助金交付要領」では、補助金対象事業とする協議会及びその下部組織団体の運営事業について、その使途を明確に規定していないが、各団体の作成する「現金出納簿」では「交付金は懇親会費に使用しないこと」と定めており、補助金の趣旨からも、(類似を含む)懇親会費用の支払いや構成員への金員の支払いは望ましいとはいえない。同交付要領で、補助金の対象事業、使途を明確に定め、目的に沿った執行とモニタリングが今後望まれる。

### 3.6.2 長野市北陸新幹線地区対策委員会補助金

#### 【1. 事業の概要】

負担金・補助金等の名称	長野市北陸新幹線地区対策委員会		担当部局	企画政策部
	補助金		担当課	交通政策課
開始年度	平成 18 年度	終了年度	定めなし	
根拠法令等	長野市北陸新幹線地区対策委員会補助金交付要領			
目的	事業の必要性、ニーズ	北陸新幹線建設時の地元要望事項の履行にあたり、地域住民からの協力や履行状況の相互確認が必要である。振動や騒音など住民生活への影響等を調査する必要がある。		
	交付対象	沿線地区新幹線対策委員会		
	手段	調査研究活動等に対し補助金を交付する。		
	事業の目的	沿線住民による地元要望事項への協力や履行状況の相互確認、振動や騒音などの状況把握など。		
算定根拠	<b>【対象】</b> ・生活環境に与える影響への調査研究活動 ・関連公共事業調査等に対する協力活動、用地取得に対する協力活動など <b>【補助金額】(1)(2)の合計額</b> (1)均等割: 1地区当たり 45,000 円 (2)通過延長割: 地区内における線路の延長距離 100 メートル当たり 3,750 円			
同一事業に対する他の公的補助金等の有無	なし			

#### 【2. 事業のコスト等】

(単位:千円)

年度		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
年間経費の推移	①負担金・補助金等執行額	378	378	378	378
	②特定財源	0	0	0	0
	国・県支出金				
	その他				
	③市負担額(①-②)	378	378	378	378
	従事職員数(人)	0.1	0.1	0.1	0.1
	特記事項	なし			
交付件数(件)	4	4	4	4	
過去3年間の見直し状況	なし				

### 【3. 検証】

監査の視点	評価
公益性	北陸新幹線の長野以北の建設を促進するための活動補助金であり、北陸新幹線が開通・整備されることで、地域経済の活性化や観光振興など様々な面で公共の利益につながるため、公益性に問題はないと考えられる。
合規性	長野市補助金等交付規則第4条1項及び長野市北陸新幹線地区対策委員会補助金交付要領(平成18年9月1日施行)に基づく補助金である。補助金の対象活動は同要領第3条で「北陸新幹線の建設を促進するための対策委員会が行う活動」と規定しているが、建設「後」の現在も同交付要領は改定されていない。同交付要領の対象活動及び本補助金の算定根拠(「均等割」と「通過延長割」の合計で一定額)等について、建設後の現在の対策委員会活動に則して見直すことが望ましい。
効率性	補助金の算定は「均等割」と「通過延長割」の合計で一定額となっており、交付要領で明確に規定されている。また、活動についても、交付要領上で明記されている。しかしながら、「合規性」に記載のとおり、建設前の交付要領が建設後の現在もそのまま用いられており、効率性の観点からも、建設後の現在の対策委員会活動に則して交付要領を見直すことが望ましい。
有効性	本補助金は、「均等割」と「通過延長割」の合計一定額を「前払金」として各対策委員会に交付する形式を採用しているため、「長野市補助金等交付規則」に則り、実績報告及び用途明細報告の市への提出は現在不要となっている。このため実質的に「定額渡し切り」の補助金となっている状況にある。同交付規則で「前払金」について実績報告不要とする主旨は、用途が交付時点で具体的かつ明白であるためであるが、本補助金については交付時点で用途に具体性はないことから、一定額の前払金交付を定めている交付要領自体の見直し、もしくは、市として実績報告を求めることが必要と考えられる。
必要性	建設時の地元要望事項について、履行状況を双方で確認し、住民生活への影響等を把握していくことは、必要な活動であり、市が関与すべき活動であると考えられる。また、各委員会の収入の大半を市補助金で拠出している状況から、本補助金は必要なものと考えられる。
公平性	制度上、特定の団体が対象となるが、北陸新幹線の延伸対象区間の地区を一律対象とし、補助金の額の算定も通過延長割として、建設する線路の延長距離100メートル当たり3,750円と明確であるため、公平な基準で交付されていると考えられる。

#### 【4. 指摘事項】

なし。

#### 【5. 意見】

##### 定額渡し切り補助金の見直し

本補助金は、「均等割」と「通過延長割」の合計一定額を「前払金」として各対策委員会に交付する形式を採用しているため、「長野市補助金等交付規則」に則り、実績報告及び用途明細報告の市への提出は現在不要となっている。このため実質的に「定額渡し切り」の補助金となっている。同交付規則で「前払金」について実績報告不要とする主旨は、用途が交付時点で具体的かつ明白であるためであるが、本補助金については交付時点で用途に具体性はないことから、一定額の前払金交付を定めている交付要領自体の見直し、もしくは、市として実績報告を求めることが必要と考えられる。加えて、交付要領自体は北陸新幹線建設前に制定されたものであるため、建設後の現在の対策委員会活動に則して、交付要領を全体的に見直すことが望ましい。

### 3.6.3 国・県道整備期成同盟会補助金

#### 【1. 事業の概要】

負担金・補助金等の名称	国・県道整備期成同盟会補助金		担当部局	建設部
			担当課	道路課
開始年度	不明	終了年度	定めなし	
根拠法令等	長野市道路・河川期成同盟会等補助金交付要領			
目的	事業の必要性、ニーズ	地域の生活、通勤に重要な幹線道路である国・県道の防災および整備促進を図るため。		
	交付対象	地元組織		
	手段	国、県と連携を図るために地元住民により組織された同盟会の要望活動や現地調査等を支援するために補助金を交付する。		
	事業の目的	国・県道の防災および整備の促進。		
算定根拠	各同盟会会則及び規約による。			

#### 【2. 事業のコスト等】

(単位:千円)

年度		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
年間経費の推移	①負担金・補助金等執行額	534	479	445	478
	②特定財源	0	0	0	0
	国・県支出金				
	その他				
	③市負担額(①-②)	534	479	445	478
	従事職員数(人)	0.1	0.1	0.1	0.1
	特記事項	なし			
団体の収支状況等	④収入	3,451	3,036	2,763	
	市支出	534	479	445	478
	事業収入	0	0	0	
	会費	1,063	931	965	
	その他	1,854	1,626	1,353	
	⑤支出	1,977	1,804	1,452	
	⑥繰越(④-⑤)	1,474	1,232	1,311	
	⑦市負担率(①/④)	15.5%	15.8%	16.1%	
特記事項	なし				

交付件数(件)	12	12	12	12
過去3年間の見直し状況	各同盟会会則及び規約により補助金額の見直しを実施している。			

### 【3. 検証】

監査の視点	評価																		
公益性	道路は不特定多数の市民が利用する社会基盤であり、住民目線でその整備が促進されることは、公共の利益に資するものと考えられる。																		
合规性	長野市補助金等交付規則第4条1項及び長野市道路・河川期成同盟会等補助金交付要領に基づく補助金である。 要領に沿った形で交付されており、合规性に問題はないと考えられる。																		
効率性	<p>「北長野(停)中俣線及び北長野(停)線整備開発促進期成同盟会」に対する平成27年度補助金90千円の算定根拠は「平成27年度歳入歳出予算書」であり、同予算書上で、市からの補助金(助成金)90千円を含めて収支均衡してはいるものの、前年(平成26年度)も含めて、以下のとおり歳出の執行状況が予算の半分に満たない状況が続いている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度(内補助金)</th> <th>平成27年度(内補助金)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歳入予算</td> <td>500千円(100千円)</td> <td>510千円(90千円)</td> </tr> <tr> <td>歳入決算</td> <td>552千円(100千円)</td> <td>548千円(90千円)</td> </tr> <tr> <td>歳出予算</td> <td>500千円</td> <td>510千円</td> </tr> <tr> <td>歳出決算</td> <td>229千円</td> <td>222千円</td> </tr> <tr> <td>次年度繰越金</td> <td>323千円</td> <td>326千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>また同様に、「巖橋小川村境間改良促進期成同盟会」も平成26年度、平成27年度共に執行率が50%を割り、多額の次年度繰越金が発生している状況にある。</p> <p>補助金は、予算に基づき必要な金額を上限として交付すべきであるが、現行予算では、その執行率の低さ(予算金額の形骸化)から、必要な補助金額が交付されているとは判断し難い。市でも既に団体の状況を鑑みて減額交渉を開始し、上記のように一部団体で每期段階的に減額して対応している状況にあるが、段階的な毎期の減額では、「必要額のみを交付する」という主旨としては不十分である。実効性のある予算を作成し、その予算の範囲で每期必要となる金額のみを補助金として交付することが望ましい。</p>		平成26年度(内補助金)	平成27年度(内補助金)	歳入予算	500千円(100千円)	510千円(90千円)	歳入決算	552千円(100千円)	548千円(90千円)	歳出予算	500千円	510千円	歳出決算	229千円	222千円	次年度繰越金	323千円	326千円
	平成26年度(内補助金)	平成27年度(内補助金)																	
歳入予算	500千円(100千円)	510千円(90千円)																	
歳入決算	552千円(100千円)	548千円(90千円)																	
歳出予算	500千円	510千円																	
歳出決算	229千円	222千円																	
次年度繰越金	323千円	326千円																	
有効性	<p>市では、下部組織への2次交付金も含め、各組織が開催する総会に出席することなどで会計報告を確認し、また、事業の成果を把握している。</p> <p>より具体的な用途、成果を把握するために、上記に加え、決算における支出額と繰越額を精査し、市の補助額が適正水準か検証することが望ましい。</p>																		

必要性	不特定多数の市民が利用する道路の整備促進に係る費用を、特定の地元のみが負担する事は理に適わず、市として関与すべき事業であると考えられる。ただし、本補助金が事業遂行上、各団体に対して本当に必要か否かについては「効率性」記載のとおり、見直すことが望ましい。
公平性	市内各地で組織されている12団体に対して交付される補助金であるため、その点での公平性は担保されているが、各団体で5千円から216千円までとその補助金額には差が生じている。各団体間の公平性に配慮しつつ、「効率性」記載のとおり、事業遂行上、每期必要となる金額のみを補助金として交付することが望ましい。

#### 【4. 指摘事項】

なし。

#### 【5. 意見】

##### 補助金額算定基準の見直し

補助金は、予算に基づき必要な金額を上限として交付すべきであるが、本補助金交付団体の一部では、その予算執行率の低さ(予算金額の形骸化)から、必要な補助金額が交付されているとは判断し難い状況にある。市でも既に団体の状況を鑑みて減額交渉を開始し、一部団体で每期段階的に減額して対応している状況にあるが、段階的な毎期の減額では、「必要額のみを交付する」という主旨としては不十分である。

各団体では、実効性のある予算に基づき每期補助金を交付申請し、市では、各団体間の公平性に配慮しつつ、その予算の範囲で必要額のみを補助金として交付することが望ましい。加えて、予算の実効性や補助金の必要額を検討する上で、各団体の総会資料からもう一步踏み込んで、支出内容について精査することが望ましい。

以上